

平成 2 6 年 9 月 1 7 日 開 会

平成 2 6 年 9 月 1 8 日 閉 会

平 成 2 6 年

第 3 回 定 例 会 会 議 録

( 1 日 目 )

小 豆 島 町 議 会

# 平成 26 年 第 3 回

## 小豆島町議会定例会会議録

---

小豆島町告示第 60 号

平成 26 年第 3 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 9 月 10 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

### 記

1. 期 日 平成 26 年 9 月 17 日 (水)
2. 場 所 小豆島町役場 議場

---

開 会 平成 26 年 9 月 17 日 (水曜日) 午前 9 時 28 分

閉 会 平成 26 年 9 月 18 日 (木曜日) 午後 2 時 00 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	9月17日	9月18日
1	大 川 新 也	○	○
2	坂 口 直 人	○	○
3	中 松 和 彦	○	○
4	松 下 智	○	○
5	谷 康 男	○	○
6	柴 田 初 子	○	○
7	藤 本 傳 夫	○	○
8	森 崇	○	○
9	安 井 信 之	○	○
10	秋 長 正 幸	○	○
11	鍋 谷 真 由 美	○	○
12	中 村 勝 利	○	○
13	浜 口 勇	○	○
14	森 口 久 士	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日
町 長	塩 田 幸 雄	○	○
副町長 教育部長（扱）	松 本 篤	○	○
副町長 健康福祉部長（扱）	松 尾 俊 男	○	○
総務部長兼課長	空 林 志 郎	○	○
企画振興部長	大 江 正 彦	○	○
政策統括監兼企画財政課長	城 博 史	○	○
税 務 課 長	立 花 英 雄	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○
建 設 課 長	尾 田 秀 範	○	○
健康づくり福祉課長	楠 初 美	○	○
学 校 教 育 課 長	坂 東 民 哉	○	○
商 工 観 光 課 長	山 本 真 也	○	○
会 計 管 理 者	谷 部 達 海	○	○
農 林 水 産 課 長	近 藤 伸 一	○	○
議 会 事 務 局 長	三 好 規 弘	○	○
社 会 教 育 課 長	松 田 知 己	○	○
オ リ ー プ 課 長	久 利 佳 秀	○	○
人 権 対 策 課 長	丸 本 秀	○	○
内 海 病 院 事 務 長	岡 本 達 志	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	濱 田 茂	○	○
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○
子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○	○
介 護 サ ー ビ ス 課 長 兼 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○	○
病 院 再 編 推 進 室 長	森 一 生	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三 好 規 弘

議事日程

別 紙 の と お り

平成26年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年9月17日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 11名
- 第4 報告第6号 平成25年度決算における小豆島町健全化判断比率について  
(町長提出)
- 第5 報告第7号 平成25年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について  
(町長提出)
- 第6 報告第8号 平成25年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について  
(町長提出)
- 第7 報告第9号 平成25年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について  
(町長提出)
- 第8 報告第10号 平成25年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について  
(町長提出)
- 第9 議案第51号 平成25年度小豆島町歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 第10 議案第52号 小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例について  
(町長提出)
- 第11 議案第53号 小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について  
(町長提出)
- 第12 議案第54号 小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について  
(町長提出)
- 第13 議案第55号 小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について  
(町長提出)
- 第14 議案第56号 小豆島町すくすく子育て基金条例について (町長提出)
- 第15 議案第57号 小豆島町税条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第16 議案第58号 小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第17 議案第59号 小豆島町国民健康保険診療所条例を廃止する条例について  
(町長提出)

- 第 18 議案第 60 号 小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第 19 議案第 61 号 小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
について (町長提出)
- 第 20 議案第 62 号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい  
て (町長提出)
- 第 21 議案第 63 号 土庄町小豆島町環境衛生組合の解散について (町長提出)
- 第 22 議案第 64 号 土庄町小豆島町環境衛生組合の解散に伴う財産処分について  
(町長提出)
- 第 23 議案第 65 号 池田大池排水機施設整備工事に係る工事請負契約について  
(町長提出)
- 第 24 議案第 66 号 消防ポンプ自動車(坂手分団)購入事業に係る物品購入契約に  
ついて (町長提出)
- 第 25 議案第 67 号 塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約について (町長提出)
- 第 26 議案第 68 号 し尿収集車購入事業に係る物品購入契約について  
(町長提出)
- 第 27 議案第 69 号 池田小学校スクールバス更新事業に係る物品購入契約について  
(町長提出)
- 第 28 議案第 70 号 平成 26 年度小豆島町一般会計補正予算(第 3 号)  
(町長提出)
- 第 29 議案第 71 号 平成 26 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号) (町長提出)
- 第 30 議案第 72 号 平成 26 年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算  
(第 1 号) (町長提出)
- 第 31 議案第 73 号 平成 26 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第 1 号) (町長提出)
- 第 32 議案第 74 号 平成 26 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)  
(町長提出)
- 第 33 議案第 75 号 平成 26 年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)  
(町長提出)
- 第 34 請願第 2 号 解釈改憲による集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求  
める意見書の提出に関する請願 (議長提出)

平成26年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年9月18日（木）午後1時30分開議

- 第1 議案第52号、議案第57号及び請願第2号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号及び請願第2号に対する討論及び採決
- 第4 議員派遣について
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）
- 第6 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

開会 午前9時28分

○議長（森口久士君） 本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る9月10日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いします。

なお、後藤教育長につきましては、入院中のため欠席届が提出されておりますので、ご了承願います。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第3回定例会が開催される当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。

さて、本定例会では、平成25年度の各会計決算認定のほか、報告案件5件、条例案件11件、契約案件5件、補正予算の審議6件、その他案件2件ご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（森口久士君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時28分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。6月11日以降9月10日までの主要事項に



関する報告、監査委員からの例月出納検査執行状況報告書3件、監査委員からの決算審査意見書報告、財政経営健全化審査意見書報告については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく、本町が出資している政令で定める法人の経営状況を説明する書類3件については、各議員に印刷配付しておりますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、7番藤本傳夫議員、8番森崇議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（森口久士君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付してあります日程表によりまして、本会議は本日と明日18日とし、会期は本日と明日の2日間にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日と明日の2日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（森口久士君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

一般質問の方法につきましては、引き続き一問一答、反問権の試行を行います。執行部の方で反問をされる場合は、必ず議長の許可を受けて行うようお願いいたします。

なお、議員申し合わせ事項による一般質問の時間を守っていただくために、5分前にこちらから札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、夜中に発生予想の災害の避難情報を防災無線で発信をできないだろうかというタイトルで質問をいたします。

8月20日夜中に発生いたしました広島市内の土石流による死者は、73名の死者と不明者1名の74名になりました。夜中のため避難の遅れでありました。いわゆる逃げ遅れであります。時間雨量が約100ミリが続きますと、真砂土の山は土石流が発生いたします。小豆島町でも、昭和49年7月に死者29名、2年後の昭和51年9月には39名の死者を出しました。

今回広島市内の土砂災害は、甚大な被害が出る1時間以上前に、1時間雨量70ミリとの広島地方気象台からのファクスを見逃し、電話でも連絡しましたが、避難勧告を出すのをちゅうちょし、土石流発生による生き埋めの通報が相次いだ後の、午前4時を過ぎてからであったそうであります。警告サイレンも鳴らされず警戒情報もないまま、74名の命が奪われるという結果になっております。

災害は忘れたことにやってくるという言葉がありますが、夜中の雨量の情報を各公民館の雨量計の計測をもとに、夜中であっても町民へ刻々と早目の避難情報を防災無線で伝えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 浜口議員のご質問にお答えをいたします。

8月20日に発生した広島市の大規模な土砂災害、多くの犠牲者を出し、大変痛ましい災害であったと思います。本町におきましても、昭和49年、51年と大きな災害を経験しておりまして、私自身もその災害を思い起こしたところでございます。

小豆島町におきましては、これらの災害を教訓にいたしまして、その後、多くの砂防ダムが整備され、また河川改修も行ってきたところでありまして、治山治水の両面で比較的災害に強い町になってきているのではないかと考えておりますけれども、いつ大きな災害が起こるかもわからないので、万全の対応が今後とも必要であらうかと思っております。

近年、短時間に大量の降雨が記録されておりまして、今まで以上に災害の危険性は高まっておりますし、小豆島町においてそういう事態が起こることもあり得ることだと思えます。したがって、的確に避難勧告、避難指示を発令することが必要だと思えますし、その前段階として、避難準備を呼びかける避難準備情報を発令をしているところでございます。

ご質問にありました夜間の避難勧告でありますけれども、避難の途中で被害に遭うおそれ大きいこともあり、夜間になる前に、できるだけ早く、空振りに終わるかもしれませんけれども、的確な避難勧告の必要性の判断をして、暗くなるまでに避難ができる対応をしていただくというのが基本であると考えております。

なお、避難の判断には、雨量の情報を的確に入手することが必要ですけれども、町内に雨量計が現在14カ所設置しておりまして、雨量はリアルタイムで把握しております。したがって、各公民館に雨量計を設置することは必要ないのではないかと考えております。

また、気象台の詳細な情報予測につきましては、直接入手することができるようにもなっておりますし、現に気象台と直接連絡をしながら情報を入手しております。

気象台との連携を密にしていきたいと考えております。

住民の皆さんへの情報伝達につきましては、基本的には防災行政無線を利用するということになると思います。そのほかにもエリアメールというものもございます。自主防災組織に伝達をお願いするというのもあろうかと思っております。住民の皆さんに常に的確にきめ細かな情報を伝えていきたいと思っております。いずれにいたしましても、状況に応じて的確に判断し、対応するということが基本であろうと思っております。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 各公民館には雨量計を設置されていないということでございますが、14カ所とありますが、これはどこどこでしょうか。それと、橘会館のもその14カ所のうちに入ってるのか。この間聞きました、橘会館のは壊れとんやというようなことを聞きましたんで、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 浜口議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、14カ所の場所でございますけれども、こちらのほうが県の防災状況システム、こちらで吉田、地蔵滝、粟地、内海、四方指、殿川、蒲野。それから砂防情報システム、こちらのほうで、蒲野、段山、西の滝、池田段山、猪の谷、堀越、橘峠、平間、この14カ所に雨量計が設置をされております。

それで、この情報につきましては、常に香川県の防災ポータルでありますとか、砂防情報システム、こちらのほうで10分単位、それから累積雨量、そういうことが全て情報が流れるという形になっております。

それから、橘会館のほうに雨量計、これにつきましては昭和49年急な災害を教訓に、橘地区では台風時等に自治会、それから防護団の方が集まっていたいて、こちらのほうへ詰めていただいておりますということで、雨量計も設置して、それを見な

がら住民の方の避難等について助けていただいております。そのために雨量計についても町のほうで設置をさせていただいております。その雨量計が調子が悪いというお話も聞いておりますので、また対応してまいりたいと考えております。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 今お聞きしますと、これは今、先ほど14カ所は県のほうで管轄しておるということですが、情報発信、これがまた町へ返ってくるという、そういうシステムになつとん、町は。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） おっしゃられるとおり、県のほうで施設を管理をいたしております。橋峠、そちらのほうにも金網のフェンスに囲まれた雨量計があるかと思っております。そういうことで、県のほうに情報が入りまして、そちらがホームページ等でリアルタイムで情報収集できるという形になっております。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 49年、51年の災害を見ましても、降ってるところと同じ町内でありながら、東側は降つとるけど、西側は余り降ってないというふうな状態がありました。そしてまた、逆に51年の谷尻方面とか、小豆島町でいう西のほうについては降ってるのに、ほかのほうでは少ないという。ですから、町内でありながら、地域地域によって雨量の差があるということは現実にあります。

そこで、さっき聞きますと、中山地区には雨量計が、ちょっと聞き漏らしたかわかりませんが、中山も非常に急峻な地形でありますので、そこも雨には弱い地域ではないかなという気がするんですけど、その点は中山はどうですかね。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 中山のほうは、殿川ダムのところに雨量計が設置され

ております。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） それから、9月11日、今月ですけど、北海道の石狩、空知、胆振地方に大雨特別警報が出されまして、90万人以上の方に避難勧告が出されたということが報道されました。疑問に思うのは、ほかでもありましたけれど、90万人以上の人たちは一体どこへ避難したらいいかというような、なるんかなという気がいたします。三重県でもそういうあれがありまして、何十万という人たちに避難勧告が出たということがありますが、一体どこに避難するんかなというようなことがありました。

本当に危険が差し迫っている地域はどこかということを確認にして、今の雨量を参考にしましてピンポイントで情報を、どこどこの地域はどれだけ降ってますよというようなことを伝えることはできないかなと思っております。そういう意味で、各家庭に設置されました防災行政無線を使って、夜中であっても雨量の情報を流して、住民に知らせる体制をつくっていただきたいというのが趣旨でございますので、よろしく願いして質問を終わります。

---

○議長（森口久士君） 8番森崇議員。

○8番（森 崇君） 私からは2問、質問いたします。

最初に、自然災害対策と自治消防団の強化についてでございます。

台風11号の被害が全国に報道されております。少し前、土庄の大師市の新聞に「人間の歴史は災害の歴史」と書かれておりましたが、全くそのとおりでございます。

次の2行目ですけど、「地域」と書いてますけど、これは「地球」のミスプリでございます、済みません。

この地球に住む限り、地震、津波、集中豪雨、干ばつなど、自然災害から人の命

や財産を守るため闘い続けてきたのが人間の歴史だと思います。そのために助け合い、無事を祈っていると思います。

政治的にも安全・安心して暮らせる地域と主張を誰も使っております。ことしの台風は、結果的には、この間ですけど、大事に至らずほっとしております。町は自治消防団の組織率は100%との答弁でございますが、この組織の実態はどうか年間の活動報告など受けておられるのでしょうか。

火災については、私の地域も年末に火の用心の呼びかけをしていますが、台風時にはほとんど機能しておらず、責任を感じているところでございます。先日の台風接近では、町から木庄集会所にも泊まり込んでいただきました。8月10日の早朝、雨と濁流の多さに驚いて、町の方と2人で見回りました。地区下流では小さな溝が泥水であふれる寸前だったので、慌てて土のうをつくりました。幸いそれ以上の雨は降らず、安心したところでございます。

広島県八木地区では、先ほど言われましたけど74名と多くの犠牲者が出ております。山の土は小豆島と同じ御影石の風化した真砂土であったこと、しかし砂防ダムが少なかったことが報道されました。全国で52万5,000カ所、危険箇所があると言われております。今回、国交省から住民の意識を高めるためどんな緊急要請があったのでしょうか。自治消防団の必要性が含まれていなかったのでしょうか。改めて49・51災害後、小豆島の山に1,000カ所の砂防ダムがつくられたことを感謝いたしております。たしか18年間、小豆島に担当者がいたと思います。

広島では、小豆島出身の方も犠牲になりましたが、残念でなりません。私の地区では、ことし第7回目の避難訓練を9月末に計画しております。常の訓練というのは、いざというとき最大のポイントだと思っています。広島県の災害で早速土砂災害防止法の改正素案ができていますのでございますが、あらゆることを考えても地元自治消防団の強化こそ大切だと思います。

また、私の地域では、消火栓と消火器が16個設置されています。資料をご覧になっていただきたいのですが、中身は朽ちて使い物にならないものばかりでございます。

ちょっと済みません、議長にお伺いの許可を得ています。

資料にあるんですけど、その18カ所、木庄だけでも。だけど、ぼろぼろになっている状態でございます。そういった意味で、消火器と言われてもこれでは何もできない。自治消防団に期待しておるだけに、小豆島町の呼びかけは大切だと思います。小豆島町は消火栓や消火器への補助をしなくなっているというふうに思っています。町はどんなことを自治消防団に期待して、どんな指導を考えているのでしょうか。地元任せでは済まないと思います。考えをお聞きします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から災害対策についてご質問を受けました。

役場とか消防とか警察という公的な防災機関だけでは大災害には対応できないと思います。幸い、自治消防団が小豆島町では活躍していただいておりますけれども、高齢化も進んでいますし、なかなか若手のご参加も得にくいというような状況があります。役場のスタッフにも率先垂範で自治消防団には参加していただきたいと思っております。

先ほど資料を見せていただきました。確かにきめ細かなところで配慮しなければ自治会や地域の自主防災組織の皆さんや自治消防団のせっかくの活動に支障が生じると思いますので、きめ細かな対応をしていきたいと思っております。詳しくは担当部長からご説明させていただきます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 森議員さんのご質問に補足説明をさせていただきます。

自治消防団の活動の充実のためには、それぞれの地域の実情に応じた防災資機材



でありますとか、防災訓練の機会、これが必要であろうかと考えております。そこで、本町では、平成25年度から地域で自主的に行う防災訓練の支援を開始したところでございます。平成25年度では9つの自治会が、本年度ではもう既に9つの自治会が訓練を実施をいたしまして、今後4つの自治会が訓練を予定しております。

森議員さんが中心で進められております木庄地区におきましては、昨年、大学教授を招いての学習会が開催されました。土石流や地すべりの発生メカニズムや、早期の避難の重要性についてお話をされました。私どもも参加させていただき、貴重なお話を伺い、大変勉強になったところでございます。

このように、それぞれの地区で訓練等が行われますことは、自然災害にどのように対応していくかという意識を住民の皆さんが常に持っていただくことにつながり、大変重要なことであると考えております。これらの活動につきましては、私どもも参加したり報告を受けている状況にありますけれども、これらを実施していない他の自主防災組織、自治消防団の実態も把握して、支援の充実について検討してまいりたいと考えております。

また、森議員さんのご指摘のとおり、今回広島市における大規模な土砂災害を踏まえまして、内閣府、消防庁、国土交通省から要請がございました。この要請は、住民の防災意識、危機意識の向上のために、土砂災害危険箇所の周辺に居住している住民に対して、危険な場所に居住していることを認識してもらうために、危険箇所や避難場所を緊急周知するという趣旨のものでございました。自治消防団の必要性に関しては含まれておりませんでした。先ほど申し上げましたように、自治消防団の必要性、重要性は十分に認識をいたしております。共助の充実に向け、さらなる支援を検討してまいりたいと考えております。

なお、消火器、消火栓の件につきまして資料もいただいております。こちらのほう、初期消火という自治消防団の重要なことをお願いするところではあるんですけ

れども、消防署の再編、これらにもかかわってまいりまして、消防力をどのように充実させていくか、これは今後十分に検討しながら、こういうふうな施設につきましても、きめ細やかに対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 先ほど言われました、信州大学の平松教授が、高知県にいたってであると。1日に1,000ミリ降ったというんです、1日ですよ。それで死者が1名だったと。その平松さんがおっしゃるのは、その雨を誰かに任すんじゃなくて、自分たちがびっくりして、これは尋常な雨でないということで、みんな逃げとったから1人だったということでございます。

ですから、僕らの責任もあるんですけど、これは普通の雨と違うと、これは尋常じゃないということを、僕たちがしっかり認識するということが必要だというふうに思っておりますので、再質問ですけど、今政府の指導で災害の起こりやすい地域、今さっき言われた気象条件、集中豪雨が増加していると。危険な信号を見逃すなどということですけど、このことは重要ですけど、私が思うのは、自分の地域を守る体制づくりにもっと力を入れないと、今の情報も含めて、何事も他人の責任で終わるべきでないというふうに思っています。

これは私の造語ですけど、人間のダム、ダムも大事ですけど、助け合うという人間のダムが必要だというふうに思っているんですけど、これのパンフレットがあるんですけど、資料にあるんですけど、山地防災ヘルパーを県知事が認定して、全国で3,700人いると書かれております。この小豆島には山地防災ヘルパーという方はおられるのでしょうか。よい町とか、安全・安心のまちづくりのためには、ハード面とソフト面、僕たちの動きというのは非常に大事だと思いますので、山地防災ヘルパーというのは、島においでますでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） ご指摘の山地防災ヘルパーにつきましては、小豆島町ではそういうふうな方については、現在おいでませんということでございます。確かに現状では非常に山が荒れた状態にはございまして、そういうところで災害がどのような形で起こってくるか、非常に心配なところでございます。十分にそういうことに対して、行政のほうも知識を蓄えていく、それから住民の方にもいろいろ知っていただくという機会を、今後また持っていただいたらというふうに考えております。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 砂防ダムがあるということは、町長のほうからも先ほど答弁がございましたけど、僕もちょっと不十分だったんですけど、前の資料を見ると、この砂防ダムいうて一言で言いますけど、土どめ溝、砂防堰堤、治山ダム湖、これを合わせて、僕の持ってるところでは500ぐらいあります。ですから、小豆島1,000の砂防ダムというのは、土どめ溝、砂防堰堤、治山ダム湖だと思うんですけど、そういう認識でよろしいでしょうか。一くくりで砂防ダムと言うてしまおうんですけど、僕らは。どなたか。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 今、森議員の言われましたとおり、林務砂防というのが、営林署直轄で災害後を確かに国から来てます。そちらのはもう、極端な話をしますと、くいで土をとめるようなものも含まれてます。それで、砂防ダムという形でコンクリートでできた立派な、公共砂防と建設課のほうでは言うんですけど、そういった砂防は小豆島島内に216カ所ございます。土庄町に61カ所、小豆島町内に145カ所という形になっております。それ以外のものにつきましては、もう営林署なんかでやっていただきました治山砂防とかいう形の簡易な砂防というふうにご理解いただき、ただし、営林署でやった中でも公共砂防に負けないだけの治山ダ

ムという名称の堰堤もございます。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 次に移りたいと思います。

紅雲亭線オフシーズンのバス確保についてでございます。

瀬戸内芸術祭が行われたこととか、坂手のジャンボフェリー就航もあって、観光小豆島は復活しつつあると思います。ご存じのように、路線バスの補助というのは、生活路線に限定されております。私鉄議員団で高知県を視察したとき、観光路線も補助の対象という、私は勘違いをしておりました。再確認をしたところ、観光路線への補助対象でなくて、バスを買うときに観光路線のバスにも補助をしたということでもございました。

その後、香川県庁も訪ねましたけど、香川県の観光路線——路線バスですね、紅雲亭行きだけがそうでもございました。金比羅なんかは電車で行ってますわ、知りました。今の紅雲亭行きバスは、シーズンだけ運行していると聞いております。船も毎日運航され、ロープウエーもオフシーズンにも毎日運行されているのに、路線バスがオフにこの紅雲亭行きがないというのは矛盾だと思います。訪れた観光客も戸惑っています。いろいろ問い合わせますと、小豆島町と土庄町の寒霞溪を含め、観光小豆島としての考え方の問題でないかと思いました。ぜひ重く捉えていただきたいのです。

小豆島観光協会の歴史も古いと思いますが、土庄町ともよく打ち合わせをして、補助対象路線にすべきと考えます。両町の姿勢いかんで香川県も前向きになると思っています。今140日運行しているということですので、225日が対象でございます。香川県で観光地への路線バスはこの一路線だけということですので、県が補助するにしても多額の費用にならず、可能性は私はあると思っております。以前の質問で、路線バスの凶面というのは人間の血管のように見えると申し上げましたが、

1つしかない観光路線の血管も大切だというふうに思います。町の考え方をお聞きします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員のご質問にお答えします。

草壁港と紅雲亭間のいわゆる神懸線につきましては、ご質問にありましたように、現在、小豆島オリーブバス株式会社で年間140日程度の運行がされているところでございます。この小豆島オリーブバスは、前身の小豆島バスの撤退を受けて引き継いだ島民出資の会社ということでありまして、島民の足となる生活路線の維持を中心に引き継いでいるところでありまして、ご質問にあった神懸線については、季節便による運行をやっているということでございます。

この神懸線について、通年運行を目指すべきではないかという森議員の質問の趣旨については、私も賛同するものでありますので、今後、町とバス事業者と観光関連施設の3者が一体となりまして、通年運行ができますよう、検討させていただきたいと思っております。詳しくは担当課長が説明をいたします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 森議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、神懸線の今日に至ります経緯についてご説明させていただきますが、従来、寒霞溪への公共のアクセスにつきましては、町長が申しあげました草壁港紅雲亭線の神懸線、この路線と、土庄港と寒霞溪山頂を結ぶスカイライン寒霞溪線、この2つの路線がございました。しかし、両路線ともに非常に苦しい経営状況によりまして、21年12月に、当時の小豆島バス株式会社による運行が事実上の廃止となりました。

名勝寒霞溪につながります路線バスは、観光小豆島にとりましてなくてはならない公共のアクセスでありますことから、町としても路線廃止という状況をどうにか

して打開したいということで、当時の商工観光課のほうで国の緊急雇用対策事業を活用いたしまして、平成22年4月24日から10月22日の金曜日まで、期間限定によりまして寒霞溪乗り合いタクシーとして事業者委託による試験運行によって、一旦途切れていた路線を復活をしたところでございます。

その後、寒霞溪の秋の本番を迎えます10月の、切れ目なく23日土曜日から、繁忙期における積み残し対策等も必要でありますことから、大型バス車両を有します小豆島オリーブバス株式会社の取締役会でご理解を得た上で、小豆島総合開発株式会社を含めましたバス事業者との協議の中で、現在の同路線を季節便として運行の維持を図っているところでございます。幸いにして、平成25年度決算におきましては、季節便による運行で年間120万円ぐらいの黒字路線となっておるところでございます。

それで、森議員ご指摘の香川県による補助等につきましては、昨年10月に県の制度改正等がございまして、地域内の公共交通の利便性向上を図るため、日常的に必要と認められる路線であると県の協議会で認められた場合は、原則2年間に限り補助対象となりますので、町長が答弁で申し上げましたように、今後、町とバス事業者と観光関連施設の3者が一体となりまして、名勝寒霞溪への公共のアクセスが通年運行できることを一つの目標といたしまして、前向きに検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 私が言いたいのは、一般質問でこの紅雲亭行きのことを申し上げました。どういうことかということ、老夫婦がシーズンオフに来て、それで寒霞溪の景色、すばらしかったでしょうと言うたら、いや、覚えてないと。何を覚えとんというたら、猪の谷まで歩いてきて、ほんで超満員で行き過ぎて、車掌さんがピッピ、ピッピってバックしてくれて、僕ら乗せてもろうたと。いわゆる親切を覚

えとったんです。ですから、あんなすばらしい寒霞溪を、景色がえかったろう言うても、覚えてなかったということですから。しかし、それもやっぱりバスが走っていたから親切ができたんであって、やっぱり走ってもらいたいというふうに思っております。

やっぱり観光小豆島いうのであれば、この寒霞溪行きの紅雲亭行きのバスは、必須条件だというふうに思っています。今検討するというところで喜んでおりますけど、観光関係の各企業さん、もうかるいうことやないんやろうけど、そこへの協力もお願いすべきだと、前向きの検討ができてんるんじゃないかというふうに感じますけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 森議員さんの再質問にお答えいたします。

路線を守るために、地域ぐるみで民間も含めて応援体制を築いていきたいと考えております。

以上です。

（8番森 崇君「以上で終わります」と呼ぶ）

---

○議長（森口久士君） 1番大川新也議員。

○1番（大川新也君） 私のほうからは、3点いいですか2点といいですか、要は質問に関しましては4点を行いたいと思います。

まず最初に、あれはどうなったということで、私はこの4年間、議会におきまして一般質問させていただきました。答弁のほうでは、かなり前向きな答弁等もございましたが、いまだかつて手が打てられてないといひますか、何もできてないような感じがする点が何点かございます。その中で、今議会に関しましては、一応3点を、これ再質問といひます格好になるかもわかりませんが、今はどういうふうに

なっているかということを確認をしたい意味でまず3点質問したいと思います。

まず、平成24年9月、旧高橋旅館の焼け跡地問題に関しまして、答弁は、小豆島全体の空き家とか廃屋について、適切に地域活性化の観点から適正に管理できるような根拠となる条例をつくりたい。年明けの定例会にはその条例を提案したいとの答弁がございました。もう年も明けて次の年も明けましたが、いまだかつてその条例は提案されていません。当然、高橋旅館も火事の跡そのままでございます。沿線の方は、高橋旅館の庭にありました樹木を手入れもしませんですから、県道のほうに乗り出してきました、大型車の通行にも不便になってきております。建物自体もだんだん遠くが見える、山が見えるようになってくると、景色がよくなって、だんだんと潰れてきております。このままずっといくのかどうか、そのあたりも私たち地元にとりましてはすごい不安に思っております。前へ崩れてくるのではないか、台風が来るたびに心配しながら過ごしておるところです。

この条例は今のところどのようになっているのか、年明けにというふうな答弁がございましたが、いまだに議会のほうにも提出されてませんし、どのような経過か質問したいと思います。

それでは、2つ目行きます。

平成24年12月、ジェネリック医薬品のシェア30%以上を目標にというふうなことで質問しました。答弁としまして、医療の無駄をなくし、国保財政を健全にするためにも、医師会、薬剤師会とか、医療機関に対して厳しくというか丁寧をお願いし、協力いただくとの答弁がありました。当初は、内海病院等でもジェネリックのポスターがあり、調剤薬局へのファクスにもジェネリック表示のシール等が工夫されて積極的に取り組まれましたが、それ以降、2年近くなりますが、どれぐらいのシェアになってきたかということ、再度確認したいと思います。多分30%いってないと思います。この問題は、町の国保財政のもとになる大きな問題だと思いますので、



そのあたりの結果、今後の対応等をお聞きしたいと思います。

3点目。25年3月、寒霞溪の再生、復権に関しまして質問いたしました。来年度ということはことしです、は国立公園の制定80周年に向けて、専門家の意見も聞いて、地元の人に入ってもらって、寒霞溪保全再生プランというか、もう一度原点に立ち返って、寒霞溪のどこがすばらしくてどこを守るべきで、どこに問題があるかということのをちゃんとし、役割分担とか、とにかく小豆島にとって最高の景勝地であって最高の観光資源、最高の自然資源である寒霞溪の保全、再生に向けて、全力で取り組んでいくと答弁がございました。ことし80周年でございますが、もう半年終わりました。何をどう手がけたのか、そのあたりを質問、詳しく説明いただけたらと思いますので、お願いいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員から空き家対策の条例、ジェネリック医薬品の普及、寒霞溪の保全、再生への取り組みについて、3点についてご質問をいただきました。順番に答弁をさせていただきます。

1点目の、いわゆる空き家の適正管理についての条例の問題ですけれども、条例の必要性については、言うまでもなく私自身もできるだけ早く条例をつくりたいと思っております。松本副町長をリーダーとするチームをつくって、条例については、例えば京都市の条例とか、幾つかの先例の条例もありますので、継続的に検討中でございます。

それから、国のほうで動きがあります。自民党の空き家対策推進議員連盟のほうで、空家等対策の推進に関する特別措置法案というのを議員立法で国会へ提出するという情報を受けておりますので、その法案の内容、動きを把握し、その結果を見ながらそれとの関連も考えて、小豆島町としての条例を検討し、議会に提出をしたいと考えているところでございます。

2点目のジェネリック医薬品の普及状況について申し上げます。

平成24年12月時点のジェネリック医薬品使用率は20.0%でしたが、平成26年3月時点のジェネリック医薬品使用率は38.8%となっております。また、平成26年6月がデータ上把握できる最新の数値ですけれども、6月時点で38.9%となっておりますので、ジェネリック医薬品の利用促進は一定の効果が出ていると考えておりますが、さらに利用促進に努める必要があると考えております。

それから、3点目の寒霞溪の保全、再生の取り組みについてお答えをいたします。

昨年の3月議会において、ことし、瀬戸内海国立公園指定80周年でありますので、先人が残してくれた小豆島最大の財産である寒霞溪の復権、保全について、積極的に取り組むべきとの質問を受け、そのとおりにしたいという答弁をしたところでございます。

神懸山保勝会とか一九六四会とか、またボランティアガイドクラブとか、いろいろな取り組みをしていただいているところでありますけれども、小豆島町としても幾つかの取り組みをしたいと思っております。これから秋のシーズンになりますので、今後取り組むことについてご説明を申し上げたいと思います。

順番に説明いたします。

まず、1つ目としまして、神懸山保勝会、私が会長をしておりますけれども、10月に寒霞溪の山頂のメイプルで、また11月には寒霞溪山頂ロープウエーエントランスとオリーブナビ2階の町民ギャラリーにおきまして、寒霞溪の魅力展と題したパネル展示会を開催することとしております。これは美しい寒霞溪の四季、珍しい動植物などの写真だけでなく、寒霞溪を守るために私財を投げ打った方々、あるいは寝食を忘れて活動された皆さん、偉大な先人の功績あるいは文人の皆さんの作品などをパネル展示いたしまして、寒霞溪の魅力を観光客の方あるいは地元の皆様にお伝えをし、今後とも寒霞溪を守っていく決意を町民の皆さんとともに持っていき、

努力していくという趣旨でございます。

それから、小豆島ボランティアガイドクラブの皆様など、寒霞溪のガイドをされている皆さんの人材育成も進めていくことにしております。

もう一つは、自然環境に関する調査研究を専門とする民間研究機関に、今年度寒霞溪を初めとする小豆島の自然環境の調査研究の委託をしております。その一環として、10月25日にサンオリーブで東京大学の小野寺教授、この方は環境省のOB、私のかつての同僚ですけれども、屋島でレンジャーをしていた方で、小豆島を初め寒霞溪、瀬戸内海の環境問題に精通された方でありまして、そのほか、国立民族学博物館の教授、その他、あるいは環境問題に詳しい新聞記者などを招いてシンポジウムを開催することとしております。

このシンポジウムの中で、寒霞溪はもちろんのことですが、小豆島の環境あるいは文化、食、いろいろな面での小豆島のすばらしさについて議論をしていただき、今後のやり方について提言をしていただくことにしております。

3つ目ですけれども、小学校高学年から中学校の児童・生徒用のわかりやすい自然それから、冊子を発行することとしております。これは香川大学の教授あるいは地元の研究者のヒアリングを既に終えまして、編集作業をしているところであります。次代を担う子供たちに寒霞溪を初めとする小豆島の自然について理解を深めていただきたいと思っております。

そのほか、小豆島内外のキーパーソンの方に、寒霞溪を初めとする小豆島の自然、文化の魅力などについて語っていただく、提言のような冊子も求めることにしております。

そのほか、10月19日に、これは香川県が主催者、小豆島の2町も共催者ということでもありますけれども、小豆島・寒霞溪ヒルクライムロードレース、これは大部から寒霞溪山頂付近までの8.4キロ、標高差550メートルを自転車で上るという競技で

すけれども、そういうイベントを香川県とともに開催することとしております。

さらに、11月8日に、これは小豆島青年会議所に中心となってやってもらうことになりましたけれども、小豆島青年会議所が新嘗祭2014を寒霞溪山頂で、島を挙げて開催する運びになっておりまして、これは紅雲亭から山頂までのウォーク大会、それから小豆島の食材、新米と佃煮などの食をPRするイベント、あるいは大声大会というか、小豆島を一つにまとめていこうという趣旨のイベントを行うことになっております。

このイベントについては、私は最近小豆島青年会議所と定期的に意見交換をしております。その議論の中で、彼ら自身から寒霞溪を80周年記念としてPRをするとともに、島が一つであるということをお話したいという趣旨のイベントをしたいということで、実行していただけることになっております。以上のようなことを現在やっているところでございます。

ジェネリックについては、健康づくり福祉課長からさらに詳しく説明いたします。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 大川議員のジェネリック医薬品についてのご質問にお答えいたします。

平成24年度から25年度におきまして、町広報紙への折り込みを利用したジェネリック医薬品希望カードの全世帯配布、また広報紙へジェネリック医薬品利用促進に関する記事を掲載するなど、住民の皆様への周知に取り組んでまいりました。この取り組みの結果、先ほど町長の答弁でも申し上げましたが、最新のデータで、ことし6月の時点では38.9%でございました。また、4月、5月分につきましては40%を超えるという結果も得ております。

このように、使用率の向上におきましては一定の効果が見られましたことから、

今後も住民の皆様にご理解いただき、国保財政の健全化に資するためにも、さらなる普及啓発に取り組んでまいりますので、皆様方におかれましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） それでは、まず最初に、高橋旅館の焼け跡地ですが、いまだかつて法案ができてからの話ということで、それまでは今の現状で、住民は指をくわえて様子を見なければならないのか、何か手を町として打てないのか、地元が何かをしなければいけないのか。そのあたり、もう少しはっきりとこれしたいと思うんです。いつまでも、4年も5年も、その法案ができて実際に撤去できるのは何年先になるかわからんというような感じもしますので、まずは、これから観光シーズン、秋になりますと観光バスも当然通りますので、もしそのバスに崩落して道路側に崩落した場合に、放置しとったところの責任を問われる可能性もあると思いますから、たちまち我々地元はどのようなことをすればいいのか、町はどのようなことをしていただけるのか、それを1点お聞きしたいと思います。

ジェネリックですが、効果があったというふうに私も喜んでおります。ぜひこれが50%、60%へいくようお願いしたいし、町民の方にもジェネリックで国保財政を、皆さんの財政ですからということを周知していきたいと思います。

3点目の寒霞溪の保全ですが、先ほど町長の答弁で、確かにすばらしいです、イベント。私の申しておりますのは、イベントも大切だと思います。しかし、寒霞溪自体の補修というか、改修といいますか、まずは四方指のトイレが潰れかかっております。撤去するとかなんとかという話は地元のほうからは聞いておりますが、あれでは観光客が来ても、あの潰れかけた、中に入るとっても外から見えるというような、あの状況のトイレはないと思います。猿はうろうろしているし、そういうふうなハードの面も、やはりこれ国立公園と80周年にかけて修理すべきじゃないかな

と。

また、四望頂に、先ほど町長の話に出ました長西英三郎さんの記念碑等がありますが、あそこの展望台もさびが露出して、せっかくあそこの風景すばらしいんですけど、赤いさびが出て、観光客が来ても余りいい雰囲気はしないと思います。そういったハードの面をもっともっと力を入れていただきたい。地元の方の意見も聞き、確かに大学の先生方、環境とかそういうような自然を研究されている方の意見も大事ですけど、やはり実際に寒霞溪を見てきている地元の方の意見を聞くというように、樹木の伐採等も積極的にやっていくべきだと、私は思います。

確かに次々とイベントをして、小豆島の名前は上がるかも知れませんが、観光客は小豆島に来て、あの四望頂なり四方指の風景を見ますと、二度と来ようとは思いません。何もよさはありません。確かに眺めはすばらしいです。先日、私もちょっと四方指のほうへ行きました。あの石の上の展望台で見たときに、ちょうど観光客がおいででした。展望台へ上がったとき、うわあ、すばらしい景色ですねというふうには言われましたが、後ろを振り向くとあの潰れかかったトイレが目の前に来ております。

また、あのあたりは少し草は刈っておりましたが、それ以外の四望頂、猿の群れが30匹から40匹おりましたから、そのあたりはもう草だらけで、管理はしてるのかな、してないのかなと。行政がするべきものかどうかともわかりませんが、そのあたり、もう少し、このハードの面を積極的に、80周年を機会にやってほしいなというふうに思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 大川議員の高橋旅館の部分についてお答えいたします。

既に過去からお話ししてますように、現在、民法、消防法、建築基準法など、現行の法律の中で何とかならないものかという形で、それぞれの部署において高橋旅

館を検討してはまいっております。

その中で、今現在、高橋旅館の実態というのは、建屋の部分につきましては、香川県のほうで建築基準法の観点から、強度的なものがあるかないかどうかの検査を行っております。それで、検査の結果、無事に建っておる部分の建屋については、健全な建物として認定されるという結論となって、建築基準法の部分である建屋を除去することは不可能であると。それで、真ん中の部分は火災ごみということで、一般廃棄物扱いであるもので、こちらのほうについてはあくまでもその所有者の人のごみの除去という形に頼らざるを得ないのが今の現状でございます。

また、その所有者であられる方との連絡もなかなかとれない実情もございまして、その中で、今現在、先ほど町長のほうから言われましたように、副町長をリーダーとした検討会において、どのような条例をつくって何とか町でもできることがないかということを考えておるのが実態でございます。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 高橋旅館の問題についていうと、先ほど建設課長が言ったように、現行法令のもとでは、代執行は無理だというのが県との協議の結果の結論だったと承知しております。ですから、新たな法律で根拠が設けられるか、あるいは条例で代執行なり強制執行の権限が、憲法違反に触れない範囲でできるかというポイントが一つあると思います。

代執行ができたという、その次は財政負担の問題です。国とか県の補助制度がつくかどうかとかいう問題があります。よく研究しますが、最終的には町民の税金でするかどうかについては議会で判断していただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） まず、ご質問のありました四方指のトイレですけれども、こちらのほう何度か確認はいたしております。そちらのトイレのある土地

の所有者は草壁財産区となっております、もともとトイレを建設した方、あるいは建設した事業所を確認してみましたけれども、そこまでたどり着くことができておりません。寒霞溪ロープウエー、それから草壁財産区等にお聞きしまして追跡調査しましたけれども、最終的にどなたが建てたかというのはわかっておりませんので、なかなか町としても取り壊し、改修等はできない状況でございます。

それから、そちらの四方指のトイレにつきましては、ご指摘がありましたように、猿がおりまして、時期によりますとあのあたりは猿のふんでいっぱいになることがあります。それで、商工観光課としては、なかなか委託して対応するともう時間がかかるということで、職員が何度か年に向かってふんを掃除することもございます。通常の清掃につきましては、寒霞溪ロープウエーのほうで行っていただいております。

次に、草刈り等でございますが、寒霞溪のほうはご存じのように国立公園法によりまして保護されておりました、下草刈り、それから通景の確保程度の枝打ちぐらいは許可をとらずに行うことができますけれども、それ以上の伐採等になりますと、やはり許可が必要となってきますので、その辺のことにつきましては、今後検討してまいりたいと思います。

もう一点、四望頂の展望台でございますが、こちらのほうは、この80周年に向けたウオーク大会を3月に行っております。それに向けまして、展望台のほうは修繕をいたしておりますが、ベンチがあったのがなくなっておりますので、その辺につきましては、修繕をしました香川県のほうに再度設置をするように依頼しておるところです。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 寒霞溪のことについて、個別具体的に丁寧にご質問いただきました。さっき課長が言ったように、法的な責任は誰であるとか所有者が誰とかと



いう、技術的な問題はありますが、個別具体的なご指摘は全て大川議員のおっしゃるとおりだと思いますので、町のほうで、誰がするかは別にして、ご質問の趣旨に沿って対応させていただきます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） まず、高橋旅館ですけど、ということは、今のところどうしようもないと。あのままほっとくというふうな答えでいいんですね、壊れて潰れて県道のほうに倒れてきても仕方ないというふうに。

何か対応はないんですか、あれもう。地元へ言ってロープで引っ張って倒しましよかね、あれ。何年になるんですか。その問題、検討中、検討してると言っても、全然見えませんよ。身近においでん方はわからんと思うんですけど、雨降るたびに、風吹くたびに大変なんです、心配しよんですよ。特に前の住民の方なんか、夜も寝られないんです。それらやっぱり考えて、検討、検討というのは、確かにお答えとしては素晴らしいですけど、どういうふうな検討をされとんか、ちょっと私には不満に思いますので。

再度、検討しているということを十分に聞いております。地元の方にもそういうふうに町は対応、県も対応して、今検討中ですということを伝えておきますので、ぜひよい検討を早く検討していただきたいと思います。

もう一点、寒霞溪の四方指等の、これ四方指には当然トイレが必要だと思います。先ほど言いましたように、私が行ったときにちょうど観光バスが1台、あの美しの原のコンクリーの建物のところへ三、四十人おいでました。もしあの方がトイレに行きたいと言ったら銚子溪までおりないかん。寒霞溪のロープウエーまで行かないかんというのは、大変不便、観光地でありながらこれでは大変不便だと思います。

私、トイレの話ばあしますけど、トイレはやはり観光地にとっては必要なものだと思いますので、早急にそれ財産区の、私が言っているようなお話も聞いてますけ

ど、早急に撤去するなり、新しいトイレをつくるなり、観光地として恥ずかしくない観光地にしてほしいと思います。以上、あれはどうなったを終わりたいと思います。

続きまして、2点目の安心・安全のまちづくりは即対応をに行きたいと思います。

先月の台風11号の影響で、広島県では大きな土砂災害が起こり、多くの方が犠牲になりました。先ほど浜口議員、森議員の質問にもありましたが、幸い小豆島では大きな災害が起きなかったと思っております。

しかし、神懸通後山地区では、豪雨により草壁農免道路が冠水し、通行どめになった。当然、直下の住民は避難をしておりました。私も幾度となくこのような事態が起こっていると、平成23年10月に地元総代、また住民代表で農免道路の改修、排水路の新設等の要望書を建設課に提出していましたが、いまだ対応されておられません。どのようなお考えでしょうか。

また、直下の住民のお声を聞きますと、本当に山からの水はすごいんです。川のように家の前へ水が流れてきます。その上、農免道路が構造的に水のたまる道路になっておりますので、当然、冠水しますと車の通行はできません。バスも、先日その台風の一番雨量の多い時間帯にあの道路を気になって通りましたが、通り抜けすることができませんでした。ちょうど草壁の駐在さんがおりまして、あそこが冠水しとるから通行どめをせないかんと違うんですかと相談しましたところ、早速通行どめになったそうですが、直下の住民の方は、雨が降るたびに避難しとんです。自分とこの家を捨てても子供さんのおうちに避難してる。そういうふうな状況がずっと続いとんです。私も何度も建設課へ行きましたが、順番がありますとか、なかなか難しいですとかということで、やはりこれ安心・安全のまちづくり、これ一番基本やと思います。

いろんな工事等あると思えますけど、やはり住民が夜寝られないというのは切実

なことなんよね。私もあの地区へ行くのが、今ごろは顔を見るのが見にくくなってきている。隠れながら行かないかんというふうな、本当にこれつらいんです。言われても、私が町へ言っても何ら対応してくれなんだから、言ってます、言ってますというだけで、結果出てませんから。直下10世帯ぐらいですけど、本当にすごいです。あきれていますわ、地元の方。そのあたり、建設課、何番ぐらい今順番になっておるか、確認をしておきたいと思いますけど、よろしくをお願いします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） ご質問にありました安心・安全のまちづくりは、町政の最重要課題であると考えております。担当課においてベスト、日々努力していると思っておりますけれども、費用面、緊急順位等の理由によって、地元からの要望に全てには対応できておらないと思っております。

今後、自然条件、災害要因、緊急性を考慮して、順番に適切に防災対策を実施したいと思っております。ご質問の事例については、担当課長から丁寧に説明させていただきます。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） ご意見の、冠水し通行どめの箇所は昭和58年4月に認定された草壁農免道路の縦断勾配がアップダウンを繰り返す区間の谷部での、要するに路面水がたまるという形の箇所のことでございます。

平成23年10月11日付で改善要望書を地元自治会より建設課で受理いたしております。内容は、周辺2カ所の排水改善要望の内容でございました。2カ所ともに、先ほどから言われてますように、路面冠水という形の部分、この部分につきましては、要するに路面水を排水する側溝が枯れ葉等が堆積して、流れてきた雨水により排水管路が詰まることによって、もとは路面水が谷側の家屋のほうへ越水いたしており、その越水しておるのを防護してほしいということを受けまして、その当時、

止水壁を施工した箇所でございます。それで、この止水壁を施工した区間がやはり排水障害により冠水し、通行どめとなっております。2カ所とも第一原因といたしましては、落葉樹の枯れ葉等などが詰まるというのが原因でございます。

2カ所のうち1カ所につきましては、排水暗渠内の周辺家庭からの水道配水管の布設による排水障害が主原因であると判断しましたため、配水管の撤去をお願いし、暗渠閉塞原因を取り除くとともに、近傍の横断側溝清掃等を役場のほうで行い、今回冠水は1カ所につきましてはあったんですけど、軽微であったと、私も地元の方にヒアリングをしまして聞き取りました。それで、その軽微なところも、地元の方がそのごみを取り除いたら冠水でたまっていた水がすぐになくなったという形を聞いてますもので、ある程度の対策はごみをのければ対策ができるものと考えております。

もう一カ所のご指摘の箇所でございますが、流末排水路の維持管理不足による閉塞が主原因であるということは、今回流末部を4日間かけて探し出して、原因を確認しました。それで、その流末部の側溝も4日間のうちの2日間、町の職員が行ってその側溝を全てさらえがえいたしました。その側溝の中には、木が生えておったり、竹の根が生えたりと、要するにもうここ何十年間、排水の側溝が機能していなかった状態であったのも確認できましたもので、近隣住民の方に、ここをチェックして掃除をして、できる限りの協力をお願いしたいという形をお願いしたところでございます。清掃等で問題が解決しなかった場合は、当然地元要望に応えるべく、新たな対策を検討する方針でございます。

その対策といたしまして、大川議員のほうにも意見を言われた方も含まれておる方々、約5名の方から私直接確認しました。それぞれ排水対策の方法について、考え方はばらばらでございました。もう水路を新たにつくれという人もおるし、上流部からの水を何とか仕切って流してほしいという方々もおられました。そういった

観点も踏まえながら、今後早急にできる部分はやっていくと。それと、台風の前につきましては、建設課のほうにおいて、あの辺の側溝内に落ちとる枯れ葉を、台風情報等がありましたら清掃に行くという形をとって、もう少し様子を見ようかなと考えております。

そういったことで、供用開始後、ことしで31年経過して、開通当時は道路に面する山林や農地が手入れ不足から荒廃してしまい、現在のような様子になっとんですけど、全ての事案に公助だけで完璧な防災対策は難しく、自助、共助の必要性が高いことのご理解をお願いしますとともに、大川議員に苦情等が寄せられ、ご迷惑をおかけしましたことをおわびして、説明とします。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 時間がありませんから。おわびされても私も困るんですけど、実際にやってもらわな困るんです、これね。農免道路ができて31年たつたと、これが町道のほうに変更になつるといふうな話も聞いておりますので、これ側溝自体をもっと広くするとか、山を受ける集水面積といいます水量を、側溝を太くする方法もあると思うんです、町道になったんでしたら。

それと、先ほど1カ所、一番水がたまったところですが、昨日も確認に行きました。直径15センチ足らずのところ半分ぐらいはまだ土がたまってますから、そこへ水がたまったら絶対にあれ水は流れませんよ。掃除したと言われてますけど、あれで掃除したんなら誰でもできるなというふうな感じがします。かなり、途中も半分ぐらいまで埋まってますよ、まだ土で。最初の側溝からの受けるところ、道路をまたぐ入り口が。その辺、再度確認して、ぜひもう恐怖におびえる住民がいないようにしていただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は11時。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森口久士君） 5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私のほうからは、小豆島全体の交通体系について質問させていただきます。

小豆島の陸上部における公共交通については、現在、南回りの福田線、それから北回り福田線と坂手線の3つの路線により幹線の維持がなされていますが、皆さんも感じたように、昨年瀬戸内国際芸術祭では、たくさんの観光客の皆さんがこの路線バスを活用して各会場を周遊している光景をよく見かけたと思います。

そこで、2年後の平成28年4月には、小豆島中央病院の開院と、第3回の瀬戸内国際芸術祭の開催を予定しており、さらにその1年後には、東蒲生に新設高校の開校も予定されており、人々の動きが大きく変わることが予想されております。

このような状況の中で、町長はさきの議会で公共交通の抜本見直しについて、今年度中に方向を出したいと申されておりましたが、町として現在の検討状況と、今後どのような形で具体的な見直し作業を行っていくのかについて、町長のお考えを伺いたい。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 小豆島全体の公共交通体系の抜本見直しは、高齢者、障害者などの交通弱者、あるいは観光客にとっては当然のことですけれども、小豆島の今後の発展にとっても重要な政策テーマであると考えております。

特にご質問にありましたように、28年4月に新しい病院が池田地区に開院しますし、またその1年後には東蒲生に新しい高校が開校するという事で、人の動きが大きく変わるということで、それに対応した公共交通体系の抜本見直しが不可欠

であると考えております。

どのように考えているかですけれども、28年4月に新病院が開院いたしますので、それに間に合うように、まずは島の皆さんが利用しやすい運賃の設定、どこから新しい病院に行っても低料金で病院に行けるような運賃の設定をできないかと考えております。その際には、国庫補助路線としての要件を満たすことが必要だと思っておりますので、その点も考えながら、見直しを進めていきたいと考えております。

既に事務方にいろんな運賃値下げに伴うシミュレーションをもらっておりまして、水面下で各方面との協議を始めているところでございますが、低運賃を実現するためには、幾つか越えなければならないハードルがあります。そのため、庁内に私をリーダーとする対策チームを設置して、運賃の値下げや路線の再編等の検討を進めております。その中で、町議会を初め利用者の意向、各種団体の意見を集約していかねばなりませんし、土庄町とも協議をして、新しい小豆島の公共交通体系についての合意形成を図ってまいりたいと考えております。

小豆島内の合意形成のあと、その次の段階として、国、県の理解が必要となりますので、小豆島全体として人口減少対策の一環として、今回の大幅な公共交通の抜本見直しの内容について、理解を得るべく、国、県など関係方面に要望を重ねながら、新病院開院あるいは新設高校開校をチャンスと捉えまして、幹線に接続する各支線の見直しとあわせまして、新たな輸送人員の確保に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。とにかく島民の皆様、あるいは観光客の皆様に公共バスを利用していただいで、経営上の問題が生じないようがするということが必要不可欠だと思っておりますので、議員各位の皆様のご理解とご協力もお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） 今検討中ということですので、質問ではないんですが、や

はり今から利用される交通弱者というか、どんどん高齢化が進んで、バスに依存する方がたくさん出てくると思いますので、そういった方、それから高校とか、そうしたものの移動が変わってきます。そこで、皆さんの要望を十分に取り入れて、皆さんが利用しやすいバスの料金体系であるとか、路線の再検討とかということをやっていたきたいと思います。答弁は必要ありません。これで質問を終わります。

---

○議長（森口久士君） 9番安井信之議員。

○9番（安井信之君） 私は、合併特例後の行政運営について、町長のお考えを伺いたいと思います。

合併特例施策の終わりがあと1年となってこようとしております。今、町では島の将来に向けた施設整備等が行われています。人口減少が大きな問題となっている今日、施設整備には将来の展望を持って取り組むべきだと考えます。いろいろな行政サービスが望まれてきている中、どのような行政運営を考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の趣旨は、国の財政状況が大変厳しい中で、合併の特例期間が終了し、町の行政運営に支障が出ることを危惧されてのものと考えます。

合併算定特例の制度は、地方分権の推進あるいは少子高齢化の進展、国、地方を通じる財政の著しい悪化など、市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中で、基礎自治体である市町村の行政サービスの維持と、行財政基盤の強化を図るという観点から構築されたものでございます。

ご質問の施設整備につきましては、合併以降、漁港や港湾の高潮対策、学校施設の耐震化など、住民生活に密接なものから計画的に整備を進めてまいりました。ま



た、公立病院の再編や新しい小豆島中学校の設置、各小学校、幼稚園施設の維持など、未来の小豆島の姿を見据え、それぞれの分野で選択と集中を行っております。

実際のところ、町の財源のうち自主財源は約3割にすぎず、約7割が国などへの依存財源となっており、国などの財政支援が手厚い今、必要な施設整備を実施し、完了する必要があると考えております。

合併特例施策の大きな柱である合併特例債につきましては、適用期限が5年間延長され、平成32年までの発行が可能となっております。したがって、本庁舎や病院の跡地利用など、住民生活に密接な社会資本の整備につきましては、有効な財源を活用すべきことは言うまでもなく、合併特例債の適用期限までに重立った整備は終えたいと考えております。

今年度の予算は、新病院建設、消防庁舎整備、し尿処理施設みさき園の改修など、大きな社会資本整備と、小豆島の未来のために集中的に必要な施策を行うために、小豆島町発足後、最大の予算規模となっております。その中でも、小豆島の未来のための施策につきましては、最大の課題である人口減少を克服するため、農林水産業の振興を初め、産業を元気にする施策や医療福祉の充実など、さまざまな施策を複合的に組み合わせて事業の推進を図るとともに、行政サービスの向上と自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

合併算定特例の縮小による影響、その対応策などについて、担当課長が説明をいたします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

普通交付税における合併算定特例につきましては、合併に伴う財政支援措置の中でも最大のものでございまして、合併後15年間は旧内海町と旧池田町がなお存続しているものとして交付税額が算定される制度でございます。

この算定特例につきましては、平成27年度において全額交付が終了いたしまして、平成28年度からは加算額が段階的に縮小されまして、平成33年からは通常の算定と同様に、1つの町として算定されることになってございます。平成26年度の合併算定特例による加算額につきましては約4億3,800万円と非常に大きな額となっておりますけれども、この合併支援措置が平成28年度からは9割、7割、5割、3割、1割と、1年ごとに段階的に遡減いたしますことから、その対策を今から講じていく必要があるところでございます。

その抜本的な対応策といたしまして、現在進めている時限的な取り組みではございますが、合併特例債を活用いたしました地域振興基金の造成、それから過疎対策事業債のソフト事業分の活用、加えまして離島振興地域指定に伴います離島活性化交付金の活用など、今後とも国、県等の補助金であるとか、交付税措置のある有利な地方債の活用を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、これに加えまして、合併特例事業債の適用期間につきましては、先ほど町長が答弁で申し上げましたとおり、その適用期間が5年間延長となりましたので、今後有利な財源の一つとして有効活用を図ってまいりたいと考えております。

また一方で、合併以降進めてまいりました行財政改革の一つであります職員数の削減におきましては、25年度末の一般会計の職員数が164名、平成18年度に比べますと29名の減員となっております、一定の合併による効果が得られているところでございます。

しかしながら、消防や災害対策を初めとした安全・安心の確保、それから幼稚園や保育所などの子育て環境の整備、また地域福祉の充実など、今後行政サービスの維持向上を目指すためには、さらなる行政改革の推進が必要であると考えておるところでございます。

最後に、現在作業中の取り組みとなりますけれども、今後行政サービスの維持向

上を図っていくためには、中・長期的な視点に立った財政的な裏づけが必要でありますことから、合併以降進めてまいりました財政の健全化に向けた取り組み成果であるとか、今後の地方交付税の動向、また今後予想される主要施策等を盛り込みまして、今年度から平成29年度までの4年間で推計期間といたします中期的な財政見通しを現在作成中でございます。この計画は、将来的に持続可能な行財政基盤を確立するため、一つの指針として策定しようとするものでございまして、10月中には一定の形に取りまとめまして、その後、議員の皆様方にも説明の機会を設けさせていただきたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 予算というか、財政の国、県に対する働きかけというのはもちろんのことですが、自治体自体がある程度抑えていくような形に持っていかなかったら、合併する前のそれぞれの町の状況と同じになってしまうというふうに思っています。

それと、建物を整備するに当たっては50年、言うたら半世紀を見据えた考え方でやっていかなかったら、あのときにそうやとったほうがえかったのになというふうなことになってくるのでは、今までの経験というか、歴史というか、そういうふうな中で証明されていることだと思います。

その部分で、今町長がやっている中で、小学校の再編、幼稚園、保育所といった就学前の教育に関しても、それぞれを残すというふうなことですが、人口減少が減っていくというんがもう見えている中で、どういうふうを考えていくか。住民の皆さんにしたって、間近になって言われるんじゃないくて、このぐらいになったらシミュレーション的にこうなったらその辺は考えていかんといかんというふうな、町民全体の意見というか、そういうふうな考えをまとめてあげる必要性が出てくるんか

などと思います。

今はお金があるからできるんだと。将来お金がなくなったら何ちゃできんのんやというふうな形にならんような形での行政運営を希望しますが、その辺の考え方はどうですか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員のご指摘はそのとおりだと思います。10月には中・長期の財政見通しを発表したいと思いますが、その前提として、何を何年までに整備したらこうなるというシミュレーションを同時にお話をするということになると思います。

その意味では、来年度予算編成をどうするかというのが最大のポイントだと思いますので、その際には、今後10年ぐらいはこういう形で進めていくということで、来年度予算編成をさせていただきたいと思っております。その際に議会の意見も十二分に、議会のみならず、町民の皆さんの意見をちゃんと聞けるようにしたいと思っております。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 池田中学校の解体の工事に私もちょっと携わったんですが、耐震はやってましたが、コンクリート自体はボツ、もろいんです。今やっている耐震というのは、耐震の骨組みは残るかもわかりませんが、本体はどうなるかわからないという状況の中で、今後小学校なりを運営していく中で、早いうちに検討していく必要性も出てくるのかなと思います。その辺はよろしく願います。以上です。

---

○議長（森口久士君） 6番柴田初子議員。

○6番（柴田初子君） それでは、一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、2点、よろしく申し上げます。

初めに、有害鳥獣対策強化事業についてですが、3月定例会で鳥獣被害対策を地域ぐるみで行うなど、抜本的に見直しをするとされ、その強化事業として、1つ目にモデル地区指定による有害鳥獣対策の実施という新規の施策と、2つ目に捕獲対策等の強化として、狩猟免許取得と防護柵設置等の支援の拡充の予算が組みられました。私も3月に有害鳥獣対策に対して質問をしておりましたので、強化事業について本当に大きく期待をしておりました。

その中で、町長のそのときの答弁の中に、鳥獣対策について条例、規約を取っ払って、必要なものには補助をつけると、こういうふうにおっしゃられました。鹿については、定期的に今も現在やっておりますが、駆除をしているので減少しているように思います。しかし、イノシシ、猿に至っては、異常といってもいいほどに増え続けております。特にイノシシは春と夏に生まれたのが、食べ物を求めて昼、夜問わず民家のすぐ畑のそばまで出没するようになっております。夕暮れにはふるさと村におりる歩道ですが、そこで小さなイノシシが3匹ほど、普通に歩道を歩いておりました。こういうような状態になっております。本当に人を恐れられないような状態になってきております。

防護柵等も設置しておりますが、なかなかかかりにくく、人がいても平気で、その少し、何メートルか向こうを平気で横切るといような状況もございました。農作物への被害に困っている、本当に困っております。それは当然のことですが、それよりも親御さんの心配は、児童の登下校時に襲われたりしないかと、本当にご家族は心配しております。

そこで、この2つの強化対策事業実施とその後の実態というか、成果と、防護柵設置助成で新規に行っております、周囲から孤立した農地の場合の資材費に対する助成ですが、現段階では、予算段階では申込件数はどの程度を見積もっていたのか。

また、申込期限が9月末までとなっておりますが、今現時点では何件の申し込みがあったのか。

それと、この補助対象ですが、本当にもう、耕作者の方に聞きますと、この補助対象になっているような農地が実際にあるのかどうか疑問であると。絵に描いた餅のような感じではないかと、こういうような疑問視する声もあります。それで、今現在の申し込みが何件あったのか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 柴田議員のご質問についてお答えをいたします。

農林業の被害、また住宅地周辺での出没情報が年々増加しており、有害鳥獣の被害というのは、非常に深刻な問題であると思います。かねてから申し上げておるように、環境づくり、防護、捕獲の3点が総合的に結びつくことが大切だと思います。特に地域ぐるみで有害鳥獣が出にくい環境づくりに取り組んでいただくことが重要なポイントになると言われております。

町といたしましても、モデル地区への支援を初め、捕獲の圧力を高めるための狩猟免許の取得、保持等に対する助成、また従来 of 農作物被害対策も含め、国、県が行う有害鳥獣対策メニューに加えて、不足する部分に町の単独町費を投入して対策に臨んでいるところでございます。

詳細について担当課長からご説明いたします。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 柴田議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

まず、モデル地区に関しましてでございますけれども、こちらのほう、地域の方々が一体となって有害鳥獣対策に共通の意識、問題意識ですね、これを持っていただくと。それに、その次のステップとして緩衝帯の整備をする、また防護柵の設置を

考えると。そしてまた、その後の管理とか見回りなども行うという自衛体制、これをモデル地区というふうな考え方をしてございまして、集落とか自治会単位、そちらのほうを想定してございます。

25年度でございませけれども、北地、木庄、坂手、蒲野、中山の各地区からご要請がございまして、有害鳥獣対策の勉強会、こちらのほうを地元のほうで開催させていただいております。また、坂手地区、木庄地区からは、再度、防護柵の設置についての検討、こちらの会の出席の依頼がございませ。また、新たには、神懸通りとか、吉田地区からのほうからも勉強会の開催のご要請がございませ。

また、地域として取り組む、要するに地域全体を囲う防護柵の設置につきましても、安田の古郷地区、それから中山地区、蒲野地区で約6,000メートルほどの整備の予定をしてございませ。それから、坂手地区と木庄地区でも、現在設置に対しての計画中でございませ。

次に、狩猟免許の取得状況でございませけれども、4月1日現在で、銃による免許を持った方が25名、それからわな、こちらのほうの免許取得者が56名、重複がございませるので、総勢で65名の方が免許を取得されておるといふこととございませ。対前年度で18名ほどの増員という形となつてございませ。

この狩猟免許の取得に関しましては、まず狩猟免許用の講習会がございませ。こちらの受講料とか交通費、そして狩猟免許の受験の手数料を、県、町で全額の補助をさせていただいてございませ。それからまた、毎年狩猟の登録費用が発生いたしますけれども、こちらのほうも町単独で2分の1を助成させていただいておりますし、3年に1度免許の更新もございませ。こちらのほうにつきましても、町単独で全額補助という形で、免許の取得、それから取得された方の免許の保持、こちらの両面から捕獲圧の強化を進めるための施策といふことを実施させていただいてございませ。なお、本年でございませけど、3月に臨時の免許の取得試験がございませ。

して8名、それから、定例、この8月に試験がございました。これで15名の方が新たに資格を取られております。

免許保有者の方々につきましては、町の鳥獣被害対策実施隊員という位置づけになりまして、毎年4月1日になりますけれども、隊員として登録させていただいて、捕獲のほうに協力をいただいております。

それから、本年度町単独事業としまして新設いたしました、県等の補助事業の採択条件に満たないような孤立した農地、こちらのほうの獣害による荒廃化を防ぐための防護柵設置事業の助成でございますけれども、1件当たり10アール——1反当たりで計算しとんですけれども20件程度、100万円を予算化しております。申し込み状況は9月10日現在で申しわけございませんけど8件、こちらのほう要望がございます。

また、大きく地域全体を囲う防護柵につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。県の補助事業でございます農作物の被害防止用の柵に関しましては、現在4件の申し込みがございます。

以上でございますが、今後とも地域の方々と協力して獣害対策、こちらに臨んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 登録されている25名というんですけど、実際に活動というか、それに動いている方は、全部の方が動いているんでしょうか、何名ぐらいでしょうか。猟友会の方です。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 先ほど言いました25名というのは、銃の捕獲免許を持たれた方、それから別にわな、くくりわなでありますとか等々の免許を持たれた方が56名、ただし2つとも免許を持たれた方がございますので、現在は65名の方



が有資格者という形で協力をいただいておりますということでございます。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 猟友会の方で実際にイノシシ、鳥獣、それをしとめに行くという方はそんなにたくさんいないんじゃないかというふうに感じてるんですけども、実際に活動、動いている方、取得者だけじゃなくて、その方が何名ぐらいおられるんですか。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 柴田議員さんがおっしゃる分は、捕獲するのと捕まった後の捕獲の処理でございますね、止め刺しというんですけれども、銃による止め刺しがございます。非常に銃の場合は危険性が高いということもございまして、町のほうでは、特に17名、25名ほど免許を持たれておる方があるんですけれども、経験年数等々ございますので、猟友会の会長の方々と役員の方々とも相談して、一応17名の方に止め刺しのほう、お願いするような形をとらせていただいております。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 25名中17名の方なんですけれども、本当にこの方々が毎日毎日大変な思いで活動っていうか、それされてると思います。せっかく25名の方、年齢とかいろいろあるんでしょうけれども、持ってる方がおいでるんですしたら、こういうような人に応援をいただいて、本当に今、先ほどもちょっと休憩時間に話をしていたんですけれども、被害が物すごく、つくっている人は本当に何とも言えない、泣いてるという、そういうふうな声もありますので、本当にこれ以上進んでいくと、これから観光季節に、小豆島は観光地でもありますので、イノシシもそうですけれども、本当にお昼でも猿も走ってますので、こういうことがひょっと観光客の方とかに迷惑をかけたとか、そういうようなことをする場合もあると思いま

すので、そういうことがないように、本当に安心で、小豆島は安心である、安全であるというふうにアピールする上でも、こういうようなさまざまところに働きかけて、地元住民も毎日毎日精いっぱい頑張っておりますので、行政とお互いに協力しながら、安心なまちづくりというか、そういうなのをしていきたいと切実に思っておりますので、いろんなどころでまたさらにこの25名の方、活動できる方をお願いをしていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 先ほど申しましたけれども、銃を使う場合には、非常に制約がございます。皆様方、よくご案内いただくのが、家の裏のほうに出てきたということがございますけれども、もう当然のごとく、銃の使用というのは住宅からある程度の距離が必要になりますので、そこら辺の捕獲が非常に困難であるということをご理解していただきたいということでございます。

です。ある程度集落のほうに出てこないためには、山際で防護柵、山からおりてこない、これの形を進めてまいりたい。その辺につきまして、地域の方々と協力して設置のほう、進めてまいりたいということでございます。捕獲は捕獲として今後も進めてまいりたいと思いますが、あくまでも出るものに対しての捕獲になりますので、それを出てこないための、おりてこないための方策としましては、やはり柵が現在のところでは一番有効ではなかろうかというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 先ほど言われた中に、申込件数が9月10日時点で8件というのがありましたけれども、本当に少ないと思います。それで、これを助成対象をもう少し拡大するというふうなことは、これは本年度だけでしたでしょうか。返答をお願いします。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 先ほども申しましたように、かねてより農作物被害用の柵の設置につきましては県の補助事業がございます。これはもう数年前から事業が実施されてございますけれども、孤立された方がその補助事業に乗れないというのは非常に不利条件であろうと。それから、そういう農地が荒廃化するのも農業部門としては好ましい状況ではなかろうということで、町単独でその補助事業の要件を持たない孤立した農地の方々にということで、最前ご周知させていただいております。

一応9月末というのは一つの切りとして考えてございますので、その後またご相談があれば、予算の範囲内ではまた対応していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 今年度だけ、9月まででないということですので、本当にこれも周知をしていただきたいと思います。これ3月議会でいろいろ出たんですけども、その補助事業がほとんど知られてないというふうな話がございますして、新たに出たそういうなのは、皆さんが困っている。早く聞きたいというふうな情報は、本当に早い目の周知をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。以上で1つ終わります。

続けて質問させていただきます。

危険ドラッグ乱用防止についてでございます。

最近、車が暴走し、何台もの車にぶつかって、数十人がけがをしたとか、また歩道に突っ込んで1名死亡、7人がけがをするなどと、運転手の行動が挙動不審であるというので、調べてみると危険ドラッグの乱用者だったという事故が本当に多発しております。8月1日の警視庁のまとめで、ことし1月から6月までの半年間で

128件で145名を摘発したことがわかりました。事件数は昨年1年間の125件を上回り、統計の残る2008年以降の最多となっているようです。香川県でも8月に逮捕者が3名出ております。

衆議院の厚生労働委員会では、危険ドラッグに関する集中審査を行い、田村厚労大臣は体制の強化や啓発の徹底など、ありとあらゆる対策をとって、撲滅に全力を挙げると表明しております。

先々月、7月30日のNHKの「クローズアップ現代」という番組で、「命を奪う危険ドラッグ」と題した放送がありました。この番組の中で、中毒者の治療に当たっている医師は、これは未知の化学物質が次々と生まれて、もはや対応できないようになってきていると危機感を示して、また和田清国立精神神経医療センターの薬物依存研究者は、ドラッグの危険性に実感がなく無防備であると、日本人は。啓発が本当に大事であると。危険ドラッグは得体の知れないものだ。得体の知れないもの、あるいは未知のものは体内には入れては絶対だめだよという基本的なところを、きちんと教えていくことが必要であると訴えております。

未来ある若者が、ほんの軽い好奇心から安易に手を出さないように、薬物の恐ろしさを共有認識し、命を守らなければなりません。最近毎日毎日この危険ドラッグという言葉を目にします。今、小豆島町では危険ドラッグ乱用防止についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 薬物の乱用の怖さについては、もう言うまでもないことだと思いますし、国においても法律の規制強化とか、いろんな対策を講じています。小豆島においても警察署などと啓発活動をしているところでございます。

詳細は担当課長から説明いたします。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 薬物の乱用につきましてご説明申し上げます。

薬物の乱用は、精神に影響を及ぼす物質の中で、習慣性があり乱用され、または乱用されるおそれのある物質として、覚醒剤とか麻薬、シンナーなどに加え、先ほど柴田議員のほうからも質問ありました、近年では危険ドラッグなど新たな薬物乱用が蔓延してきております。

県では、知事を本部長としました香川県薬物乱用対策推進本部会を、また県内の4地区では、保健所ごとに薬物乱用対策連絡協議会を設置し、薬物乱用状況の分析、その取り締まり、啓発対策等について協議をしております。

小豆地区に設置されております小豆地区薬物乱用対策連絡協議会では、小豆島町及び土庄町、警察署、少年育成センター、教育事務所など、管内の各関係機関との協議、連絡調整が行われ、細かな情報収集や種々の啓蒙活動を実施しております。

町からは、香川県麻薬・覚醒剤・シンナー禍対策推進員6名を推薦し、県から委嘱された推進員の皆さんは、関係行政機関や関係団体との相互連携のもと、啓発活動の実施、薬物乱用防止に関する相談、指導、キシパトロールの巡回、抜去などの活動に取り組んでおります。また、薬物乱用防止運動月間には、皆さんもお目にとどまったかと思いますが、「ダメ。ゼッタイ」の懸垂幕やポスターなどを公民館等に掲示し、住民への広報活動も行っております。

中学校や高校におきましては、保健体育の授業で薬物乱用防止について学ぶ機会もございます。また、キャラバンカーによる薬物乱用防止教室や、ロングホームルームを利用した薬物乱用防止教育を実施しております。

今後も危険ドラッグなどの新たな薬物を含めた薬物乱用の根絶を図るため、各関係機関と協力しながら、地域社会に対する啓発強化と規範意識の向上による薬物乱用未然防止対策を推進してまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

します。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 先ほど6名の方を推薦されてるとおっしゃいましたが、どのような方かお聞きします。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 香川県麻薬・覚醒剤・シンナー禍対策推進委員についてですが、選考基準がございまして、公民館の館長さん、主事、それから自治会長、保護司、民生児童委員、薬剤師会の会員などという推薦基準がございまして。小豆島町では、先ほども6名お願いしておりますが、人口規模によりその定数も決まっております。小豆島町では、現在公民館長さん1名、自治連の会長さん1名、保護司1名、それから民生児童委員1名、薬剤師会の会員1名、公民館主事1名の6名となっております。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） いろいろ町のほうでも取り組んでいるようですが、私もちよっと勉強不足のところがありましたのであれですけども、この9月30日に交通安全キャンペーンというのがあります。これにあわせてこの危険ドラッグ乱用防止キャンペーンというのと一緒に併用していけるものなのではないでしょうか。いけるのであれば、一緒には無理でしょうか、お願いします。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 交通安全キャンペーンは交通事故の防止とかを主としてやると思うんですけど、実はこの麻薬、覚醒剤乱用防止のキャンペーンもございまして、実際に行われているのが土庄高校の生徒の皆さんと一緒に毎年、先ほども申しました小豆地区の薬物乱用防止対策連絡協議会が主になりましてキャンペーンを行っております。今年度はたまたま台風のとくと日にちがガッチャ

ンしまして、ちょっと今延期の状態になっているんですが、それを10月に実施する予定です。それも小豆地区全体で行いますので、その場には先ほどの推進委員さんとか、各関係機関のメンバーも参集し、一緒にキャンペーンを行う予定です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） そのキャンペーンには、交通安全キャンペーンと同じような形で大勢の方に参加していただけるような感じなんですか。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） そのキャンペーンの周知につきましても、中心になって動いていただいているのは小豆総合事務所の衛生課のほうになるんですが、多くの方に参加していただけるような周知をともに考えたいと思います。

（6番柴田初子君「終わります」と呼ぶ）

---

○議長（森口久士君） 2番坂口直人議員。

○2番（坂口直人君） 私のほうからは、高齢者の生活支援について幾つか質問いたします。

平成26年8月1日の住民基本台帳によりますと、小豆島町の総人口が1万5,811人、このうちの6,056人が65歳以上の高齢者です。実におよそ5人に2人が高齢者という状況でございます。少子化に歯どめがかからないため、こうした割合も非常に高くなっています。着実に高齢化が進んでいるわけですが、今後増え続ける高齢者の生活をどのように支援し、また安心・安全な暮らしを送っていただけるか。家庭を守り地域を守ってこられた方々のきめ細かな生活支援の充実が必要だと思っております。

そこで、特に家族が小豆島島外におられ、日々の生活において生活支援を得ることができないひとり世帯の高齢者あるいは高齢者同士の世帯の心配事や相談事に

対応する窓口について、現在における町の体制とその取り組みの状況をお伺いします。

また、過疎地域では、高齢者が日々の買い物に困っているという話をよく耳にします。私の住んでいる福田、吉田地区でも食料品店がなくなり、高齢者の方で車の免許のない方が本当に困っている、そういった状況にあります。少子・高齢化や過疎化が進み、買い物の場所や移動手段などの日常生活に不可欠な機能が弱体化をしております。特に高齢者にとっては大きな問題になっているところです。こうした機能を地方自治体だけで支えていくことは非常に困難な状況であると思いますが、今後この問題についてどのような取り組みを考えておられるのか、お伺いします。

次に、災害時における避難についてですが、ひとり暮らしの高齢者の方が避難するには幾つかの問題点があると思われまます。自治会放送だけでは不十分ではないかと思われまます。そこで、町と地元消防団の連携が必要になってくると思われまます。

そこで質問します。

町や地元消防団はひとり世帯の高齢者、または高齢者同士の世帯の場所を把握していますか。また、日ごろからこういった連携をとられているのか、お伺いしたいと思われまます。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 坂口議員のご質問にお答えをいたします。

小豆島町の高齢化率は38%ということで、県内の市・町の中で最も高い率になっておりますし、したがいまして、ひとり暮らしのお年寄りもたくさんおられるところでございます。私の母も長い間ひとり暮らしをしておいまして、元気な間は遠くのスーパーに歩いて買い物に行っておいましたが、歩けなくなって施設に入ることを余儀なくされたという経験がございまして、高齢者にとっての日常生活の買い物などの支援というのは、非常に重要なテーマだと認識をしておいまます。



行政でやっているのはシルバー人材センター、あるいは社会福祉協議会に軽度の家事支援、買い物などの家事支援を委託しておりますが、買い物でいえば週1回とか2回の買い物支援ということになります。現在町内で50名の利用者がありまして、行政の取り組みとしてはこういうものを拡大することが必要であると思っています。

しかしながら、行政の取り組みも大事ですけれども、民間事業者の移動販売とか配達もかなり広がってますので、そういう取り組みも大事だと思いますし、地域でいろんな助け合いの一環で買い物支援というのは考えていただければありがたいと思います。

災害時の高齢者の避難の問題についてですけれども、災害対策基本法という法律で、避難行動の際に支援を必要とする方々の名簿をつくるのが行政のほうに義務づけられておりますので、小豆島町においても高齢者あるいは体の不自由な方など、支援が必要な方の名簿は持っております。ただし、個人情報でありますので、これからご本人のご了解をいただいて、消防団とか自主防災組織との情報共有をしたいと考えております。

詳細には担当課長から順次説明させていただきます。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） 坂口議員のご質問にお答えします。

初めに、ひとり暮らし高齢者世帯の状況について、民生委員さんにご協力をいただきまして実施しました調査の結果を申し上げます。

昨年10月1日現在の状況になりますが、ひとり暮らし高齢者は町内で1,066名、高齢者世帯は2,233名あり、高齢者のほぼ半数がひとり暮らし、または高齢者世帯となっております。

このような状況の中、高齢者の相談窓口としましては、高齢者福祉課内に地域包

括支援センターを設置し、相談、支援に当たっているところでございます。地域包括支援センターでは、保健師や社会福祉士、ケアマネジャーの専門職が高齢者の総合相談、支援、介護予防、健康づくり、権利擁護などの業務に当たり、昨年度は延べでございますが2,553件の相談がございました。

次に、主な取り組みについてご説明させていただきます。

初めに、先ほど町長が申しあげました買い物、掃除などの軽度家事支援事業でございます。これは県内では小豆島町だけの取り組みとなりますが、シルバー人材センターの登録者や社会福祉協議会の職員が高齢者の家事支援を行うものです。

利用の対象者は、要支援認定を受けている方もしくは受けるおそれのある方などとなっております。サービスの利用の調整は、地域包括支援センターが行っておりまして、現在の利用者は先ほどのとおり約50名となっております。なお、1時間当たりの利用料は230円となっております。

この軽度家事支援事業のほか、地域全体で支援を行っていける体制づくりにも取り組んでいるところでございます。例えば、オリーブ健康塾の開催によりまして、ボランティア活動のリーダーの育成を行い、そのリーダーのもと、見守りやごみ出し、配食サービスなどの生活支援を行っていかようとするものです。福田の小規模多機能型施設の一室で実施されております、ひだまりサロンと申しますが、こちらで実施されているサロン活動も同様に、高齢者の生活支援につながっているものと考えているところでございます。

また、65歳以上で下肢が不自由などの理由により、交通機関の利用が困難な方につきましては、自宅と医療機関との間の送迎を社会福祉協議会に委託して実施しているところですが、高齢者が可能な限り、住みなれた自宅で安心して生活できるようにするためには、さらに多様な体制の整備が必要であると考えておりますので、議員におかれましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 坂口議員さんのご質問についてお答えをいたします。

高齢者のみならず、障害者や難病患者、乳幼児などの避難行動に支援が必要な方の避難につきましては、これまでもお願いをしてきました自主防災組織の共助、隣近所の助け合いが不可欠であると考えております。

先ほど町長が申しあげましたように、小豆島町では、関係課からの情報によりまして、避難行動の要支援者の把握は行っており、その名簿は作成をいたしております。ただ、平常時から消防機関等の避難支援関係者に情報提供をする場合には、本人の同意を得なければなりません。対象者が常に変わっていておりますので、なかなか同意が得られず、現時点で消防団等に情報が渡っていない状態でございます。要配慮者、要支援者の情報を関係者で共有することは、災害時の迅速かつ的確な対応につながりますので、可能な限り同意をとった上で情報の共有をしていきたいと考えております。

なお、実際の災害時には、困っている高齢者等の情報がございましたら、町のほうから消防団等に連絡をして現場へ行ってもらい、いろいろな防災活動を行ってもらっておるのが現状でございます。以上です。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） これからどんどん高齢者が増えていくと思うんですけども、この高齢者の方が介護サービスを受けられるほうもどんどん増えていくと思うんです。まず、サービスを受けるっていうよりも、まず健康で暮らしてほしい、これが一番の目的だと思うんですけども、それにはやはり予防活動としてちょっとやってほしいんですけども、今現在、小豆島町でそういった予防活動としてやっていることは何かありますでしょうか。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） ご質問の介護予防活動健康づくり事業でございますが、まず大きなものとしましては、1点目に、オリーブヘルスケアシステムの普及というのをやっております。これはテレビ電話を活用して日々の歩数とか体重、血圧等をシステムに登録して健康づくりを行うものです。これにつきましては、町内の11公民館で、既に8月をもって全ての公民館で設置が終了しました。これのほかに、例えば老人クラブ等の単位でグループが主に、最低条件なんですけれども、月に1回は必ず健康づくり事業に取り組んでいただくという活動をお願いしております。これも大体月に1回、5項目ちょっと要件としてお願いしております、例えば運動とか栄養に関すること、そういうものをテーマに取り組んでいただくような活動をお願いしております。これが昨年度につきましては、14団体の取り組みがありました。ことしも継続的に取り組んでいただいております。このような活動のほか、先ほど説明申し上げましたオリーブ健康塾によりまして、そういう介護予防づくり事業にも普及しておりますので、そのリーダーのもとに取り組んでいただいているところです。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） ありがとうございます。高齢者の方がやはり健康で暮らしていくためには、そういった予防活動が大事になってくると思うんで、力を入れてやっていただきたいと思います。

それと、買い物支援ですけれども、今現在約50名の方が利用されているということなんですけれども、今後、高齢者の方で免許を返納すると思うんですね、高齢者の方は車に乗れなくなって。そういったときに、どんどん増えてくると思うこの買い物支援を、現状どれぐらいの方が支援員として活動されておられるのか。また、今後そういった支援員の方を増やしていく方向性はあるのかどうか。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） ご質問の支援員というものにつきましては、シルバー人材センターの登録者とか、社会福祉協議会の職員になろうかと思えます。シルバー人材センターの会員は140名程度いらっしゃるんですけども、この軽度買い物支援に携わっていただいているのは主に女性の方で、大体10名程度の方だというふうに認識しております。そのほか、社会福祉協議会では現在2名の職員が対応しておりますが、これについても順次拡大していく必要があると思えます。中でもシルバー人材センターの活動につきましては、元気な高齢者が地域を支えていくという観点からも、非常に意義深いものと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） ありがとうございます。

現在、そしたら12人で買い物支援のほうは回しているという認識でよろしいでしょうか。

（高齢者福祉課長濱田 茂君「はい」と呼ぶ）

ありがとうございました。

次に、災害時の避難ですけども、台風の時期または梅雨の時期に入る前に、また自治体と消防団での高齢者の世帯の場所の確認とか、そういった作業も行ってほしいと思えますが、その点についてはどう思われますか、お伺いしたいと思えます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 坂口議員さんおっしゃられるように、確かに高齢者の方がお一人で避難されるのは非常に難しいところがあると思えます。それで、隣近所の方というのは、ある程度高齢者の方がどういうふうな状況であるかというのは隣近所ご承知をいただいておりますので、そういう方々が自主防災組織、自治消防団、そういうところの中でそういう情報をお出しいただいて、自治会によってはそういうことで名簿を独自でつくっておられるところもございます。た

だ、町のほうでもそういう名簿を持っておりますので、先ほど申しましたように、ご本人の方のご了解を得て、地元の方、自治消防団の方、自主防災組織の方とご相談しながら、そういう方への情報の共有を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） ありがとうございます。ぜひ、力を入れてやってもらいたいと思います。

これから増えてくる高齢者の方が安心・安全で暮らせるために、地域社会とのつながりということが大切になってくると思います。小さなことですが、ひとり暮らしの方にお元気ですか、お変わりないですか、そういった声をかけることから、地域社会とのつながりを感じてもらえるのではないかと考えております。地域全体で高齢者を見守る体制をつくっていただきたいと思います。また、我々もそのように努めていきたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は午後1時。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時56分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森口久士君） 3番中松和彦議員。

○3番（中松和彦君） それでは、最初に堀越地区での災害時における避難場所、経路について質問をさせていただきます。

さきの11号台風では久方ぶりに小豆島を直撃するルートを取り、被害が大変心配されましたが、幸い大きな被害を受けることなく通り過ぎました。私の住む苗羽地域では若干の被害もありましたが、行政担当各課の迅速な対応をいただき、住民一同大変感謝をいたしております。

さて、災害時における避難場所は、かねてより各地域ごとに決められておりますが、堀越地区にあっては堀越庵になっています。この庵は、同地区の西端の谷筋にあり、しかも后背はやや急な斜面となっています。民家からそこへ至るには、勾配のある幅3尺程度の昔ながらの里道を通るしかありません。まず、その立地条件からして常に危険と隣り合わせております。また、車両通行可能な道路までには距離があり、しかもその道路は海岸に直接沿っているため、台風時には高潮、波浪に洗われ、車両であっても通行は極めて危険であります。また、徒歩であっても、この海岸道路を避けて安全な県道へと避難するルートはなく、一旦災害あるいは傷病者が発生した場合には、対応が非常に困難な事態となってしまいます。以上のことから、堀越地区には全く新たな避難施設の確保及び海岸道路とは別の避難路を確保することが住民全員の悲願となっています。

話は少しそれますが、堀越は島外から移住してこられた若い方々が近年多く居住され、この夏には島内の大勢の移住者の方々が一堂に会し、お祭りをするなど、大変活発に活動されております。この若い方々は、これからの小豆島町を動かしていく大切な仲間であります。彼らのこれからの活発な活動の拠点が必要であるようにも考えます。

堀越地域の安全をより確かなものとするため、そして同時に小豆島で新たな生活を始められた若い方々のために、堀越地区に安全な避難施設兼地域交流施設及び安全な避難路は絶対に必要であります。小豆島町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中松議員から、堀越地区の避難場所などについてのご質問をいただきました。

堀越は、壺井繁治さんの生誕の地でありますし、かつてはお醤油屋さんなどもあ

って大変栄えた地域でありました。かつて200人ぐらい人口がいたんですが、今は100人ぐらいになっていますが、中松議員のご質問にありましたように、最近若い人がたくさん、移住者が堀越地区に住んでおられて、赤ちゃんも何人か生まれて、地域みんなでその誕生を祝い、また質問にありましたように、夏祭りも復活しておるようでございます。私も夏祭りに参加させていただきました。

堀越地区の災害時の避難場所ですけれども、ご質問にありましたように、現在の避難場所は必ずしも最適なところとは言えないと思います。したがって、質問にあった地区の集会施設の場所のことも含めまして、地元自治会と協議をしていきたいと考えております。

なお、地区の集会施設の建設に当たっては、自治総合センターという全国規模の総務省管轄の財団法人がありますけれども、そこが宝くじの社会貢献広報事業としてのコミュニティーセンター助成事業というのを行っておりますので、このような助成事業を活用し、避難場所のみならず若者の交流拠点としてのコミュニティーセンターの建設は、可能ではないかと考えております。実現に向けて努力をしたいと思っております。いずれにいたしましても、堀越自治会と協議をしていきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） 堀越という地域は、大方のところが南向きで、冬でも非常に温暖な気候でありまして住みやすいところではありますが、ぽつぽつと空き家が目立ってきてつつあります。しかしながら、そこにいろんな魅力を感じて移住者の方々がそこで生活をしております。まさかのときに避難する場所、それから避難する道路がない。そうなりますと、やはりぽつぽつとまた人口といますか、世帯が減っていくというふうなことも考えられます。自治会活動も非常に活発でして、皆さん一生懸命頑張っていらっしゃいますので、どうかそういった避難路、そ



して避難施設を考慮いただきまして、堀越地区のこれから未来に向けた地域づくりにご協力をいただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、これは買ひ物難民問題につきましてご質問をさせていただきますが、さきの坂口議員と重複をいたしますので、差し支えない範囲でご回答をいただければと思ひます。

全国的に少子・高齢化、地域崩壊の危機が叫ばれる中、小豆島町においてもその影響がさまざまな問題を引き起こしているのではないのでしょうか。殊に買ひ物難民問題は、生活に直結することであり、既に各地域では自発的に心ある方々が個人的に、あるいは組織的に助け合ひ、買ひ物をされておるようですが、それもいずれは限界が来るように思えます。行政としては、既にある程度の対応をされておることと思ひますが、さらなる対応が必要なのではないのでしょうか。つひては、現在小豆島町として買ひ物の困難な方に対する具体的な対応並びに今後の取り組みについてご説明をお願ひいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 買ひ物に行くことが困難な高齢者の買ひ物支援は、とても大事な話だと思ひます。午前中の坂口議員の質問にお答えしたように、シルバー人材センターとか社会福祉協議会で現在50名程度の方の買ひ物支援をしてるということをございまして、今後ともその拡充を図っていきたくと思ひますが、民間の取り組みもありますので、商工観光課長から民間の取り組みをご紹介させていただきたいと思ひます。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） それでは、町内の民間事業者等の現況について説明を申し上げます。

町内における移動販売、配達の実施につきましては、平成24年末に聞き取りによ

りまして調査を行いました。その後、再確認の結果、町内において移動販売を行っている事業所が4店、配達を行っている事業所が13店ありました。その内容でありますが、移動販売につきましては、東浦、福田地区で食料品や日用品の販売をしているのが1店、東浦、福田地区を除く旧内海町での鮮魚販売が1店、旧池田町及び西村での総菜の販売が1店、町内でのパンの販売が1店となっています。

また、配達につきましては旧池田町内のみ、あるいは旧内海町内の一部といった商店が多く、小豆島町内を網羅するのは1店を除きまして、生協を含む島外の事業所となっております。島内で配達を行うのは多くがインターネットを利用いたしましたネットスーパーでありまして、今後利用者は増加するものと考えられますが、高齢者等にとってはなかなかなじめないことが課題であると考えております。

また、町内にあるコンビニエンスストアでは、ひとり暮らしの高齢者に限る時間の指定なしということを条件に配達を行っており、今後は移動販売を計画中との情報を得ております。

今後にありますは、各商店の了解を得られましたら、販売形態、販売地区、連絡先、購入方法について広報し、町民の利便性を図りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。以上です。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） お年寄りにとっては、買い物に行くというのも一つの楽しみ、あるいは健康のためにもいいじゃないかなというふうには思っております。先ほど出ておりました堀越では、週に1回とか2回とか、地域の方々が誰かの車に乗り合わせて、定期的にお買い物に行っております。しかし、そういった部分で甘えるというのも、どうなのかなあというふうに考えております。これは、行政としての甘えという意味ではないんです。一体、お年寄りのそういった買物を誰が責任を持たなければならないのか、誰が負担しなければならないのか。その一端は確かに

行政にあるのかもわかりませんが、大もとをたどれば、やはりその家族であるんじゃないかなと思います。しかしながら、今の現状では、じゃあ、あなたの家族どこにいるんですか、東京です、大阪です、そういった方々に責任を持っていったとしても、それはしょせん不可能なことだろうと思います。

しかし、何でもかんでも行政に持っていくというのではなくして、やはりそういった方々からもある程度のご負担をいただく。それによって買い物難民などといったご老人たちの差し迫った問題の解決に結びつけていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

私が思っておるのは、ふるさと納税というんでしたかね、そういった制度があるやに聞いております。先日ちょっとお聞きしますと、小豆島町でも何件がそれが実績があるようですけども、そんなに大きな金額にはなっていないんじゃないかなというふうにお聞きしております。したがって、そういったふるさと納税などというような制度、そういったものをもっと大々的に活用して、都会に出ておるいろんな方々から広く寄付というのか、納税を募って、そしてそれを原資にしながら、ご老人たちの買い物難民問題を初めとしたいろんな諸問題の解決の一助にすればどうなのかというふうに考える次第ですが、町としてはそのあたりはいかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） ふるさと納税制度というのは、地方自治体にとっては有効な制度だと思います。小豆島町でも大体400万円とか、そのぐらいのふるさと納税をしていただけてますが、される方が決まっているというか、広く一般には広がってないと思います。自治体によっては1億円とか2億円の水準でふるさと納税の税が集まっている自治体もあると聞いています。

今度、地方創生という一環で、ふるさと納税制度が大幅に改善されると聞いてま

すので、中松議員がご指摘いただいたことも含めて、知恵を絞って、小豆島から都会へ出られた方からのふるさと納税が拡充するように努力、知恵を絞っていきたいと思います。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） とにかく、私も含めまして小豆島町に住む人間、皆それぞれにこの地域をよくするために頑張っていくわけですけれども、それとあわせて、このふるさとに年のいったご両親を残された方々からも寄付あるいはふるさと納税という形でご協力をいただければ、ありがたいんじゃないかなと思います。そのためには、やはり全町民に広くアピールして、皆さんの協力をいただいて、もっともっと広く広くそういったことをアピールして、ふるさと納税というふうなことを広げていけばいいんじゃないかと思いますので、よろしくご協力をいただければと思います。以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（森口久士君） 11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、4点質問をさせていただきます。

まず最初に、町長の政治姿勢についてということで2つお尋ねをいたします。

1つ目は、集団的自衛権についてです。

7月1日、安倍晋三内閣は、自衛隊発足以来60年にわたり憲法上許されないとしてきた集団的自衛権行使に関する政府解釈をひっくり返し、行使が可能とする閣議決定を強行しました。国民的な議論も、国会でのまともな審議もなく、一片の閣議決定なるものでクーデター的に政府解釈を覆し、憲法9条を破壊する空前の歴史的暴挙です。閣議決定が国民の意思に反するのは、直近の世論調査から明確です。憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に過半数が反対をしています。民意を無視した安倍自公政権の責任は、極めて重大です。政府は、従来、憲法について見解

が対立する問題があれば、正面から憲法改正を議論することにより解決を図ろうとするのが筋としてきました。解釈変更の手段が便宜的、意図的に用いられるならば、解釈に関する紛議がその後も尾を引くおそれがあり、政府の憲法解釈、ひいては憲法批判そのものに対する国民の信頼が損なわれることが懸念されるという理由からです。

今回の閣議決定は、過去の政治見解に真っ向から反し、集団的自衛権行使容認ありきの便宜的、意図的な憲法解釈の変更そのものです。紛議がその後も尾を引くことは間違いなく、政府の憲法解釈、ひいては憲法批判そのものに対する国民の信頼が損なわれることは避けられません。憲法で権力を縛る実権主義を乱暴に踏みにじった安倍政権の余りにずさんな憲法解釈が行き詰まりに直面するのは明らかです。閣議決定は、日本が武力攻撃を受けていなくても、海外での武力紛争の発生により我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に集団的自衛権の行使ができるとしています。争議が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっているというのが口実です。政府の一存で明白な危険があるという認定すれば、自衛隊は世界のどの地域へも出兵し、武力の行使ができるようになります。閣議決定は、こうした武力行使を我が国の存立を全うするためのやむを得ない自衛の措置だとしています。

かつて日本軍国主義が自存自衛のためとしてアジア、太平洋全域への侵略戦争に突き進んでいったことをほうふつとさせます。軍国主義復活という安倍政権の野望は、世界でも、アジアでも、日本でも受け入れられないことは明らかです。閣議決定は、やり方の点でも、内容の点でも抜き差しならない重大な問題を抱えています。私たちの子や孫たちが戦場へ行くことがないよう、町民の命と暮らしを脅かすこの閣議決定に強く抗議し、撤回を求めるべきだと考えますが、どのようにお考えでし

ようか。

次に、消費税増税についてです。

4月から6月期の国内総生産は、前期比で年率7.1%の落ち込みと、速報よりさらに悪化する大幅後退となりました。7月の消費者物価指数は、前年同月比3.3%上昇、14カ月連続の上昇です。一方、勤労者世帯の実収入は、10カ月連続マイナスです。物価高に賃金が追いつかない中、庶民は支出を控えています。7月の消費支出は、実質で前年同月比5.9%減、4月以降連続して減少しています。その上、来年10月からさらに消費税の税率を10%に引き上げれば、暮らしも経済も壊滅的な打撃を受けるのは明らかです。所得が伸び悩んでいる中、消費が大幅に減るのは目に見えています。

大体、わずか1年半という短い期間に税率を5%から10%へと2倍にもした例は皆無です。暮らしと経済への打撃ははかり知れません。安倍政権は、公式には来年10年からの増税を実施するかどうかは、7月から9月期の経済指標が明らかになった後、年末に決めるという発言を繰り返しています。しかし、今でさえ消費税が10%になるのを見越して節約志向は強まっていると言われます。増税を中止しないこと自体、国民の不安をあおり、景気に悪影響を与えます。麻生財務相や甘利担当相は、増税実施に影響しないよう補正予算の編成など検討することも言い出していますが、それこそ本末転倒です。景気が心配なら、消費税を増税しないことです。再増税は中止し、消費税増税に頼らない経済政策にこそ転換すべきです。

世論調査でも、消費税率を予定どおり2015年10月に10%に引き上げることに反対は、朝日で69%、読売72%、毎日69%、共同通信68.2%でした。4月からの8%の増税においても、町民は暮らしに打撃を受け、買い物を減らすなど自己防衛に努めています。それも限度があり、特にわずかな年金で生活している方は、これ以上節約できないと悲鳴を上げておられます。

こういう中で、町民の生活と営業にさらに大打撃となる消費税10%への増税は、ストップさせなければならないと考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員の質問にお答えします。

1点目につきましては、第2次世界大戦の戦禍は日本を含め世界の人々に大きな悲しみをもたらせました。その悲惨な体験と反省に基づき、日本は平和主義を基本原理として採用しております。恒久平和は全国民の念願であります。

ご質問につきましては、この間の定例会で答弁いたしましたとおり、憲法に関する議論は国政の場において論議される事項があり、発言は控えさせていただきます。

第2点目の消費税の増税につきましては、増税前の駆け込み需要の反動も大きいものと考えています。消費税増税の趣旨、増大する社会保障費を国民全体で負担する、あるいは国の財税再建に資するという点については、私は十分理解しておりますけれども、さらなる消費税の引き上げについては、経済状況を慎重に判断の上、国政の場において慎重に決定していただきたいと思っております。

とりわけ、地方経済、特に小豆島は単価の安い食品産業を基盤とする地域経済の上に立っております。消費税増税の影響はとて大きいので、国政の場において慎重にも慎重の上、決断をしていただきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 小豆島町では平和の町宣言を行っております。その町の町長としての集団的自衛権と町の平和宣言についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

それから、消費税ですけれども、慎重に決定してほしいということですが、そのことを国に対して、ぜひ、島の実態を含めて、町長から国に言うというお

考えはありませんか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 平和については、二十四の瞳の島でもあり、オリーブの島でありますので、誰以上に平和は念願しておりますが、残念ながら、私は国際的な政治状況とか軍事情勢について正確な情報を持っておりませんので、町長として集団的自衛的という専門的事項について責任を持って発言できる知識を持っておりません。

消費税増税については、小豆島町の考え方については機会があれば国に申し上げたいと思います。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） もう一つ、ちょっと新聞記事を紹介いたします。

山形市長が議会で答弁したんですけれども、山形市でも平和都市宣言ということを行っております、この平和都市宣言を行っている山形市長は、集団的自衛権行使容認は、この平和宣言に逆行するものだという答弁をされております。これは、国際情勢とかそういう問題じゃなくて、集団的自衛権そのものが憲法9条を踏みこむ中身だということで、そういう発言をしていただけないのは本当に残念だと思います。

次に行きます。

次は、豪雨災害対策についてお尋ねをいたします。

日本列島は、この夏も台風や記録的豪雨に襲われ、死者、行方不明者七十人以上に上る甚大な被害を生んだ広島土砂災害を初め、各地に大きな被害をもたらしました。日本は、地震、津波、火山の危険などもあり、どの地域も災害とは決して無縁ではありません。山間地の多い日本では、毎年平均1,000件を超える土砂災害が発生しているということです。近年も和歌山、奈良県や東京、伊豆大島などで大規模



な土砂災害が相次ぎ、多くの犠牲を出しています。地球温暖化による気候変動の影響によって記録的な豪雨が多発する中で、土砂災害への備えを防災対策の大きな柱の一つに位置づけなければならないと思います。かつて、同様の大災害に見舞われた小豆島町にとっても人ごとではなく、災害による犠牲者を出さないために、改めて対策を強める必要があると思います。

そこで、次の点について伺います。

先日の台風11号では、町内でも道路の冠水や土砂崩れなどの被害がありました。主な被害状況と現在の復旧状況についてお尋ねをいたします。

それから、豪雨対策の現状と危険情報の周知徹底などの取り組み強化についてどのようにお考えでしょうか。

特に、49年、51年災害後に砂防ダムが、午前中にもありましたように、百数十建設されておりますけれども、砂防ダムがあっても土砂で埋まってしまっは、その役目を果たせないと思います。土砂の堆積状況など、日常的に点検をされているのでしょうか。

また、河川や水路、側溝の危険箇所の総点検と、それに基づく対策も必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 豪雨対策の現状と危険情報の周知徹底につきましてお答えします。

8月20日に発生しました広島市の大規模な土砂災害を踏まえまして、住民の皆様には土砂災害の発生のおそれのある危険箇所を住民に周知するよう、国から要請がございました。この要請を受けまして、本町では、町のホームページで土砂災害の危険箇所を周知するとともに、各公民園に危険箇所を地図上に示した概要図を設置し、縦覧に供しています。また、10月号広報紙に、土砂災害危険箇所の周知に関する

るチラシを折り込むこととしており、多重に町民に周知したいと思っております。

また、町や県では、昭和49年、51年の大災害や平成16年の高潮被害を受け、それぞれ防災対策工事を実施してきております。個別には、県では砂防ダムの建設や急傾斜地対策工事、河川の改修工事等を、町では雨水ポンプ場の整備、河川や水路の整備等を実施してしております。近年では、県、町で実施している高潮対策工事などが上げられます。

また、国・県道や町道、港湾や漁港の整備なども利便性の向上だけではなく、私たちが暮らす小豆島にとっては、全ての施設整備が防災対策に直結するものであると考えております。しかしながら、先人たちが過去の災害を教訓にたくさんの砂防ダムや急傾斜対策、河川改修、高潮対策等を多額の費用と時間をかけ整備してきたからこそ、今回、議員ご指摘の台風11号での累計総雨量454ミリ、時間雨量最大53ミリであっても軽微な被害でおさまったものと考えております。今後も先人たちを倣い、適切な整備を継続し、適切に維持してまいりたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

なお、台風11号による被害状況、復旧状況及び施設の点検状況等について、詳細を担当課長より説明を申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） まず、台風11号による小豆島町内における被害の状況を取りまとめて、お答えをいたします。

建設課関係で大きな被害を受けたものは、町が公共土木施設災害査定申請をするものが道路4件で概算被害額1,250万円となっております。県が公共土木施設災害査定申請をするものが道路3件で概算被害額は5,860万円となっております。その他復旧費用といたしまして、道路河川関係で崩土取り除き、路面洗掘補修、側溝清掃、倒木処理等で被害額は約200万円、漁港、港湾施設関係で漂流ごみ回収等の処分費

といたしまして約200万円となっています。建設課が管理するその他の施設については大きな被害はありませんでした。

復旧状況につきましては、公共土木施設災害査定申請をする予定の道路4件については、10月20日の週の国の査定を受けて、測量設計及び査定申請書類の作成中でございます。

その他の復旧については、台風通過後、その被災状況を把握し、被災の規模や地理条件等を勘案し、業者へ依頼するもの、町直営で実施するものに振り分け、復旧作業を実施してきました。お盆の時期と重なったことから、場所によっては遅いのではないかとお叱りを受けたところもありましたが、現在は公共災害以外の被害で被災を把握していた箇所は復旧は完了しております。

漂着ごみの除去については、今回、公共施設機能を阻害する箇所については回収し、施設機能を阻害していないところは回収しておりません。回収していないところにつきましては、台風シーズンが終われば回収可能な範囲で回収作業を実施する予定でございます。

農林水産課関係といたしましては、農作物及び栽培施設の被害では、水稻が風による倒伏で全倒伏は0.5ヘクタール及び半倒伏が0.5ヘクタール、浸水が1.5ヘクタール。オリーブでは、風による倒木が250本、ごく小さな果実への傷や落下などは8ヘクタール。施設栽培では風によるビニール等の破れが20棟で約2,680平米でございます。

農地及び農業施設では、農地の石積み崩壊が28カ所、農道で路肩の崩壊が2カ所発生いたしました。うち、国の災害復旧事業の採択基準を満たすのが農地19件、残りの農地は自力復旧となります。

また、農道につきましても国の災害復旧基準を満たさないことから、町単独の小規模災害復旧で対応をいたします。

また、林道でのり面の崩壊が3カ所ございました。こちらも土砂撤去と路側の復旧を町単独で復旧する予定でございます。

水道課関係の被害といたしましては、県道橘大角坂手港線の大泊徳本間において、道路の一部が崩壊する災害がございました。この区間には大泊ポンプ場から徳本配水池へ送水している口径100ミリの送水管がございます。道路が崩壊したことにより管が外れ、送水できなくなったため、直ちに徳本配水池へ給水車で水を運び、1週間後には仮設管を布設しました。現在も仮設管で送水を行っており、道路復旧工事を待って本布設を施工する予定でございます。以上です。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 2点目の施設の総点検に関連することで、建設課関連の部分をご説明申し上げます。

まず、河川といたしまして、県、町が河川として管理しているもの県河川が19河川、31.2キロメートル、町河川、47河川、19.5キロメートル、合計66河川で50.7キロメートル。砂防ダムにつきましては、郡内に216基、土庄町が61基、小豆島町内が145基。側溝関係といたしまして、町、県が道路として管理いたしておりますもの、国道が1路線で約28キロメートル、県道が11路線で80.5キロメートル、町道が600路線で220.5キロメートル、合計612路線で約329キロメートルとなっております。以上のように小豆島町内に県、町が指定し管理している道路や河川だけでも総延長で約380キロメートル、砂防ダムにつきましては145基、その他指定はしていない水路や農道等を合わせると、その管理物件はかなりの数量となります。

点検は、日常パトロールを実施するとともに、住民の方からの通報、要望等に基づき、その都度対応いたしております。県においては、砂防ダム、急傾斜施設、大きな河川等の特殊な施設については個別に順次点検いたしております。ただし、やはり数が多いため、地理的条件から毎年一斉点検を行うことは難しいとのことでご

ざいます。

また、砂防ダムにつきましては、後ろに堆砂容量がある部分が堆砂したら、砂防ダムの機能がないと誤解される傾向があるようでございますが、砂防ダムの規模によりましては、後ろのポケットという部分が全て堆砂しても機能的には十分あるようになっておる部分もございます。当然ない部分につきましては、県のほうで点検調査をやって、適切な維持浚渫をやっておると伺っております。

また町の施設に戻ります。町の施設におきましては、橋梁や港湾、漁港施設、公営住宅など特殊な施設につきましては、長寿命計画に合わせて点検を行っております。これらは5年に1回の予定でございます。

議員ご指摘の総点検は、その考え方、頻度にもよると思いますが、全ての施設の総点検となると到底職員でできる範囲を超えておりますことから、外注せざるを得ないと思います。また、新たな費用を予算化し、総点検を実施することにこしたことはないと思いますが、特殊な施設を除いて生活に直結する側溝や水路など、降雨時における状況は周辺の住民の方が一番知っていると思います。また、知っていたらいておくべきであると考えております。行政が全て対応してくれるから大丈夫と考えたり思わず、これがこうなったら危ない、こうなったら避難しよう等々、日常、日ごろから危機管理の意識を持っていただけたらありがたいと思います。議員の皆様にもご協力いただき、行政が費用をかけ、できる点検にも限界がありますことから、町民皆さんで日々点検し、維持するという意識の啓発をお願いできたらと思っております。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 引き続きのご説明になりますけれども、農林水産課関係の施設についてのお答えになります。

通常、農道それから農業用の水路でございますけれども、こちらにつきましては、

個々の関係する水利組合、それから土地改良区など受益者の方とか、また利用者の方々、こちらに管理していただく、これが原則でございます。なお、危険な箇所等につきましては、土地改良事業で改修するとか、生コンの原材料支給で、その補修を行っていくということで対応できているのかなというふうに考えてございます。

また、池田、西村、芦の浦、坂手の各農免道路、こちらのほうは広域でありますので、農林水産課で直接管理を行ってございます。

それから、池田浜条川の下流域にあります排水ポンプ施設のほうにつきましても、当課の所管管理でございまして、これらにつきましては例年台風シーズンが到来する前、こちらには職員が水路等の見回りを行います。また、必要に応じまして側溝等の掃除を行ってございます。

それから、排水ポンプ施設でございましてけれども、こちらは毎月電気保安協会のほうから稼働点検してございますし、我々もシーズン前には必ず稼働の点検の確認を行って対応しているような次第でございます。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 土砂災害の危険箇所については、ホームページとか公民館の地図とかで周知しているということなんですけれども、見ただけではやっぱりわからないと思います、どういう危険があるとか、そういうことが。

15日の朝日新聞に県の箇所の記事が載ってるんですけども、土砂災害危険箇所が県内に6,972カ所もあります。今年度に調査を終えて、5,660カ所を土砂災害警戒区域に指定し、そのうち特別警戒区域が3,831カ所ということなんですけれども、小豆島町でのこの数というのはわかるんでしょうか。それで、やはりその箇所がどういう危険があるかという説明がないと、町民はその地図を見ただけでは自分のところがどういう危険があるかというのはわからないと思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 鍋谷議員さんの再質問でございますけれども、土砂災害警戒区域、それから土砂災害特別警戒区域というのは、これは県の事業で調査が進んでおります。それで、土砂災害警戒区域につきましては既に調査を終えまして、各自治会のほうへ既に上がって、もう図面のほうもでき上がっております。現在、特別警戒区域の調査、それから地元説明をやっておるところでございます。ちょっと今手元に箇所数の書類、資料がございませんので、また追って説明をいたしますけれども、この警戒区域につきまして、どのようなふうに住民の方は考えていただきたいかということでございますけれども、これはやはり土砂災害、まず一番危ないのが土石流でございます。これは大体山の谷筋を、そこに溪流等があるかと思うんですけども、そこを土とか木が大きな雨の影響で流れ落ちてくるということで、住家に対する影響が一番大きいものであろうかと思っております。これにつきましては、やはりそういうことが起こるまでに避難をしていただく、もしくは避難する際にも、できるだけ谷筋から避けたところ、横の方向へ避難をしていただくということが重要なところになってくるかと思っております。

それで、町のほうでは、各地区のそういうふうなハザードマップ、これも県の調査が終わり次第、各戸に戸別に配布をいたしたいと思っております。そのときに、どういうふうな心構えを持っていただくかということにつきまして周知をしていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今のその記事にも、小豆島町も今年度中に全戸配布する予定と書いてあるんですけど、ほかの県内16市町は、もう作成を終えて配布を進めるということなんですけど、小豆島町が遅れているのは何か理由があるんでしょうか。それで、いつ、今年度中ということなんですけど、いつごろにんでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 先ほど申し上げましたように、地元説明がまだ旧内海の東側地区のほうが終わっておらない状況にあります。これは、地元説明が終わった段階で知事のほうから告示があつて、最終的なそういうふうな図面になるということになりますので、10月から11月にかけてということになるかと思ひます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 11号の被害の中で、県道が通行どめになってるところがあつたりとか、あと神懸通の内海ダムの横の県道も下が崩れて危ない状況にあります。また、ダムの周辺でもあちこち崩れているところがあると思うんですけど、その辺は今どういう状況なんでしょうか。新内海ダム周辺の状況をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 県に関する公共、先ほど総務部長のほうから説明もありましたように、国の公共施設の災害復旧につきましては、10月20日の週に国の査定官が県も町も一斉に査定と申しますか、金額、この被災を認める、認めないという決定を下す日にちがございます。それまでは、現状のままの状態でございます。当然、大泊と寒霞溪の上のところにつきましては、国の補助の公共災害という箇所になっており、それと平間のほうの分の3カ所あるんですけど、県のが。この3カ所につきましては、10月20日の週に来るときまでは、今の現状のままでございます。

その他の軽微な分につきましては、確かに今ダムの上でもブルーシートがかかったようなところがございます。これについては県が単独のほうで直していく箇所になって、補助の採択金額に満たないところにつきましては、県が順次直していくのではないかと考えております。



○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 時間が余らないので、次に行きたいと思います。

3番目ですけれども、大型ごみ収集についてです。

大型ごみの収集については、年金削減、消費税増税など町民の暮らしが大変なときに、さらに町民の負担増になり、これまでも問題になっている空き地や山林などへの不法投棄が増加することが懸念される有料化ではなく、町民の意見も十分聞きながら収集方法の検討、変更をすべきではないでしょうか。例えば東大阪市では、日常の大型ごみは連絡すれば無料で収集に来てくれる方式となっているそうです。いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大型ごみの有料化に関するご質問にお答えします。

小豆島町では、人口動態にかかわらずごみ排出量は横ばいの状況にあり、その処理にあっても1年間おおむね2億円を投じております。今後、新たな最終処分場の建設が急がれるなど、廃棄物処理には多額の町民負担が見込まれております。小豆島町の廃棄物政策にはさまざまな工夫が必要であろうと考えております。

ごみの有料化に関しましても、全国でも有料化が一般であります。ごみの総量抑制の施策として、住民の皆様のごみ減量化意識の高揚も必要だと思っておりますので、現在、大型ごみに関しても有料化の検討を進めているところでございます。

担当課長から説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） ごみの有料化に関しましては、先ほど町長の答弁にありましたとおり、ごみの総排出量の抑制の一施策として、可燃、不燃ともに有料の指定袋を導入したところでございまして、大型ごみの有料化に関しましても、従来から廃棄物行政担当課の課題として検討を続けてまいりました。

現在、年に1度限り、大型ごみの収集を行っておりますが、短時間に大量のごみが持ち込まれるため、建設廃材あるいはリサイクル処理を要する家電など、回収の不可能なごみが混入する状況が散見される状況にありまして、また高齢者の独居世帯では、集積所に搬出できないなどのご相談もいただいております。

回収不可能なごみの持ち込みに関しましては、排出者のモラルの問題もございますが、ごみの排出方法に関する情報の周知徹底など、担当課としても反省すべき点もあると考えております。しかし、現在の大型ごみの回収方法に関しましては、地域の社会構造からも持続性を有する状況にはなく、既に見直す時期が到来しているものと考えております。既に、家電4品目を対象に実施しております有料の訪問回収方式を、この大型ごみに対しても導入したいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、大型ごみの有料化制度につきましては、ごみの総排出抑制策として導入するものではございますが、住民に新たな負担をお願いする制度でもあります。制度設計の段階から住民に参加いただくことが望ましいと考えておりまして、平素からご協力いただいております地区衛生委員会の皆様にご意見をいただきながら、本制度の導入を進めてまいりたいと考えております。

次に、不法投棄の問題に関しましては、行為の違法性に関する啓発に努めるほか、補正予算をお願いする予定でございます監視カメラの設置の継続あるいは拡大、警察機関の協力を得たパトロールの強化などを制度導入にあわせて行いたいと考えております。

ごみに関しましては、非常にコストのかかる行政課題でございます。これは、行政のみでなく住民の方にも協力をお願いしたいという趣旨で、有料化のほうを検討しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 総排出量の抑制が目的ということなんですけれども、

小豆島町は、ごみの排出量が県下でも一番多いのでは、1人当たり、ないかと思えます。その割にリサイクル率は下から2番目ということで、すごい低いんですね。だから、有料化より前にもっとリサイクル率を上げて、ごみを減量するための施策がまだできることがあるのではないかと考えるんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） ご指摘のとおり、リサイクル率、それが非常に低い状況でございますので、これについても新たな施策を導入する予定でございます。ただ、単に大型ごみを有料化して、漫然とリサイクルを放置するわけではなくて、それについても同様に進めてまいりたいと考えておりますので、さまざまな分野での施策の導入、これを図って総合的に導入していくことが、ごみの減量につながっていくと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 町民の理解を得るためには、その目的とか、その制度とか、負担の大きさとか、効果とか、そういうものをやっぱりきちんと情報提供して、丁寧に説明することが必要だと思います。ぜひ、町民の意見を十分に反映させた形で行っていただきたいし、事前の説明なども、住民の理解を得るために十分行っていただきたい。先ほども言いましたが、何よりも減量化の取り組みをもっと強めていただきたいと思います。

次に行きます。

最後の質問は、ひとり親家庭の医療費助成制度についてです。

8月から子供の医療費が中学校卒業まで窓口無料になり、町民から大変喜ばれています。子供さんの保護者はもちろん、先日は、医療従事者の方からもよかったですという声をかけていただいたところです。しかし、ひとり親家庭医療費助成制度

では、いまだに窓口での立てかえ払いが必要です。ひとり親の家庭の方のほうが経済的に厳しい方が多いのは、厚生労働省の調査で子供の相対的貧困率は、09年では15.7%であるのに、ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%となっていることから深刻だと思えます。ひとり親家庭の町民への負担軽減のためにも、医療費助成制度を早急に窓口無料化にするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 急速な人口減少に直面している本町にとって、子供医療費助成事業は少子化対策として、またひとり親家庭等医療費支給事業は子育て支援対策としてそれぞれ重要な事業であると考えております。県内の状況を見ても、子供医療費につきましては、ほとんどの市町が対象年齢を中学卒業まで拡充し、現物給付による窓口無料化も進んできております。ひとり親家庭等医療費支給事業につきましても、平成25年度までは全ての市町において償還払いでしたが、平成26年度から3市2町が現物給付による窓口無料化を開始しております。

このような状況の中、本町におきましてもひとり親家庭に対する経済的負担を軽減し、子育て支援対策のさらなる充実を図るという意味からも、ひとり親家庭等医療費支給事業の窓口無料化の実施につきましても、県内市町の状況や土庄町とも協議の上、検討してまいりたいと考えております。

詳細は、担当課長が説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 鍋谷議員のご質問にお答えいたします。

現在、県内でのひとり親家庭等医療費支給事業の現物給付による窓口無料化の実施状況につきましては、高松市、丸亀市、善通寺市及び直島町、宇多津町の3市2町が本年8月診療分から現物給付による窓口無料化を開始しております。また、観音寺市及び三木町が平成27年8月からの現物給付による窓口無料化の実施を予定、

検討中であると聞いております。

このように、現時点では県内17市町中4市3町の計7市町が実施または実施予定となっており、今後、ひとり親家庭等医療費支給事業につきましても、子供医療費と同様に現物給付による窓口無料化が進んでいくものと思われませんが、小豆島島内における実施につきましては、先ほども申しましたが、小豆島町と土庄町の窓口無料化の実施時期が異なった場合、医療機関とか各調剤薬局などの窓口での事務処理にも混乱を来すことになるため、その実施時期等につきましても土庄町と十分調整を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 大体いつごろとか、そういう目安はわからない。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 実施の時期につきましてはですが、ひとり親家庭等医療費支給事業は、制度上、所得制限がございますので、前年度の所得が確定された後、また受給者証の更新の時期にも合わせて8月となっておりますので、来年の8月診療分からの実施に向けて協議は進めていきたいと考えております。

（11番鍋谷真由美君「終わります」と呼ぶ）

---

○議長（森口久士君） 4番松下智議員。

○4番（松下 智君） 2点質問事項を書いてますが、まず1点目の鳥獣害防止対策について。その中でも内容を見ていただいたらわかるんですけども、きょうはイノシシを主体にした対策について提案したいと思っております。

まず1点目、有害鳥獣被害防止対策の基本的な考え方なんですが、町のほうでは鳥獣被害防止対策協議会というものがあると思いますが、その取り組みの現状、また現状分析、被害状況の把握、そういったものがどうなっているかということをお

聞きします。

それともう一点は、今、農林水産課が主に担当をされてると思うんですけども、職員の方は非常に昼夜を問わず、土日、祝祭日、本当に休みなく対応していただいているふうに聞いてますし、ありがたいことだと思っておりますけども、配置状況はどうかということでございます。

2点目が、ニームの獣害忌避防護ネットの効果の検証ということで、ことし3月、鳥獣保護法の改正案が閣議決定されておりますが、鳥獣の保護とともに管理も目的ということが新しく追加されております。昨今、安全面でも懸念されておりました住宅地に出没したイノシシに対しても捕獲対策が盛り込まれております。

先般、私はある情報からニーム樹を使った獣害忌避防護ネットの有効性について調査をしてまいりました。このネットは、世界的に研究されているニームという樹木が持つ特性を利用したイノシシ対策であります。イノシシの学習能力の高さを利用した忌避行動によるすみ分けや地域住民の生命、身体、財産を守るために考案された防護ネットであるというふうに聞いております。このネットは、環境にも配慮されており、設置も簡単で、費用も比較的安価なものであると私は感じております。お年寄りの方でも簡単に設置はできます。それから、イノシシの侵入を防ぎたい場所にこの防護ネットを設置し、人が安全に作業したり、生活を送ることができる環境を保持しながら、イノシシ対策の一つの方策になり得るものと感じております。ほかにも鹿にも有効だということは、ネットじゃなくして、このニームの樹の油が鹿にも有効でないかとも言われております。

それから、現在本町の鳥獣被害防止対策協議会では、主におりとかわなとか、柵を中心とした対策が主流でございます。非常に有効であると言われているニーム樹の獣害忌避防護ネットを設置して、その効果を検証して、その効果が高いのであれば積極的に活用してはどうかと私は考えておりますが、ご意見を伺いたいと思いま

す。

なお、このネットは、農林水産省の地域が行う新技術の実証活動支援「鳥獣被害総合防止対策交付金」にも該当するように聞いております。よろしく申し上げます。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 有害鳥獣被害につきましては、もはや農作物被害の段階ではなくて、社会問題の段階に到達してるのではないかと感じております。かつて小豆島では島中にシシ垣を張りめぐらせて対策を講じましたが、それと同等の対策が求められている段階ではないかと感じております。

国の施策のみならず、町独自のいろんな対策を講じておりますが、ニームの問題とか技術的な事項については、担当課長から詳細を説明させていただきます。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） 3点目を忘れてました、ごめんなさい。

3点目、町の鳥獣捕獲等助成事業費補助金交付要綱の見直しについて、ちょっとお願いしたいと思うんですが。その補助金交付要綱では、交付の目的、事業の内容、採択基準、そういったものがない。全て農地とか農作物とか農業者となっとんです。最近の被害状況を見ると、市街地にも出没してる状況があるんです。農家でなくても、農地でなくても、農作物でなくても、被害の状況は、6番の柴田議員の質問の中にありましたけども、それが現状なんです。そういったことを考えてみますと、市街地にも出没している状況にありますんで、農家以外の地域住民の生命、身体、財産に係る被害が生じるおそれが非常に高くなってきておると思います。そういった意味から補助金交付要綱の見直し、農業者、農作物、農地に限らず、それ以外の方にも何とか手当てができるような補助金、いわばさっき提案しましたニームの忌避用ネット、そういったものをぜひお願いしたいなという意味で質問します。失礼しました。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） ただいまの松下議員のご質問でございます。

まず、鳥獣被害防止対策協議会、こちらの取り組み状況、それから課題点についてでございます。

町のほうでは平成20年度から小豆島町鳥獣被害防止対策協議会、こちらのほうを立ち上げてございます。委員数が17名、構成のほうが会長が町長となっておりますが、それから農業者、農業委員会、森林組合、漁協の各代表者の方々、それから農協、農業共済組合、そして県の担当部局等で構成されてございます。

本協議会では、国の被害防止対策事業の交付金、こちらのほうを活用いたしまして、狩猟免許の取得の推進、それから捕獲技術の向上のための研修会の開催、そして捕獲資材、わな等の資材の購入など、いろいろな鳥獣害対策の取り組みについてご協議いただいて、それについての報告また来年度の計画ということでご審議とかご意見をいただいております。平成23年度からですけれども、国の現行の支援制度に加えまして、町単独によりまして免許取得で更新経費の一部補助する制度も実施して、捕獲者が増えて、当然その免許取得者数が増え、総捕獲頭数も増加している中で、少しずつその効果は上がっているというふうに考えてございます。

それから、被害状況の話でございますけれども、こちらの農業共済組合の被害データとか、農業者の聞き取りによりまして、普及センター、そちらのほうが集計したものがございます。平成25年度には鹿による農作物被害、こちらのほうが7.6ヘクタールで109万2千円、ニホンザルです、5.5ヘクタールで85万6千円、イノシシにつきましては2.37ヘクタールで55万4千円となっておりますが、あくまでも聞き取りの範疇ですので、家庭菜園の小さな被害等々の積み重ねまでは、全部が全部把握できていないということでございます。

それから、町内の捕獲状況でございます。平成25年度でございますけれども、鹿が



一斉駆除も含めまして451頭、猿が14頭、イノシシが139頭ということでございます。なお、本年度8月末で鹿が166頭、対前年度同月比で141頭でほぼ同じ数字です。それから、ニホンザルが35頭に対して4頭、イノシシにつきましては今年が114頭、昨年同期が39頭という状況でございまして、捕獲頭数は非常に増えているような状況でございますが、鳥獣の個体数、こちらのほうも増えてございますけれども、免許捕獲者が増えたこと、それから捕獲技術が向上したこと等々によりまして、捕獲数も伸びているのかなというふうな分析でございます。

それから、鳥獣捕獲のほうの協議会のほうの課題点につきましては、先ほども言いましたとおり、捕獲数の実績は上がってございますけれども、イノシシを中心として個体数の増加が著しく伸びてございます。捕獲を高めることも重要なこととございますけれども、今後はやはり出にくい環境づくり、柵も含めまして地域と協力して推し進めていく必要があるというふうには感じてございます。

次に、職員の配置につきましてですが、鳥獣対策を主にしておりますが、兼務ながら1名の職員が担当してございます。昨年度、課内7名の職員が捕獲処理に交代で奔走いたしました。本年に入りまして、今報告いたしましたとおり、捕獲数が非常に伸びてございますので、捕獲の時間帯の多い午前中のみでございまして、捕獲処理を行う臨時職員を1名採用してございます。

2点目のニームに関しましてでございます。

こちらちょっとネット等で調べさせていただいた程度でございますけれども、インドのほうでは古くから胃薬とか歯磨き、それから虫よけ、これなどの民間治療薬という形で利用されておると書いてございました。近年、土壌の改良剤でありますとか、肥料、それから病害虫の防除用に利用されているという情報でございました。

鳥獣害対策の忌避資材、こちらにつきましてはいろいろな製品が開発されてございます。かつてオオカミの尿でありますとか、においとか音、それから電磁波が効

果があるという情報があつて、試験もされたみたいですが、結局、普及しないということにつきましては、その効果が一時的であったものであったり、効果自体がなかったということではないかと思われます。

それで、また箱わななどを現場のほうに仕掛けますと、イノシシの生活環境が変わつて、一時的ですが、出没がなくなるというふうな事例もございます。

今回、ご提案いただきました獣害の忌避ネットにつきましても、県の担当課であります県のみどり保全課、それからまた独立行政機関で専門的に研究しておりますところに近畿中国四国農業研究センターというのがございまして、そちらのほうの有害鳥獣の対策の専門セクション、こちらのほうにもご相談させて、十分協議した上で、また費用対効果、こちらも含めまして、可能性があるというのであれば、また小豆島町鳥獣被害防止対策協議会、こちらの中で諮つてまいりたいというふうにご考えてございます。

最後の鳥獣捕獲等助成事業費補助金交付要綱につきましては、基本的に香川県の補助要綱に基づきまして、そちらが実施するための町での制定という形でございます。

ご質問の内容が、被害防止対策等の設置が農家だけが補助対象になり、農家以外は対象とならないのかというふうなお問い合わせでございますが、この要綱につきましては、農地等で発生する農作物被害を軽減させるため、イノシシ等の捕獲及び侵入防止の促進をすることになってございますので、決して農業者の方だけが対象になるものでなくて、家庭菜園、こちらをされておる方であっても耕作されていれば、隣接する2戸以上の方が共同して設置するという条件になってございます。

それから、先ほどの柴田議員のほうでもちょっとお答え申し上げましたけども、本年度新設いたしました孤立した農地への荒廃化防止目的とした防護柵の設置助成につきましても、2戸以上という採択条件を満たせない耕作者の方々への支援策

として、町単独事業でやってございます。

それから、住民の生活を守るというレベルにつきましては、もう少し大きい市街地、地域全体を山際から守るといふ柵付の制度が別途ございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） ニームのネットの件ですけれども、実は私が耳にしとるのは、高知市議会が6月に試験的にやってみようということに取り組むように決定したと。それから香川県では県の森林組合、旧の高松空港に何か県の公園があるんですかね、ちょっと間違いかもわかりませんが、要するに森林組合がこれを100ネットぐらい採用したというふうに耳にしております。

ですから、実は私も3週間前ぐらいに自分でやっとなですね。耐用期間がどれぐらいあるか、ちょっとまだわかりませんが、とにかく3週間ぐらい前やって、本当に石垣をずっとその畑は潰されていますし、農地は本当にバンカーができるぐらい何か所もできとったのが、今は入ってきてないんですね。ですから、私がお願いしたいのは、設置が簡単で年寄りでもできます。

先ほどからの答弁で、今、農水課長がおっしゃったのは、柵となったら地域全体でやらなあかんし、スチール製といいますか、そんなもんですから年寄りの1人や2人では無理なんです。うちは、特に限界集落の自治会です。本当に限界集落でも限界が来るぐらいの自治会です。高齢者率80%近いと思います。そういった中で、地域全体でいうてもなかなか難しい面があるんです。ですから、このネットが有効かどうかを検証してみてくださいと、そういうことなんです。もし効果があるんだったら非常に有効であるし、お年寄り1人でもできます。そういうような状況ですから、ぜひ前向きに検討していただきたい。再度要望しますが、いかがですか。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） おっしゃるとおり、麻製ということで軽量で設置がしやすいという点については、可と思うんですけれども。ただ、ネットでこちらのほうもちょっと調べさせていただいた中では、油のにおいの発生する期間が短期間であること、それから麻でつくられている関係上、やっぱりその網、ネットですね、ネット自体の耐用年数がややちょっと、1年とか2年とか、こちらのほうを研究してないんで、我々もその耐用年数がはっきりはわかりませんが、例えば柵の場合、金網でありましたら14、5年もつとかいうんで一度の設置で、かなり後の管理がしやすい等々、そういうふうな部分で比較せないといけない部分もございますので、先ほど申しましたとおり、やっぱり本館でございます県のみどり保全課とか等々と協議しながら考えてまいりたいということで、よろしいでございましょうか。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） 耐用年数がどれぐらいあるとか、費用対効果がどうこう、それわかりますよ。わかりますけども、町民の人でも関心がある人、私が声かけたぐらいですから大しておらないと思うんですけども、そんな簡単だったらやりましょかという人が現実におるんですけども。ですから、耐用年数とかネットがどれぐらいもつかと、それも含めて検証してみてくださいと。それで、うまくいかなかったら、そらもう納得はしますけども、それをぜひお願いしたいと思うんですけども。

試験的に農家の方何軒がやってみていただきたいと思うんですけど。本当にスチール製のネットでしたら後、山に残るし、管理が大変なんです。ネットだったら、これは畑に返せるんです、そのまま。そういうことなんですけども。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 松下議員からのせっきくの提案ですので検証して、勉強さ

せていただきます。

(4番松下 智君「ありがとうございます」と呼ぶ)

○議長(森口久士君) 松下議員。

○4番(松下 智君) それから、3番目の補助金交付要綱の件ですけれども、県下でも耕作地5アール以上とか、農家が2戸以上でないと、その規定を外しておるとこがあるやに聞いとんですけれども、一遍調べとってください。県の補助要綱を受けて、これを制定したと言いましたけれども、独自でそれを外しとるところがあるように私は耳にしております。

それと、今、担当は農林水産課だけですけれども、市街地に出没する、これは町民の方も非常に危険に感じとる。横は農家やから補助金受けられるけど、その隣は農家でない、何もつくってないから何もできない。その矛盾、私らも矛盾感じますよ。ですから、農林水産課の枠を超えて、町全体でやっぱりそこら辺も見てもらわなんだら、町民の方にとったら、隣は補助を受けられて、うちはだめかと、そんなもんじゃないんですよ。やっぱり、同じように被害を受けるわけですから。

それで本当に私のほうは田舎やから、本当に身の危険を感じるぐらいです。昼間からでも出没してますしね。その現状をどうか理解していただいて、この町の補助金交付要綱の主旨は、農家、農作物、農業者、そうなっとなですよ。それ以外の方にも同じように町全体で、これは農水課だけの話でないかもわかりませんが、そこら辺も考えていただきたいと思っております。

○議長(森口久士君) 町長。

○町長(塩田幸雄君) 冒頭の答弁で申し上げましたように、有害鳥獣の被害は農業被害の問題ではなく、社会全体の被害の段階に達していると認識しておりますので、国とか県の事業については国とか県の指導に従わないといけません、町単独の事業の要綱については、ご指摘の点で検討させていただきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） ありがとうございます。

では、2つ目参ります。

小豆島高校の跡地とか建物も含めてですけど、その活用について。

小高の跡地については、町民の方も関心がある人がまあまあ見受けられます。そこで、現在その状況が見えないというか、動きが見えないというのか、そういったことを感じましたので、ちょっと質問させていただきます。

まず、小豆島高校の跡地等の活用は、小豆島町のまちづくりの大変重要な要因で、大きな課題であると思いますが、町長、教育委員会の考え方をまずお伺いしたいと思います。それを承って5つ質問したいと思います。

それで、検討委員会の設置はしておるのか、いないのか。設置しておるのであれば、その構成メンバーをお聞かせいただきたいと思います。

それから、県の教育委員会との協議はされておるのかどうか。また、県の教育委員会の意向はどうでしょうかということです。

3つ目は、重要な課題として民間人を含めたプロジェクトチームを設置する必要はありませんか。その1番の検討委員会とは別で、例えば在校生の意見であるとか、島外に住まわれておりますOBの意見等々、いろいろ考えられますけど。

4つ目は、島民の関心事でありますので研究調査費の予算措置の必要性はありませんか。また、議会の特別委員会等の設置の必要性はどうですか。この議会については、特別委員会の設置は議会がみずから今承知しておりますけども、その設置するような要請の必要性はありませんかという意味合いでした。

それから、5つ目が学校統合後の学生の通学方法の見込みは。きょう、谷議員が質問しましたけど、交通体系シミュレーション、これは私が6月議会で新病院を患者の方ができるだけ多く利用していただくためにということで質問したと思うん

ですけれども、そのときの町長は、今年中に案を提案しますということでした。早速もう9月議会でそのシミュレーションを考えておるといふ、さっき答弁がありましたので、1点だけ、詳しくは、もう質問しませんけれども、1点だけ質問させていただきます。

高校生も多分その利用ということをもし考えておるのであれば、朝の通勤時間帯に高校生何百人が集中します。そのときに、定期バス1台では乗れないような可能性が出てくるんですけれども、その1点だけ、ちょっとどう考えておるのか、お伺いします。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 小豆島高校の跡地の利用については、町政の最大課題の一つであると認識しております。副町長2名体制にする理由の一つとして、高校の跡地利用を上げたと思っております。現に、松本副町長に特命の一つとして検討していただいております。

高校の跡地の利用については、今のところ県の教育委員会で検討の場が設けられておりまして、小豆島町も参加しているところでございます。重要な課題と認識はあります。

松本副町長から詳しく答弁させていただきます。

○議長（森口久士君） 松本副町長。

○副町長 教育部長（扱）（松本 篤君） 松下議員の質問に対しましてご説明申し上げます。

まず、教育委員会の認識という件でございますが、教育長、今日欠席しておりますが、教育長につきましては常に町長に対して報告、連絡、相談等を行いまして、教育全般について共通認識を持っておりまして、小豆島高校の跡地の利用、活用についても町長と同様に重要な課題であるという認識を持っております。まず、その

点をお答えさせていただきます。

次に、2点目の検討委員会でございますが、先ほど町長答弁にございましたが、小豆島高校と土庄高校を統合し、新たな高等学校を整備することに伴いまして、既存高校の跡地活用方策について検討を行うために、小豆地域の高校再編に伴う跡地活用方策検討委員会というのが県教育委員会高校教育課を事務局といたしまして、昨年5月24日に設置をされております。

この検討会につきましては、県教委事務局の理事を会長にいたしまして、県教委の高校教育課長、また県小豆総合事務所長、それに土庄高校と小豆島高校の校長に加えまして、両町の行政関係者と経済界関係者で構成してございまして、本町からは私と照下尚氏が委員となっております。昨年6月12日に第1回会議が開催されたところでございます。

また、検討会には、小豆島高校跡地部会と土庄高校跡地部会を置きまして、それぞれの部会で検討することといたしてございます。小豆島高校跡地部会につきましては、昨年11月29日に小豆島高校で開催され、校地や施設の現況説明と視察を行ったところでございます。さらに、本年度に入りまして6月26日に小豆島高校跡地部会が開催されまして、他県における高校跡地の活用事例等の紹介がございましたが、具体的な活用策の検討にはいまだ至っていない状況でございます。

3点目の県教育委員会との協議についてでございますが、さきに申し上げました跡地活用方策の検討会、こちらは地元町の意向や活用策について意見交換を行うために、県教育委員会が設置したものでございますので、この中で県教委の意向も十分確認しつつ、跡地所在町として積極的に意見を投じてまいりたいというふうに考えてございます。

4点目に、民間人につきましても、先ほど申し上げました検討会には照下尚さんが入ってございますが、今後の検討状況によって、より多くの方の意見を聞く場の



設置なども今後検討してまいりたいと考えております。

5点目の調査研究費につきましては、現在予算措置を行っておりませんが、今後、必要に応じて予算措置を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、特別委員会の設置に関しましては、もう松下議員もご存じのとおり、議会のご判断でございますので、私からは申し上げることはございませんが、今後、必要に応じまして教育民生常任委員会等で跡地活用方策の検討会の進捗状況をご報告をいたしますとともに、議員の皆さんにおかれましても活用案等ございましたら、私なり教育委員会なりにご提案いただければと思っております。

最後の統合後の学生の通学方法で、特に高校生が一度に利用する場合にはどうなるのかというご質問でございますが、こちらについては当然路線バスである限りは、積み残しは許されませんので、増発便対応等を考えていくように今後協議を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） 私がちょっと耳にしたことなんです。京都のある大学がセミナーハウスとして小豆島にそういった候補地等々があるかないか回っておったというふうに、これは又聞きですから定かかどうかわかりませんが、そういうような状況もありますので、そんなんも含めて有効な考えを検討してみてください。

1点だけちょっと質問しますけども、県の教育委員会の考え方いうんは、ずばりお聞きしますけども、普通財産として活用しても構わんのですかというようなことは、どうでしたか。

○議長（森口久士君） 松本副町長。

○副町長 教育部長（扱）（松本 篤君） 県教委の意向といいますか、そちらの

跡地活用、用地の件だと思いますが、当然地元の意向を十分に尊重して、地元が利用したい方向で検討するということであろうと思います。それが普通財産であつて、そこに貸借料が発生するのか、町が購入するのか、これは今後の話かなというふうに考えております。以上です。

(4番松下 智君「終わります」と呼ぶ)

---

○議長（森口久士君） 10番秋長正幸議員。

○10番（秋長正幸君） それでは、私最後になりましたが、今日はむつこい鳥獣の話ばかりで、3回目でまことに恐縮なんでしょうが、大体お二人を外した中での質問をさせていただいたらと思います。それから、もう一点は、この前の選挙のことからの投票時間のことにつきまして、お伺いをしたいと思います。

まず、第1点、鳥獣の保護法が新しく制度が改正されると、これは国のほうで決定を見ておるといふふうに聞いておりますが、その中で、特に鹿とイノシシに集中した従来の保護重視の形から管理へ持っていくという規制緩和への非常に大きなかじをとったといふふうに聞いております。

そこで、国、県が主導してこの捕獲に乗り出していく考えだと思うんですが、現在、今日のいろんな議論の中でも待ったなしに、やはり頭数を減らさなったらどうにもならんんじゃないかという、私もいろんな今までの経過から思っております。

そこで、ここ2、3年ないし5年先にはどの程度の頭数に持っていきたいと、この目標値を持って町はやらなければ、今のままのずるずるずる行っきよったんでは、いつまでたっても同じことの繰り返しであつて、あらゆる施策の中で、やはり今回の保護法の改正によって、どう変わっていくのかなというシミュレーションの中で、町は今後どう取り組むか。この点について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 私は、環境省に勤めておりました当時、鳥獣保護法も担当しておりました。当時、法律改正の提案をしたんですが、その当時は、鳥獣の保護を中心とした議論、その改正は適正化というか、管理を少ししようという提案でありましたが、そのことだけでも反対の意見が強かった時代からすると、今回の改正は時代がさま変わりしたと痛感をしております。

他の議員のご質問にお答えしましたように、もはや有害鳥獣の問題は、農作物被害の問題ではなくて社会問題になっていると思います。まして、小豆島の問題のみならず、日本中の大きな政策課題になっていると思います。したがって、農業政策の観点からだけでなく、もっと大きな視点で取り組むべき課題になっていると思っています。

そういう意味で、また国とか県の対策は農林水産サイドの対策ですけれども、今日の議論であるように、小豆島の場合はその範囲を超えた取り組みの段階だと思いますし、そういう取り組みをしたいと思っております。

○議長（森口久士君） 秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 今、町長は、環境省時代からの流れであって、今回の保護法の改正になっていると。私がなぜこれを今回上げたというのは、平成20年に合併して小豆島町、そのときにこの鳥獣についての質問したときの内容をちょっと思い出しますと、イノシシが初めて島内で見つかった。これが平成20年2月に赤坂で死骸を見つけたというのが初めの皆さん方の認識だったと思います。それから、今日、先ほどお話がありましたが、20年に2頭、土庄で1頭と小豆島町で1頭、22年に今までの議会で質問が今日まで、今日の2人入れて11名、私入れて12名目です。ということは、6年で同じような質問が12回出ております。

そのときに、20年からずっとひもといってみますと、22年に鹿はまだいろいろ調整段階でありますから、また後の問題になりますが、イノシシが20頭、22年、2年後

にですよ。それから、23年には56頭、25年は先ほど課長からありましたが139、そして26年はこの8月末で114、そしたらこの年度末は200頭を超えるん違うんかいなと。ということは、この5年、6年の間にこんだけ島の中で、これは小豆島町だけです。そしたら、はっきり言って、今現在、小豆島で鹿は生息数ははっきりつかんでおりますがね、イノシシは、担当課長、本当につかんでおるのか。これをどうしたらいいのかという根本的な数字から割り込んでもらわなったら、もうええ格好言うて、きれいごとばあ言うたって、僕はもうこれは追いつかない状態になってるんじゃないかということで、鹿は別として、イノシシの現在の生息の推定は幾らか、ちょっとお答え願いたい。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 秋長議員のご質問でございますけれども、県の担当部局とも相談したんですけど、一応イノシシに関する生息の正確な生息状況の調査方法がないということでございます。先般、昨年であったと思うんですけども、猟友会の古参の方がこのような出没状況では1,000頭以上いるのではないかと、これはあくまでも古参の方々のご意見がございました。

イノシシの生態の話になるんですけども、寿命がおおよそ10年未満ということでございます。それから、生後2年目、こちらから出産が可能であると、そして一度に4頭から6頭ぐらい、春から夏にかけて年に1回出産いたします。1歳までの生存率がおおよそ50%ということでございますので、つがいに対して毎年2頭から3頭増えるという計算になるかというふうなことでございますけれども、現段階ではちょっと正確な個体数につきましては、ちょっとご報告しかねるということでございます。ご理解ください。

○議長（森口久士君） 秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 今、課長が申したように、猟友会とか、ちまたにどれぐ

らいおるんかいなという推測の、予測のいろんな方のお話聞いても1,000頭という言葉が出てきます。ということは、これから2年、5年、10年先の今の推測、これについて例えば1,000頭やったら、課長、どれぐらい、今のままでいくんやったら増えていくんか、推測の予知はしたときあるんか。いや、知らんのんやったら、どんなにか一回お答え願いたいと思いますが。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 申しわけございません。1,000頭で未来の計算するのはちょっと難しいんですけど、仮につがいに2頭が子供を産んでいって5年後ということになりますと、ざっと32頭、16倍ぐらいになろうかなというふうに、つがいだけの2頭だけの計算式で、1,000頭に対しては比例はしてございませんけれども。以上です。

○議長（森口久士君） 秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 端的に言うと、私がある方と現在の生息数から将来予測、そして殺処分の必要頭数をいろいろシミュレーションして、その結果をちょっと申し上げます。要するに、その取り組みの中での条件が幾つかあるわけですが、その条件が6つぐらいございます。その6つの条件を入れて推定してみます。6項目を勘案してみますと、現在1,000頭であれば、5年後には6,200頭、10年後に3万から4万頭という数字が出てくるわけです。これは、あくまでも餌が無尽蔵にあるとか、病気とか、餌が不足するとか、いろんな条件はまたあると思うんですが。今の数字的なものをずっと積み重ねていくと、そういう数字が出てくるわけです。

また、課長にはこの推測の表をお渡しします。現実にはそういう推測の中で捕獲頭数をここ1、2年で、なんぼのほんまにせないかんと、これは喫緊の大きな課題だと思います。その方といろいろ接点の中では、年間700ぐらいとらなあかんと、700ずつとっていきよったらそう増えへんということをおっしゃっておいりました、

なるほどなど。ということは、いかに現行の頭数を抑え込む。この必要性を今回のこの鳥獣保護法の改正、聞くところによるとNPOとか、一般の法人がそういうことができるようなことも聞いておりますし、また夜間でも認める場合があると、銃の使用なんかを認める場合があるというような、いろいろ制度改正の中で、我が町がどのようなことで取り組んでいくかということ十分に精査して、いかに現行の頭数を減らすかということ切にお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次に、選挙の投票時間を現在8時までやっておりますが、この必要性についてお伺いしたいと思います。

その前に、知事選が終わった後での朝、町民みんながびっくりしたことがございます。これは、やはり町長以下、ある町民もおっしゃっていましたが、町の職員のたがが緩んどん違うんかというふうな話も出ております。ぜひ私からは苦言を申し上げますが、やはり、もっと緊張感を持ってやらなあかんのんと違うんかなという思いでございますが、ぜひお願いしておきたいと思います。

それじゃ、本題に入ります。

投票時間については、我が町は8時まで今やっております。一部は7時までのところありますが、全国的な、そして県下、隣の町は多分7時だと思います。そこら辺をどういうふうな状況になっているのかなど。

それから、7時から後の1時間、8時までの投票所での投票率はどれくらい、ほんまに来よんかなど、そしてなぜこういうことをちょっとお伺いするかというのは、大幅にやりやすくなった期日前投票があるわけでございまして、そういう面からいって、その費用云々も考えたときに、町の職員なり、また投票所の立会人というか、立会人の方の費用も要ります。そういうなのを含めて、今から自治連とかから、そして選挙管理委員会等々の考え方、今どうであるかということをお伺いしておきたいと思います。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 選挙管理委員会所掌としてお答えをいたしたいと思えます。

選挙の投票時間に関しましては、公職選挙法の規定で午前7時から午後8時までとなっておりますが、選挙人の投票に支障を来さないと認められる場合には、投票所を閉じる時間を4時間まで繰り上げることが可能となっております。この規定に基づきまして、本町では33投票所があるうち16カ所で投票を午後7時までということで、1時間短縮をいたしております。

昨年の参議院選挙時の状況を全国で見ますと、全国平均では34.8%の投票所で繰り上げをいたしております。県別では、千葉、神奈川、大阪では繰り上げ投票所がございませんが、福島県では全ての投票所で繰り上げを行っております。また、群馬、鹿児島では、9割以上が繰り上げを行っております。香川県は19.7%となっております。

また、土庄町の状況でございますが、昨年の参議院議員選挙から、全ての投票所で1時間の繰り上げを行っております。それまで、繰り上げておった投票所もありますので、そこはさらに1時間繰り上げたということでございます。それで、先ほど秋長議員言われたように、土庄町は今回の香川県知事選挙で、前回の投票率を上回る結果となっております。

それで、この最後の1時間ですね、午後7時から8時までの間の投票率でございますけれども、本町で4月の町議会議員選挙で1.3%、昨年の参議院選挙で2.3%の投票率でございました。

それから、投票に関しまして1時間繰り上げることによりましてどれぐらいの費用の節約ができるかということですが、約16万円の節約ができるということになっております。これは、従事者の手当ということでございます。

あと、期日前投票における投票率でございますけれども、先月の香川県知事選挙で11.05%で、前回の知事選挙に比べて2.11ポイントの増、4月の町議会議員選挙では20.19%、前回の町議会選挙と比べて4.64ポイントの増、昨年 of 参議院選挙では18.25%で3.39%の増となっております。期日前投票が定着していることがうかがえるかと思えます。

小豆島町において今繰り上げについて、例えば自治会でありますか、町民の方から直接のご意見はいただいておりますけれども、投票管理者、立会人にとりまして長時間に及ぶ任務となりますので、負担はかなり大きいものと思われまふ。先ほど申し上げましたように、期日前投票が定着しておる状況でございますので、関係者のご意見を伺いながら、選挙管理委員会として検討してまいりたいというふうにご考へております。

○議長（森口久士君） 秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 先ほど総務部長からの答弁でもありましたように、今回の知事選で我が町は県下で一番の投票率を前回同様得ておりますが、土庄町は前回よりやはりやや伸びたと、投票率が伸びておると、小豆島町は若干減ったと、こちら辺もこういうようなことの問題提起を私としてはしておきたいなということで、今後の一つの課題として検討していただいたら結構だと思います。

これは、町長も選挙の洗礼を受ける身としてどな思ふか、ちょっと一言あれば。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 町民の皆さんにお聞きをして、それに従います。

○議長（森口久士君） 秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 以上で終わります。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は3時。

休憩 午後2時46分



再開 午後3時00分

○議長（森口久士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第6号 平成25年度決算における小豆島町健全化判断比率について

て

日程第5 報告第7号 平成25年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における

資金不足比率について

日程第6 報告第8号 平成25年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足

比率について

日程第7 報告第9号 平成25年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足

比率について

日程第8 報告第10号 平成25年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算にお

ける資金不足比率について

○議長（森口久士君） 日程第4、報告第6号平成25年度決算における小豆島町健全化判断比率についてから日程第8、報告第10号平成25年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率についてまでは相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第6号平成25年度決算における小豆島町健全化判断比率についてのご説明を申し上げます。

報告第6号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、地方公共団体の財政の健全性をチェックするための4つの健全化判断比率について報告するものであります。

なお、報告第7号から第10号につきましては、本町の簡易水道事業特別会計と3つの公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から順次説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 報告第6号平成25年度決算における小豆島町健全化判断比率についてご報告を申し上げます。

上程議案集の2ページをお開き願います。

まず最初に、総括表①健全化判断比率の状況の表の上段部分が本町の健全化判断比率の算定結果でございまして、下の下段のほう为国で定められた健全化基準、財政再生基準でございまして。

まず、健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございまして。普通会計における標準財政規模に占める実質赤字の比率を示します実質赤字比率につきましては、ご承知のように実質収支額が7億6,729万8千円の黒字となっておりますので、財政健全化計画の基準値であります14.66%以上、財政再生基準の基準値20%以上には該当しておりません。

次に、公営企業会計を含めました全会計の実質赤字額や資金不足額が標準財政規模に対してどの程度比率を占めているかを見る連結実質赤字比率につきましても実質収支額が黒字となっておりますので、財政健全化計画の基準値であります19.66%以上、財政再生計画の基準値30%以上には該当しておりません。

次に、3点目の自治体の収入に対する借金返済額の比率を示す実質公債費比率につきましては5.8%となっております、前年度の6.5%に比べまして0.7ポイント改善しております。この公債費比率の改善した要因といたしましては、公債費償還の大きなピークを越えましたこと、それから地方債の新規発行額を抑制してきたこと、さらには過疎対策事業債や合併特例債など有利な地方債を活用した結果であると考えております。

最後に、4点目の将来負担比率であります。

この指標につきましては、地方債等の将来的に負担すべき額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めているかをあらわしたものでありまして、平成25年度決算につきましては、分子となる将来負担額から充当可能財源を控除した値がマイナスとなりましたことから、前年度に引き続きまして該当なしのバーとなっております。

なお、この指標につきましては、財政健全化計画の基準値のみ定められておりまして、その基準値は350%以上となっております、基準値を大幅に下回っておるところでございます。

以上のように、平成25年度決算において健全化判断比率につきましては全てクリアしており、問題はございません。

なお、監査委員の意見等につきましては、別冊の財政健全化・経営健全化審査意見書の1ページから2ページに記載をいたしておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。以上で簡単でございますが、平成25年度決算における小豆島町健全化判断比率について報告を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） 日程第5、報告第7号平成25年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について、内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 報告第7号平成25年度小豆島町簡易水道事業特別会計

決算における資金不足比率についてご説明いたします。

上程議案集の4ページをお開きください。

簡易水道特別会計は、一般会計と同様に現金主義会計で、企業会計制度を適用していません。この場合については、歳入から歳出を控除した決算の剰余額から支払い繰り延べ、事業繰越額を控除し、建設改良費以外に充当させた起債残高を加えたものをもって、法非適用の公営企業会計の資金不足額としております。

平成25年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算書では、歳入総額4,119万9千円の内訳は、1款の使用料及び手数料から6款の諸収入までの合計額でございます。歳出総額1,485万8千円は1款の総務費から4款の予備費までの合計であります。歳入総額から歳出総額を差し引き、2,634万1千円の黒字です。簡易水道事業においては、支払い繰り延べ、事業繰り越しはなく、また建設改良費以外に充当させた起債もありませんので、黒字額2,634万1千円が資金剰余額となるため、資金不足比率は発生しておりません。以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（森口久士君） 日程第6、報告第8号平成25年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 報告第8号平成25年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

上程議案集の6ページをお開きください。

流動負債3,999万3千円は、決算書の12ページ、上から11行目、流動負債の合計の数字です。内訳は、未払金3,810万3,878円とその他流動負債の188万9,580円で丸めた数字であります。

流動資産17億2,020万4千円は、決算書11ページ、下から2行目の流動資産の額であります。内訳は、現金預金16億8,541万9,581円からその他流動資産の合計であります。

資料 6 ページに戻っていただき、(8)の16億8,021万1千円は、流動資産から流動負債を差し引いた資金剰余額であります。(10)の4億6,540万6千円は、決算書の営業収益の額から受託工事収益などを差し引いた額であります。

最後の欄の標準財政規模費の30.2%は、(8)の資金剰余額の町の標準財政規模に対する割合であります。資金不足額を事業の規模で除したものが資金不足比率となりますが、水道事業会計では資金不足額がなく、資金不足比率発生しておりません。以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（森口久士君） 日程第7、報告第9号平成25年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。内海病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 報告第9号平成25年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

上程議案集の8ページをお開きください。

公営企業会計におきましては、流動負債の額が流動資産の額を上回りますと、資金不足額が生じているということになります。また、資金不足比率は、資金不足額を事業の規模——病院事業の場合は医業収益となりますが——で割ることによって求められます。

したがいまして、小豆島町病院事業会計におきましては、表にありますように、(1)流動負債の額1億4,916万4千円から(3)流動資産の額5億9,407万1千円を控除した額、(6)の額がマイナスの4億4,490万7千円となっており、流動資産のほうが多いことから、資金不足額は生じておりません。そのため、病院事業会計におきましては、資金不足比率については該当いたしません。以上、簡単ですが、小豆島町病院事業会計における資金不足比率についての説明を終わります。

○議長（森口久士君） 日程第8、報告第10号平成25年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。老健事務長。

○老健事務長（堀内宏美君） 報告第10号平成25年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率についてご説明をいたします。

上程議案集10ページをお開きください。あわせて、介護老人保健施設事業決算書の9、10ページの貸借対照表をお願いします。

表1、流動負債1,147万5千円は、決算書の10ページ、上から4行目、流動負債合計の数字でございます。内訳は、未払金1,097万4,742円とその他の流動負債の50万円でございます。

表3、流動資産2億5,236万円は、決算書の9ページ、下から2行目、流動資産合計で、内訳は、現金預金の2億466万7,919円と未収金の4,719万2,181円と有価証券の50万円でございます。

次に、表8の2億4,088万5千円、この数字は流動資産から流動負債を引いた額で、資本剰余額でございます。

表10の3億931万3千円、これは決算書5ページ中ほどの施設運営事業収益合計の数字でございます。

最後の欄、標準財政規模費4.3%は、8の資金剰余額が小豆島町の標準財政規模に占める割合でございます。

以上のように、介護老人保健施設事業会計は資金剰余額があり、資金不足比率は発生しておりません。以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第9 議案第51号 平成25年度小豆島町歳入歳出決算認定について

○議長（森口久士君） 次、日程第9、議案第51号平成25年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第51号平成25年度小豆島町歳入歳出決算認定について

提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計及び国保会計などの7つの特別会計並びに3つの公営企業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めるものでございます。

決算の概要につきましては、それぞれ担当部長及び課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第51号平成25年度小豆島町歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

上程議案集の11ページをお願いいたします。

本案につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、平成25年度の小豆島町各会計決算につきまして、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

歳入歳出の詳細な内容につきましては、例年同様決算特別委員会にてそれぞれ関係課から説明がございまして、私からは一般会計及び各特別会計決算の概要につきまして、施策の成果に関する説明書の財政編によりまして簡単にご説明を申し上げたいと思います。

施策の成果に関する説明書の2ページをお開き願います。

一般会計の決算の状況でございますが、他団体との比較や性質別経費の分析が可能な決算統計の数値をもとにご説明させていただきますので、一部決算書との乖離がございましてをあらかじめお断り申し上げます。

まず、平成25年度の決算額は歳入総額（a）が94億1,771万1千円、歳出総額（b）が86億517万円となっております。前年度に比べますと、歳入総額（a）で2億1,135万4千円の減、マイナス2.2%でございます。歳出総額（b）は3億2,449万1千

円、率にして3.6%の減でございます。この数字から、香川県後期高齢者医療広域連合の決算統計との重複計上を避けるために、(c)の後期高齢者医療広域連合に派遣した職員の人件費負担金567万7千円及び(d)の広域連合から受託して実施した健康診査費用1,008万6千円を歳入歳出から控除いたしまして、普通会計の歳入総額(e)は94億194万8千円、歳出総額(f)は85億8,940万7千円でございます。

形式収支(g)は8億1,254万1千円で、これから繰越財源を除きまして、7億6,729万8千円の黒字、実質収支の計でございます。実質収支のうち、地方自治法の規定によります基金繰入額につきましては、例年と同様に決算上剰余金である実質収支7億6,729万8千円の2分の1以上の額となります3億8,400万円を減債基金に積み立てるべく、本定例会に補正予算案を提出しておりますところでございます。

単年度収支(L)は、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、1億5,125万4千円の黒字となっております。これに、黒字要素でございます財政調整基金への積立金573万5千円を加えまして、赤字要素であります財政調整基金取り崩し額2億3,171万7千円を差し引きました実質単年度収支は7,472万8千円の赤字となっておりますが、ほかの資料を見る限り、現時点では安定的な財政状況が保てていると考えております。以上が一般会計決算の概況でございます。

次に、6ページ、7ページの特別会計決算状況の概要について、ごく簡単にご説明を申し上げます。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計から簡易水道事業特別会計までの7会計でございます。実質収支は、収支均衡も含めまして全会計黒字となっておりますが、実質の赤字、黒字を見る実質単年度収支につきましては、国保会計を初め4つの特別会計で赤字となっております。特に国保会計は赤字幅が大きく、毎年のように財政調整基金取り崩しにより赤字を補填している状況でございます。25年度末現在の



財政調整基金残高も1億8千万円余りまで減少してまいっておりますので、今後早急な対策が必要と思われまます。

なお、2ページの科目別歳入決算額の状況並びに3ページ、4ページの歳出の状況、8ページの財政資料等につきましては、決算特別委員会で改めてご説明させていただきたいと思ひます。以上、簡単ですが、平成25年度の一般会計及び各特別会計決算の総括説明とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 平成25年度小豆島町水道事業決算につきまして概要をご説明申し上げます。

別冊の薄い小豆島町水道事業会計決算書の23ページをお開きください。

このページでは平成25年度小豆島町水道事業報告書といたしまして、業務、建設改良、経理について記載をいたしてあります。

まず、業務につきましては、6月下旬以降にまとまった降雨があったため、断水することなく給水を維持することができました。年間総配水量は221万7,215立米で、前年比1.9%の減となり、有収率は86.76%となっており、前年度を0.76ポイント改善いたしました。

次に、建設改良でございますが、内海ダム再開発事業の利水分負担金を初め、導水管、送水管、配水管の布設事業、国道や町道の改良時期に合わせた配管の布設がえなど、効率的な施工を心がけて工事を実施いたしました。

次に、経理についてご説明いたします。

収益的収入での税抜きの総収益は4億7,079万642円となり、このうち給水収益は4億6,250万5,528円で、前年度に対して541万3,792円の減となっております。これは、工業用や営業用での使用量が減少したことが一因と思われまます。

一方、事業費用は4億3,170万3,331円で、前年度の決算合計額と比較すると2,11

3万3,593円増加しており、これは橘簡易水道を上水道に統合したことによる固定資産減価償却費用や施設登録費用などによるものが主な原因となっております。

この結果、当年度純利益は3,908万7,311円となりましたので、前年度繰越利益剰余金7,541万9,035円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は1億1,450万6,346円となります。

次に、資本的収入及び支出については3ページ、4ページで説明いたします。

収入では、第1項企業債、第2項出資金、第3項補助金は内海ダム再開発事業の利水分負担金などに係るものでございます。

第4項の負担金は、原地区と橘地区の簡易水道統合事業に充当した起債の償還に係る元本分に対する一般会計からの繰り入れでございます。

第5項の水道分担金は、新規需要家の加入分担金でございます。

また、第6項の長期貸付金返還金は、簡易水道に対する貸付金に対する返還金でございます。

一方、支出では、第1項の建設改良費は、主なもので内海ダム再開発事業の負担金、導水管及び配水管の更新に係るものなどがございます。

第2項は、過去に借り入れしております企業債の償還金となっております。

この結果、支出欄の枠下に記載しておりますように、収入額が支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金と減債積立金及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填いたしました。以上が水道事業会計の概要でございます。

なお、翌年度繰越額は、ダム事業に係る建設改良繰り越しでございます。以上、まことに簡単でございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 内海病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 平成25年度小豆島町病院事業会計決算の概要についてご説明させていただきます。

お手元の小豆島町病院事業決算書21ページをお開きいただきたいと思います。

まず、説明の前に訂正の確認ですが、21ページの真ん中より少し下、経理のところでございますが、お手元に正誤表をお配りさせていただいてますが、その経理の8行目「39億9,186万7千円」となっておりますが、正しくは「39億1,186万7千円」というのが正しい数字になってますので、訂正の確認をお願いいたします。なお、財務諸表につきましては数字に誤りはございません。

それでは、説明させていただきます。

平成25年度におきましては、病院一丸となって経営改善に取り組んだ結果、年間を通して患者数、収益的収支、資金収支ともに前年度に比べ大幅に改善しております。特に、収益的収支におきましては、黒字化は達成できなかったものの、当年度純損失の額が病院改築後では最少の数値となっております。

まず、医療業務ですが、入院患者数は延べ4万3,868人で、前年度に比べまして3,894人、9.7%増加しております。1日平均では10.7人増の120.2人となっております。一方、外来患者数は9万782人で、前年度に比べまして1,645人、1.8%増加しております。1日平均では6.7人増の370.5人となっております。一般病床の病床利用率は、前年度に比べ5.8ポイント改善し62.1%、平均在院日数のほうは15.2日となっております。外科は、徳永先生の退職により1月から常勤医師の不在が続いております。また、2月からは放射線科の常勤医師が復帰しております。

次に、設備ですが、設備面では輸液シリンジポンプ、冷温水発生機等、老朽化した設備、機器を更新し、診療設備の充実を図っております。また、院内にSPD——物流管理システムを導入し、診療材料の供給量の適正化及び診療材料費の抑制に努めております。そのほか、透析科におきましてESA製剤適正化ソフトを導入し

て、薬剤費の抑制にも取り組んでおります。

続きまして、経理でございますが、収益的収支につきましては、総収益が27億6,199万1千円で、前年度に比べまして1億5,961万3千円、6.1%の増収となっております。これは、入院、外来患者数の増加に伴い診療収入が増加したためであります。一方、総費用は、入院、外来患者数の増加に伴う材料費の増加はあったものの、前年度に比べ4,084万7千円、1.4%減の27億8,735万円となっております。これは、病院改築後16年が経過した建物附属設備の減価償却が終了し、減価償却費が大幅に減少したためであります。この結果、今年度の収益的収支は2,536万円の純損失となりまして、これは昨年度と比べますと2億45万9千円と大幅に改善しております。これに前年度繰越欠損金を加えました当年度未処理欠損金の残高は39億1,186万7千円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入2億108万6千円に対して資本的支出が3億244万6千円となり、収入不足額1億136万円は、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額14万7千円及び過年度分損益勘定留保資金1億121万3千円で補填しております。

企業債につきましては、病院統合を控えているため、新たな借り入れはなく、2億5,871万9千円を償還したため、未償還残高は28億83万4千円となっております。現金及び預金残高は、前年度に比べまして6,957万2千円増加して1億9,769万9千円となっております。以上、大変簡単ではございますが、平成25年度小豆島町病院事業会計決算の概要説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 介護老人保健施設事務長。

○老健事務長（堀内宏美君） 平成25年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算の概要についてご説明させていただきます。

小豆島町介護老人保健施設事業決算書の21ページをお願いいたします。

介護老人保健施設事業報告書でございます。

まず、業務ですが、平成25年度の入所の年間利用者数は2万2,410人で、前年度に比べまして440人増加いたしました。1日平均利用者数は61.4人で、前年度より1.2人の増となっております。通所、デイケア利用者は年間利用者数が4,456人で、前年度に比べまして18人減少しております。1日平均利用者数は19.1人で、前年より0.2人の減となっております。

次に、設備ですが、基本OSのサポート期間が終了することなどにより、公営企業財務会計及び介護保険システム用のパソコンとプリンターを買いかえております。

続きまして、経理についてご説明いたします。

収益的収支につきましては、総収益は、入所利用者の増により、前年度と比べまして390万1,026円、1.27%増の3億1,044万4,508円となっております。一方、総費用は、冷暖房設備の耐用年数が過ぎたことによる減価償却費や職員の異動等による人件費などの減により、前年度と比べまして357万3,128円、1.11%減の3億1,849万2,087円となっております。この結果、当年度純損失は804万7,579円となっております。前年度繰越利益剰余金と相殺し、当年度未処分利益剰余金は440万8,951円となっております。

続きまして、資本的収入及び支出につきましては、決算書3、4ページでご説明いたします。

決算書3、4ページをお願いいたします。

収入はございません。

支出は、第1項建設改良費93万2,925円と第2項企業債償還金2,515万7,485円、合計2,609万410円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,609

万410円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。以上、まことに簡単ではございますが、平成25年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、本案については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

お諮りします。

ただいま設置が決定しました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するということになっております。委員8名の選任方法については、さきの議会運営委員会で協議の結果、総務建設常任委員会から4名を、教育民生常任委員会から4名をそれぞれ選任していただくということになりましたので、その者を委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員の選任については、総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会からそれぞれ4名を選任することに決定されました。

ただいまから休憩をとりますので、休憩中に各常任委員会を開催し、それぞれ4名の選任をお願いします。なお、総務建設常任委員会は委員会室、教育民生常任委員会は議員控室を使用してください。また、各常任委員会の委員長は、委員が決まりましたら、お手数ですが私のところまでご報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時34分

再開 午後 3 時37分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会の委員の選任が行われましたので報告します。

総務建設常任委員会からは谷康男議員、松下智議員、浜口勇議員、中村勝利議員の4名が、教育民生常任委員会からは安井信之議員、中松和彦議員、大川新也議員、坂口直人議員の4名がそれぞれ選任されたとの報告がありましたので、以上の8名を決算特別委員会の委員に指名します。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩をします。休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆さんは、恐れ入りますが委員会室で正副委員長の互選をお願いします。なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後 3 時38分

再開 午後 3 時40分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたのでご報告します。

決算特別委員会の委員長に谷康男議員、副委員長に安井信之議員、以上のように

決まりましたことをご報告します。

なお、審査報告は12月定例会でお願いします。

~~~~~

日程第10 議案第52号 小豆島町離島振興対策実施地域における町税の  
特別措置

条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第10、議案第52号小豆島町離島振興対策実施地域  
における町税の特別措置条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求め  
ます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第52号小豆島町離島振興対策実施地域における町税の  
特別措置条例について提案理由のご説明を申し上げます。

離島振興法に基づき小豆島町が離島振興対策実施地域として指定されたことに  
伴い、離島振興法第20条の規定に基づく課税免除の措置を行うため、新たに条例を  
整備しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお  
願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（立花英雄君） それでは、議案第52号小豆島町離島振興対策実施地域  
における町税の特別措置条例についてご説明させていただきます。

提案理由にもありましたが、25年7月17日に離島振興法に基づく離島振興対策実  
施地域に小豆島町が指定され、25年7月31日に公示されました。それを受けて、企  
画財政課のほうで26年4月1日に、離島振興を促進するための小豆島町における産  
業の振興に関する計画というのを作成して、26年8月25日に国に認められたもので  
ございます。



本条例は、この計画を実施するため、離島振興法第20条の規定に基づく地方税——固定資産税でございますが、課税免除の措置を行いたく条例を制定するするもの  
でございます。

第1条、第2条、第3条、第4条、あわせてでございますが、本条例の対象となる業種は製造業、旅館業、情報サービス業であり、平成26年4月1日以降に固定資産を取得、新增設し、町長に申請したものに対して、3年間、固定資産の課税免除を行うものであります。この課税免除に係る取得価格の要件でございますが、製造業、旅館業においては、資本金5千万円以下のものは500万円以上の取得、資本金5千万円超1億円以下のものは1千万円以上の新增設による取得、資本金1億円超のものは2千万円以上の新增設による取得となっております。情報サービス業につきましては、資本金5千万円以下のものは500万円以上の取得、資本金5千万円超のものは500万円以上の新增設による取得となっております。

最後に、この課税免除によって固定資産の減収が危惧されますが、減収につきましては、地方交付税により補填されることとなっております。以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 附則で施行が26年4月1日から適用となっておりますけれども、これはこの4月1日にさかのぼることなんですか。

それと、この条例の対象となる事業者っていうのは、今現在見込まれるのでしょうか、その辺お尋ねいたします。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（立花英雄君） まず、最初のご質問ですが、26年4月1日にさかのぼることですが、計画書は4月1日に策定して8月25日に認められたということは、

4月1日以前のもは無理であって、4月1日以降の取得に関して減免しようとするものでございます。

それから、済いません、もう一度お願いします。

(11番鍋谷真由美君「対象となる事業者」と呼ぶ)

現在、平成24年度の工業統計調査の資料でございますが、製造業が173社、旅館業が20社、情報サービス業はゼロでございます。ちなみに、内訳といたしまして、資本金1千万円以下が製造業が149、旅館業が20、製造業で1億円超が3社でございます。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号小豆島町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第11 議案第53号 小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第11、議案第53号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第53号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について提案理由のご説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法が制定されたことにより、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があることから、新たに条例を整備しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 議案第53号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

上程議案集の15ページでございます。

まず、第1章、第1条から第3条まで総則を定めております。

そのうち、第1条、本条例案は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、運営に関する基準を定めるものでございます。

17ページをお開きください。

17ページ、第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準を、これ以降定めております。

第4条では利用定員に関する基準、第5条から、ページ数飛びますけれども25ページにございます第34条まで、運営に関する基準を定めております。

また、25ページから26ページにかけて、特例施設型給付費に関する基準を第35条及び第36条で定めております。

26ページからは特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めております。そのうち、第37条におきまして利用定員に関する基準を26ページから27ページにかけて

定めております。

27ページの第38条から、これもページが飛びます、31ページにございます第50条まで、運営に関する基準を定めております。

31ページの第51条及び第52条、次のページにかかりますけれども、これにつきましては特例地域型保育給付費に関する基準を定めております。

32ページから33ページにかけて附則を定めております。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号小豆島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第12 議案第54号 小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第12、議案第54号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第54号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例について提案理由のご説明を申し上げます。

児童福祉法が改正されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関し必要な基準を定める必要があることから、新たに条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 議案第54号小豆島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

上程議案集の36ページでございますけれども、第1条でございますように、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

第1条以降、第21条、これ41ページにまたがってでございますが、総則を定めてございます。

41ページをお開きください。

41ページから第22条以降、43ページにございます第26条まで、家庭的保育事業について規定しております。

43ページ以降につきましては、小規模保育事業について細かく定めております。43ページにおきましては、第27条で小規模保育事業の区分、第28条から45ページ、第30条までにつきましては小規模保育事業のA型について、45ページの第31条から46ページにございます第32条までにつきましては小規模保育事業B型について、第33条から47ページにございます第36条まで、小規模保育事業C型について、第37条から48ページにございます第41条まで、居宅訪問型保育事業についての規定、第42条から52ページ、第48条まで、事業所内保育事業について規定しております。

最後に、52ページに附則を定めております。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君）　質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君）　異議なしと認めます。よって、議案第54号小豆島町家庭的  
保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については教育民生常任委  
員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第13　議案第55号　小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運  
営に関する基準を定める条例について

○議長（森口久士君）　次、日程第13、議案第55号小豆島町放課後児童健全育成事  
業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。提案理  
由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君）　議案第55号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運  
営に関する基準を定める条例について提案理由のご説明を申し上げます。

児童福祉法が改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に  
関する基準を定める必要があることから、新たに条例を制定しようとするものであ  
ります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議ほどお願  
い申し上げます。

○議長（森口久士君） 子育て共有課長。

○子育て共有課長（後藤正樹君） 議案第55号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

上程議案集の54ページでございます。

重立った条文の説明をさせていただきます。

第1条で趣旨を定めております。本条例案は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

下のほう、第5条におきまして、育成事業の一般原則を定めております。

55ページ、下のほう、第9条で設備の基準を定めてございます。

第10条におきまして、職員について規定をしております。

ページをめくっていただき、57ページ、第11条におきまして利用者を平等に取り扱う原則について規定し、下のほう、第16条では秘密保持等についての規定、第17条につきましては苦情への対応について規定をしております。

ページを開きください、58ページ。

第18条におきまして、開所時間及び日数について規定をいたしております。

最後に、附則を1条から3条まで規定しております。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号小豆島町放課後

児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第14 議案第56号 小豆島町すくすく子育て基金条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第14、議案第56号小豆島町すくすく子育て基金条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第56号小豆島町すくすく子育て基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

子育てのニーズに的確に対応し、結婚から妊娠、出産を経て子育てまでの切れ目のない支援を総合的に行うための基金を設置しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議ほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 子育て共有課長。

○子育て共有課長（後藤正樹君） 議案第56号小豆島町すくすく子育て基金条例についてご説明いたします。

上程議案集の60ページでございます。

まず、第1条で設置について規定しております。

第2条につきましては積み立て、第3条では管理、第4条で運用益の処理、第5条では処分、第6条では委任を規定しております。

附則といたしまして、施行期日及びこの条例の失効日について規定をしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号小豆島町すくすく子育て基金条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第15 議案第57号 小豆島町税条例の一部を改正する条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第15、議案第57号小豆島町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第57号小豆島町税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部が改正され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、小豆島町税条例において税率及び特例割合を規定するものにつきまして改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（立花英雄君） それでは、改正条例に基づきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案集の62、63ページをお開き願います。

第34条の4は、法人町民税の法人税割の税率の変更による改正でございます。26年度税制改正によって、新たに地方法人税が創設されたことに伴う改正でございます。

す。この地方法人税は、地方交付税財源を確保するため、新たに国税として26年10月1日から施行され、同日以降に開始する事業年度の基準法人税額に4.4%を乗じて計算した地方法人税を法人町民税と同じ時期に申告納税することとされております。しかし、法人に対する実効税率は従来どおりとするため、法人町民税について、町税と県税合わせて同率の4.4%を引き下げるものでございます。そのうち、町税部分は2.6%でございます。

次に、第82条は軽自動車税の税率改正でございます。

このたび、税制改正におきまして、軽自動車税は全面的に課税標準を引き上げる見直しが行われております。

まず、原動機付自転車、軽自動二輪及び小型自動二輪につきましては、平成27年度課税分から最低額を2千円とした上で、現行の1.5倍に引き上げられます。

次に、軽自動四輪につきましては、平成27年4月1日以降に新規に取得した新車に対しては、平成28年から自家用車が現行の1.5倍、その他は1.25倍に引き上げられます。

特殊小型自動車につきましては、平成27年度分から全てのものについて税率が、農耕用が1.5倍、フォークリフト等その他のものは1.25倍に引き上げられます。

それから、旧条例で規定しておりました「専ら雪上を走行するもの」につきましては、小豆島のように雪が少ない地域においては特に条例で規定しなくてもよいという案が示されましたので、本条文を削除いたしております。

それぞれの自動車の区分における具体的な税額は、議案の新旧対照表の左側に記載しておりますのでご確認いただければと思います。

続いて、附則の改正でございます。

附則第10条の2は、条文の新設でございます。固定資産税の課税対象となる償却資産について、課税標準の特例割合などを定めるものでございます。課税標準の

公害対策や防災目的、公益的機能が高い施設等の整備を推進するため、地方税法附則第15条において、その対象的な設備を設備ごとに課税標準の特例を定めておるところでございます。自治体の事情に即して弾力的に対応できるように、一部施設については新たに税条例において特例割合を定めることができる、いわゆるわがまち特例制度が創設されております。今回の小豆島町税条例において、4つの設備について特例割合を規定するものでございます。

まず、第10条の第2第1項は、水質汚濁防止法による汚水または廃液処理施設でございます。同町では、食品加工業で既に対象施設がございますので、既に附則による特例措置がなされておりますが、このたび従来同様に特例割合を3分の1とする規定を設けております。

次に第2項、大気汚染防止法による指定物質の排出または飛散の抑制に関する施設について、第3項、土壌汚染対策法による特定有害物質の排出抑制施設についての規定であり、特例割合はそれぞれ2分の1となっております。現在のところ、小豆島町には該当施設はございません。

最後に第4項、ここで対象となる施設は、平成26年4月1日以降に取得したノンフロンの業務用冷凍冷蔵機器であり、特例割合については4分の3といたします。これらの割合については、総務省から示された基準割合どおりとなっております。

次に、附則の第16条でございます。

三輪以上の軽自動車に係る重課についての規定でございます。

さきに説明したとおり、平成27年4月1日以降に登録された新車については、平成28年度から改正税率が適用されます。普通四輪の場合、7,200円から1万800円に引き上げられます。ただし、旧車両と申しますか、平成26年度末までに既に登録されているものについては、最初の登録年度の翌年から13年間は従来どおり7,200円

でございますが、14年目については1万2,900円と重課税となり、課税されることになっております。その重課税について、附則第16条で車両ごとに規定するものでございます。以上、簡単でございますが、税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 今の説明わかりましたか。質疑でお受けしますか。全体にわかりませんか。

お諮りします。

再度説明させましょうか。いいですか。

それでは、質疑をお受けします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号小豆島町税条例の一部を改正する条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第16 議案第58号 小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部

を改正する条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第16、議案第58号小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第58号小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたこと及び法の題名が改められたことに伴う所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議ほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第58号小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の67ページをお開き願います。

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、法律の題名が母子及び寡婦福祉法から母子及び父子並びに寡婦福祉法へ改められ、また配偶者のない男子についての定義規定が法第6条第2項として新たに加えられるため、母子及び寡婦福祉法の規定を引用している本条例について所要の改正を行うものです。

新旧対照表により説明させていただきます。

改正点は第2条の定義でございます。

(1)の配偶者のない女子の定義では、改正前は「母子及び寡婦福祉法」とありますが、改正後は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」とし、また昭和39年法律第129号の後に「以下「法」という。」を追加いたします。

(3)の父母のない児童の定義では、改正前は「母子及び寡婦福祉法附則第3条」とありますが、改正後は「法附則第3条」となります。

(4)の配偶者のない男子の定義では、改正前の括弧内の説明を、改正後は「法第6条第2項に規定する者をいう。」とします。

68ページをお開きください。

(5)につきましては、(4)の改正により婚姻の説明がなくなったことから、改正後は婚姻の後に「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。」を追加いたします。

附則としまして、施行期日を平成26年10月1日とし、経過措置として平成26年10月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものがございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第17 議案第59号 小豆島町国民健康保険診療所条例を廃止する条例について

て

日程第18 議案第60号 小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例に

ついて

日程第19 議案第61号 小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正

する条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第17、議案第59号小豆島町国民健康保険診療所条例を廃止する条例についてから日程第19、議案第61号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第59号小豆島町国民健康保険診療所条例を廃止する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町国民健康保険福田診療所が廃止されたことに伴い、診療所の設置に関する本条例を廃止しようとするものであります。

また、議案第60号、第61号につきましても、小豆島町国民健康保険福田診療所が廃止されたことに伴う所要の改正でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長、課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第17、議案第59号小豆島町国民健康保険診療所条例を廃止する条例についての内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第59号小豆島町国民健康保険診療所条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の69ページをお開き願います。

平成26年5月31日付をもって、福田診療所は診療施設としての廃止を既に行っているところでございます。しかし、廃止後であっても5月分の診療報酬が7月末に収入されることなどから、診療所閉鎖に伴って必要となる条例改正等はこれまで見

送ってきましたが、9月末日にて診療所特別会計上の収支処理が完了する見込みであることから、小豆島町国民健康保険診療所条例を廃止するものでございます。

附則としまして、施行期日を平成26年10月1日といたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第59号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号小豆島町国民健康保険診療所条例を廃止する条例については原案どおり決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第18、議案第60号小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第60号小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例についてについてご説明申し上げます。

上程議案集の70ページをお開き願います。

小豆島町国民健康保険福田診療所の廃止に伴いまして、地方自治法第209条第2項の規定に基づく国民健康保険診療所事業特別会計の設置に関する規定について所要の改正を行うものでございます。



改正点は、第1条の設置と第2条の弾力条項の適用でございます。

改正前は、第1条(4)の「国民健康保険診療所事業特別会計 国民健康保険診療所事業」とありますが、改正後はこれを削除し、それに伴い第2条の弾力条項の適用も削除いたします。

附則といたしまして、施行期日を平成26年10月1日とし、経過措置として、この条例による改正前の国民健康保険診療所事業特別会計の平成26年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例によるとし、またこの条例により廃止する国民健康保険診療所事業特別会計に係る債権、債務及び財産は小豆島町一般会計が継承するものとするものでございます。

訂正いたします。附則、施行期日は、この条例は平成27年3月31日から施行する  
といたします。以上です。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第60号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例については原案どおり決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第19、議案第61号小豆島町職員の特殊勤務手当に

関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第61号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

上程議案集の72ページをお願いいたします。

本改正につきましては、国民健康保険福田診療所の廃止に伴い改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

条例第6条の改正で、医師の臨床業務手当に関する規定です。改正前の欄の規定にありますように、「内海病院又は福田診療所」を改正後の欄の「内海病院」だけに改正をするものでございます。

本改正条例につきましては、公布の日から施行することといたしております。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第61号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第20 議案第62号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

について

○議長（森口久士君） 次、日程第20、議案第62号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第62号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

内海病院の医師不足が深刻化している中、当直回数の増加による医師への負担増を考慮し、宿日直手当の額を改善しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議ほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第62号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の73ページをお願いいたします。

この改正は、条例の第17条の宿日直手当のうち、医師の規定を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

条文の上から3行目の、改正前の欄で「20,000円」となっているものを、改正後の欄にあるように「25,000円」に改正を行うものでございます。

改正理由につきましては、先ほど町長のほうから申しましたとおり、医師不足の深刻化に伴い当直医師の当直回数が増えるなど、かなりの負担となっておりますこ

とから、1回当たりの単価を引き上げるものでございます。

平成26年10月1日から施行することといたしております。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第62号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第21 議案第63号 土庄町小豆島町環境衛生組合の解散について

日程第22 議案第64号 土庄町小豆島町環境衛生組合の解散に伴う財産処分につ

いて

○議長（森口久士君） 次、日程第21、議案第63号土庄町小豆島町環境衛生組合の解散について及び日程第22、議案第64号土庄町小豆島町環境衛生組合の解散に伴う財産処分については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第63号土庄町小豆島町環境衛生組合の解散について提

案理由のご説明を申し上げます。

し尿処理場の大規模改修により、小豆島町の行政区域から排出される全てのし尿及び浄化槽汚泥の処理が可能となったため、これらの処理を共同で行っていた土庄町小豆島町環境衛生組合から脱退し、平成27年3月31日をもって同組合を解散するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

また、議案第64号につきましては、同組合を解散するに当たっての財産処分につきまして議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 日程第21、議案第63号土庄町小豆島町環境衛生組合の解散についての内容説明を求めます。環境衛生課長。

**○環境衛生課長（谷本静香君）** 議案第63号土庄町小豆島町環境衛生組合の解散についてご説明申し上げます。

上程議案集75ページをお願いいたします。

環境衛生組合は、昭和43年10月に合併前の池田町と土庄町によりそれぞれの行政区域内のし尿、浄化槽汚泥の処理を目的に設置された一部事務組合でございます。小豆島町の設置後も、旧池田町の区域から排出されるし尿等を土庄町と共同で処理をしてまいりましたが、立地しております琴塚自治会を初めとする地元関係団体との協定に基づき、平成27年度末をもって施設の御影浄苑の運転を終了し、土庄町にあっては処理施設の移転新設、小豆島町にあっては既存処理施設でありますみさき園の処理能力向上を目的とした基幹改良事業により、それぞれの町で単独処理方式への移行、環境衛生組合の解散に合意したところでございます。

しかし、みさき園の基幹改良事業が本年度末で完了する見込みとなったことから、1年前倒しをして、平成26年度末をもって環境衛生組合を解散しようとするも

のでございます。一部事務組合の解散にあつては、地方自治法の規定により関係団体との協議により議会の議決を経て都道府県知事に届け出する必要がございますことから、今回提案させていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よつて、議案第63号土庄町小豆島町環境衛生組合の解散については原案どおり決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第22、議案第64号土庄町小豆島町環境衛生組合の解散に伴う財産処分についての内容説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第64号土庄町小豆島町環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてご説明申し上げます。

財産処分につきましては、一部事務組合の解散に当たつての財産処分に当たりましては、解散までに施設の撤去を含めた保有財産の清算を行うことが一般的ではございますが、土庄町にあつては、新たな処理施設の建設に係る手続が遅れ、関係衛生組合解散時において新施設の稼働が困難な状況にございます。

このようなことから、土庄町において、環境衛生組合の処理施設、御影浄苑を新施設建設までのおおむね4年間継続して使用することとし、解散に当たり環境衛生組合の財産、すなわち処理施設を土庄町に帰属させようとするものでございます。この財産処分につきましても、地方自治法の規定により議会の議決を経て協議することとされております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号土庄町小豆島町環境衛生組合の解散に伴う財産処分については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第23 議案第65号 池田大池排水機施設整備工事に係る工事請負契約について

て

○議長（森口久士君） 次、日程第23、議案第65号池田大池排水機施設整備工事に係る工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第65号池田大池排水機施設整備工事に係る工事請負契

約について提案理由のご説明を申し上げます。

池田大池排水機施設整備工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議ほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 議案第65号池田大池排水機施設整備工事に係る工事請負契約についてご説明申し上げます。

上程議案集の77ページになります。

提案理由につきましては、先ほど町長より説明がありましたように、池田大池の下流域の農地及び浜条地区の淡水被害対策として整備いたしました、通称池田大池ポンプ場が経年劣化によりまして、そのポンプのオーバーホール等に伴います補修整備工事の契約金額が5千万円を超えることとなり、議会のご承認をいただくものでございます。

78ページを続いてご覧ください。

先月、28日に行いました指名競争入札の結果、工事概要書に記載のとおり、契約金額が5,076万円、うち消費税376万円で兵庫県神戸市中央区京町83、新菱工業株式会社関西支店、支店長橋本正宏が落札しております。

工期につきましては、町の指定する日といたしまして、今議会のご承認の日から平成27年2月27日までといたしております。

工事の概要につきましては、排水機の施設整備といたしまして1号ポンプ、2号ポンプの解体整備、それから1号及び2号の電動機部分の整備、それから自家発電機、低圧盤、ポンプ盤、冷却ポンプの更新でございます。それから、小配管機器類の交換、そして建物の屋根の部分でございますけど、雨漏りの補修という工事内容



でございます。

入札業者につきましては、県内の主なポンプメーカー6社を指名しておりましたが、うち3社が辞退という届け出がございましたので、応札いたしました3社を記載してございます。

各社の税抜き金額でございますけれども、まず新菱工業株式会社が4,700万円、扶桑建設工業株式会社が5,250万円、四国エンジニアリング株式会社が5,470万円という結果でございました。

なお、契約しようとする公示価格に対する請負率が97.91%となっております。以上で議案の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 私が思いますのに、この池田大池自体は公営といいますが、水利組合とかそういうところは関係ないんですか。

どこの池でも水利組合とかそういうなんをつくった、地元負担とか、そういうなんがあるんですが、これは丸々工事費が5千万円を超えたからこの議会にかかるんですけど、そのあたりの事情を我々は知らないんですけど、ちょっと確認したいんです。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 通称で池田大池ポンプ場ということでございまして、現在、国道の端すぐにあります池田大池には池田大池用のポンプがございまして、これはあくまでも台風時の水量が増加した際に、浜条川へ排水するために町が設置した排水施設ということでご認識していただければと思います。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

はい。大川議員。

○1番（大川新也君） いや、はっきりわからんですね。我々、池田について地域と申しますか、その池がどうなってるかわからんですから、それをもう少しわかりやすく説明していただけないかな。ただ、もう5千万円超したら議会を通す、これ議会へ通ってなったら、そのままいっとたら何も皆わかりません、これ。ちょっとわかりやすいように。ちょっとわかりませんね。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 失礼いたしました。昭和51年の災害を受けまして、池田大池の改修しましたときに、農業用水路が浜条川の下流域のどこまで延ばしております。その河口際に冠水という、大雨が降った場合に池田大池から越水した部分が農地とか浜条地域に水がたまる場合の被害対策として、その河口際に農村総合整備モデル事業で2基のポンプを昭和52年、53年にかけて設置したものでございます。池田大池のすぐ横側になります。

（1番大川新也君「池田大池のどこか」と呼ぶ）

失礼、池田大池の下流域です。

（1番大川新也君「下流域」と呼ぶ）

はい、北条地区のほぼ海岸ぶちになりますけど。海岸近くになりますけど。

（1番大川新也君「それ言わなわからんわな」と呼ぶ）

池田大池から池田大川につながる水路の末端部分にポンプ場を設置しておるということです。

○議長（森口久士君） 課長、それより亀山橋からどのあたりやという話のほうがまだわかりやすいんちゃうん。

○農林水産課長（近藤伸一君） 北条の集落、三都線がございましてね。ちょうど池田大川を渡る橋がございましてけれども、その50メートルぐらい上流部に、すぐ横に設置しておるポンプ場でございます。

(1番大川新也君「ああ、あれですね。はい、わかりました」と呼ぶ)

申しわけございません。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） そういうふうにとかな、これわからない。これは池田大池という名前をつけるとる限りは、我々は池田大池の排水の設備かなというふうに思いますので。ポンプ場とかそういうふうなことにせな、これではわかりにくかったから質問させていただいたんです。わかりました。

○議長（森口久士君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号池田大池排水機施設整備工事に係る工事請負契約については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第24 議案第66号 消防ポンプ自動車（坂手分団）購入事業に係る物品購入

契約について

日程第25 議案第67号 塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約につい

て

日程第26 議案第68号 し尿収集車購入事業に係る物品購入契約について

て

日程第27 議案第69号 池田小学校スクールバス更新事業に係る物品購入契約に

ついて

○議長（森口久士君） 次、日程第24、議案第66号消防ポンプ自動車（坂手分団）購入事業に係る物品購入契約についてから日程第27、議案第69号池田小学校スクールバス更新事業に係る物品購入契約については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第66号から議案第69号までの物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第66号から議案第69号につきましては、いずれも老朽化した公有自動車の更新に係る物品購入契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当部長、課長から順次説明させますので、よろしくご審議ほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第24、議案第66号消防ポンプ自動車（坂手分団）購入事業に係る物品購入契約についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第66号消防ポンプ自動車（坂手分団）購入事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

上程議案集79ページをお願いいたします。

今回の物品購入につきましては、提案理由にもございますように、平成元年に購入した坂手分団のポンプ自動車が経年劣化によりまして不調となりましたので、更

新をしようとするものでございます。

80ページをお開きください。

契約金額は1,889万670円で、落札業者は株式会社星城モータースさんでございます。納期は平成27年3月31日となっております。入札業者は、そちらに記載の5社で入札を行っております。消防ポンプ自動車の装備につきましては、主な装備1から8まで入れておりますけれども、消防ポンプ自動車の装備でございます。

入札結果につきまして、株式会社サキヤマモータースさん、1,763万9千円、星城モータースさん、1,749万3千円、中川サービスさんは辞退をされました。小豆島マツダさん、1,763万3千円、池田モータースさん、1,781万8千円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号消防ポンプ自動車(坂手分団)購入事業に係る物品購入契約については原案どおり決定されました。

---

○議長（森口久士君） 日程第25、議案第67号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約についての内容説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第67号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約についてご説明を申し上げます。

上程議案集の81ページをお願いいたします。

契約の目的は、塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約であり、いわゆるパッカー車の老朽車両の更新でございます。契約方法は、指名競争入札による契約で、契約金額571万6,800円、契約相手は、小豆島町池田900番地、株式会社池田モーターズ、代表取締役三木久則でございます。

1 ページめくっていただいて、82ページをお願いいたします。

塵芥収集車の概要はご覧のとおりでございます。9月4日に入札を執行いたしまして、入札参加業者はご覧の5社でございます。納期は平成27年2月28日、2月末を予定いたしております。以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 済いません。これの装備なんですけども、今までごみ収集車が、カーブごとに、夏場、汚水を流しまして非常に臭いというんが、前の池田町のとときからもいろいろ質問したことがあるんですけども、これ自体はパッカーで水自体は出るんですか出んのですか。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 今回のパッカー車につきましては、従前回転式のパッカー車で行っていただきました。今回プレス式ということで、平たんな架台の中に押し込んでいくようなタイプなんですけども、ご指摘の浸出水と申しますか、水分につきましては、パンと申しますか、水受けがございまして、そこで水を受けて外部に流出しないような措置をとっております。以上です。

○議長（森口久士君） 7番藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） そうすると、これを使い出したら、旧池田町のほうから行くやつは水はこぼれんと。ということは、道にこぼれとんは土庄町からごみ焼き場へ行くやつがこぼしとるということになるんですか。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 機構上、水がこぼれにくい構造にはなっております。ただ、そういうご指摘も受けておりますので、夏場の生ごみの回収につきましては、留意するように作業員に伝えておりますが、一層留意してそういうことのないように努めたいと思います。以上です。

（7番藤本傳夫君「お願いします」と呼ぶ）

○議長（森口久士君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第67号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号塵芥収集車購入事業に係る物品購入契約については原案どおり決定されました。

---

○議長（森口久士君） 日程第26、議案第68号し尿収集車購入事業に係る物品購入契約についての内容説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第68号し尿収集車購入事業に係る物品購入契

約につきましてご説明申し上げます。

契約の目的は、し尿収集車購入事業に係る物品購入契約でございます。本件は、7月の臨時議会で補正予算措置をいただいた、し尿収集車の購入でございまして、排出作業中の貯留タンクの破裂事故を受け、作業員の安全確保、業務の継続性を考慮いたしました更新事業の前倒しでございます。契約方法は、指名競争入札による契約で、契約金額585万2,540円、契約相手は、小豆島町安田甲144番地144、株式会社星城モータース代表取締役増田博でございます。

1ページめくっていただきまして、84ページでございますが、し尿処理収集車の概要はご覧のとおりでございます。

塵芥収集車の入札と同日執行いたしまして、9月4日でございます。入札業者も同じく5社でございます。納期は27年2月末を予定しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第68号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号し尿収集車購入事業に係る物品購入契約については原案どおり決定されました。

---



○議長（森口久士君） 日程第27、議案第69号池田小学校スクールバス更新事業に係る物品購入契約についての内容説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 議案第69号池田小学校スクールバス更新事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

上程議案集の85ページをお願いいたします。

提案理由は、現在使用している池田小学校三都線のスクールバスは平成8年3月に購入したものであり、購入後18年が経過するため、新たなスクールバスの購入を目的に池田小学校スクールバス更新事業に係る物品購入契約を締結しようとするものでございます。契約の方法は指名競争入札で、契約の金額1,252万2,392円、契約の相手方は香川県小豆郡小豆島町安田甲144番地153、小豆島マツダ株式会社でございます。

ページをめくっていただきまして、86ページになります。

スクールバスの概要書となっております。備品名として、日野自動車のメルファデラックス、数量が1台、乗車定員は45人乗りとなっております。納期が平成27年3月31日、入札業者はそこに記載しております3社でございます。最後に、主な装備として、1番のアクセルインターロックから7番の小豆島町の指定塗装までということでございます。説明は以上です。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番森議員。

○8番（森 崇君） 長く使うバスになると思います。先日、NHKでバスの運転手が運転内でぽんと死んでしまうと。僕らもそうなんですけど、健康チェックというのはいずれ必要になってくると思います。スクールバスは怖いんですよ。点呼なんかはやってるんですか、それだけ質問したいと思います。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） スクールバスは現在11台ございまして、4台がかんかけタクシーの委託でございます。7台、町のスクールバスの運転手がおりました……。濟いませぬ、人数間違えまして、8台です。池田のほうに5人、内海給食センターのほうに3人で、それぞれ3人と5人はそろって朝の始業点検をして出発という形でございます。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 先ほど聞いた台数が合わないのです。11台あって、4人委託して8人おるといふようなことですが。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 失礼いたしました。訂正したほうが間違いでございます。当初池田が5人で内海2人の予定で7台なんですけど、その後、池田のほうから1人内海の出身者がおりますので、動かした関係で池田のほうで4人、内海のほうで3人ということでございます。失礼いたしました。で、7台。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第69号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号池田小学校スク

ールバス更新事業に係る物品購入契約については原案どおり決定されました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

~~~~~

日程第28 議案第70号 平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第71号 平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予

算（第1号）

日程第30 議案第72号 平成26年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計

補正予算（第1号）

日程第31 議案第73号 平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正

予算（第1号）

日 程 第 3 2 議 案 第 7 4 号

平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算

（第1号）

日 程 第 3 3 議 案 第 7 5 号

平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算

（第1号）

○議長（森口久士君） 次、日程第28、議案第70号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）から日程第33、議案第75号平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）までは相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第70号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は6億8,640万1千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費3億9,282万8千円、民生費621万2千円、衛生費2億1,495万1千円、農林水産業費265万3千円、商工費715万円、土木費565万円、消防費394万5千円、教育費1,269万8千円、災害復旧費4,067万4千円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明させます。

なお、議案第71号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第72号国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）、議案第73号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、議案第74号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第75号簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、順次担当部長、課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第28、議案第70号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第70号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案集の87ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億8,640万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億9,161万4千円とするものでございます。

第2条は地方債の追加及び変更でございます。

91ページの第2表、地方債補正をご覧ください。

上段の追加分につきましては、台風11号により被災いたしました農地等災害復旧事業に280万円、公共土木施設災害復旧事業で410万円を新たに借り入れるものでございます。いずれも元利償還金の95%が交付税措置されるものでございます。

下段の変更分につきましては、小豆島中央病院の工事費増額によりまして小豆島町の負担金が増額となったため、その財源として地方債借入額を増額変更するものでございます。

なお、増額となる2億1,120万円の内訳は、過疎債1億6,900万円、一般会計出資債4,220万円でございます。過疎債は元利償還金の70%、出資債については50%が交付税措置される有利な地方債となっております。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の補正予算説明資料の5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

12款分担金負担金、1項4目1節農林水産業施設災害復旧費分担金190万9千円でございます。これは、説明欄に記載のとおり、台風11号で被災いたしました農地19カ所の災害復旧事業に係る地元負担金でございます。

14款国庫支出金、1項3目1節公共土木施設災害復旧費負担金833万7千円でございます。これも台風11号により被災いたしました町道4線の災害復旧事業に対する国庫負担金でございます。補助率は3分の2でございます。

14款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金545万4千円でございます。説明欄1の離島活性化交付金513万6千円につきましては、交付決定の増額により文化・アート総合戦略及び海拔表示事業の財源として受け入れるものでございます。

説明欄2の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバー制度に伴います住居及び税の電算システム改修に係る補助金交付見込みによる増額計上でございます。

同じく、2目1節社会福祉費補助金402万円でございます。説明欄1の年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金63万1千円につきましては、国の財政措置が、ページ中段からやや下側になりますけれども、3項2目1節社会福祉費委託金から補助金に変更となったため、同額を委託金から減額いたしまして補助金を増額計上したものでございます。

説明欄2の社会保障・税番号制度システム整備費補助金338万9千円につきましては、マイナンバー制度に伴います各種電算システム改修に対する補助金でございます。以下、児童福祉費補助金の説明欄1、保健衛生費補助金の説明欄1も同様でございます。

3目1節保健衛生費補助金の説明欄2、感染症予防事業費等国庫補助金46万4千円につきましては、がん検診事業の対象者拡大等によります補助金の増額分でございます。

次の5目1節商工費補助金の385万円につきましては、地場産業物流支援事業及び地場産品PR事業の財源として離島活性化交付金を受け入れるものでございます。

7目2節中学校費補助金120万円につきましては、演劇ワークショップや寺子屋教室の財源として離島活性化交付金を受け入れるものでございます。

3項につきましては、先ほど説明したとおり、制度がえによる補助金との振りかえでございます。

次に15款県支出金、2項1目1節総務管理費補助金133万8千円でございます。説明欄1の地域防災力総合支援事業補助金33万8千円につきましては、各地域の防災訓練に対する支援、備蓄物資の購入に対する県補助金でございます。同じく、説明欄2のアートワークショップ事業費補助金100万円につきましては、馬木キャンプや三都半島で開催するアートワークショップに対する県補助金を受け入れるも

のでございます。

同じく、15款2項5目1節農業費補助金60万円ですが、これは農地集積支援事業の財源として県補助金を受け入れるものでございます。

同じく、15款2項7目1節小学校費補助金26万7千円でございます。説明欄1の原子力・エネルギー教育支援事業費補助金6万5千円につきましては、エネルギー教育に関する教材購入に対する100%補助、説明欄2の被災児童生徒就学支援等事業費補助金20万2千円につきましては、東日本大震災による避難児童3名の就学支援事業に対する100%補助でございます。

同じく、2節の就学前教育費補助金370万円につきましては、オリーブを活用した木育事業及び子育て応援モデル事業の財源として、新たにかがわ健やか子ども基金からの補助金を受け入れるものでございます。これは議案第56号でご提案いたしました小豆島町すくすく子育て基金に一旦積み立てた後、実施事業に応じて活用するものでございます。

1ページめくっていただきまして、同じく4節の中学校費補助金7万6千円につきましては、東日本大震災による避難生徒1名の就学支援事業に対する100%補助でございます。

同じく、15款2項8目1節消防費補助金197万2千円ですが、これは消防団の資機材の購入費として県補助金を受け入れるものでございます。

同じく、15款2項9目1節農林水産業施設災害復旧費補助金453万5千円ですが、これは台風11号で被災した農地災害復旧事業に対する補助金でございます。

16款財産収入、1項2目1節利子及び配当金1千円につきましては、議案第56号でご提案いたしました小豆島町すくすく子育て基金の利子を名目計上したものでございます。

17款寄付金、1項1目1節一般寄付金につきましては1件、同じく4目1節商工

寄付金で13件、5目1節小学校費寄付金で21件、同じく3節就学前教育費寄付金で1件、同じく5節保健体育費寄付金で2件、それぞれ寄付の申し出がございましたので受け入れるものでございます。

18款繰入金、1項2目1節ふるさとづくり基金繰入金158万7千円につきましては、幼稚園、保育所の運動能力向上講習会及び運動用具購入の財源として基金繰り入れを行うものでございます。なお、この原資は、寄付金を基金に積み立てておいたもので、子供の運動能力の向上に充ててほしいという寄付者の意向に沿って活用を図るものでございます。

同じく、18款1項3目1節過疎地域自立促進特別事業基金繰入金から11目1節文化財保護育成基金繰入金までの各種基金繰り入れの減額は、離島活性化交付金など特定財源が確保できたため、それぞれ基金繰り入れを減額するものでございます。

同じく、18款1項13目1節すくすく子育て基金繰入金370万円は県支出金のところでご説明申し上げたとおりでございます。

1ページめくっていただきまして、19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金4億2,160万1千円でございます。このうち3億8,400万円につきましては、決算上剰余金の2分の1を下回らない額を減債基金に積み立てるもので、それ以外につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応したものでございます。

20款諸収入、5項1目3節雑入713万5千円でございます。まず、説明欄1の市町村振興事業助成金500万円につきましては、石の魅力創造プロジェクトに対する公益財団法人全国市町村振興協会からの助成金、説明欄2の地域環境監視支援事業補助金100万円につきましては、不法投棄監視カメラ購入事業に対する香川県環境保全公社からの補助金、説明欄3の農地中間管理事業業務委託金18万5千円につきましては、農地集積事務に対する香川県農地機構からの委託金、説明欄4の建物災害共済金95万円につきましては、台風11号により被災いたしました改良住宅に対す



る共済金でございます。それぞれ見込み額を計上したものでございます。

21款町債につきましては、冒頭に地方債補正のところでご説明いたしましたので省略させていただきます。以上、歳入の補正額合計は6億8,640万1千円でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

歳出の説明を申し上げます。

2款総務費、1項2目文書費191万2千円でございます。これはマイナンバー制度関連4法の施行、行政不服審査法の関連3法及び地方教育行政法の改正に伴います本町の例規整備につきまして、広範な改正が見込まれますことから専門業者に支援業務を委託するものでございます。

同じく、2款1項7目企画費160万円でございます。これは国庫補助路線から外れた三都線について、現在の小豆島オーリーブバスによる自主運行では路線維持が困難なため、10月以降、委託運行により路線維持を図ろうとするものでございます。

同じく、2款1項11目姉妹都市交流費80万円でございます。これは茨木市と小豆島町の姉妹都市交流の一環として、昨年度は茨木市がフリーペーパーを発行し児童・生徒や公共機関に配布しておりますけれども、今年度は小豆島町が発行することとなったため、それに係る制作委託料でございます。

同じく、2款1項13目防災諸費ですが、11節需用費には備蓄物資の追加として18万円を、19節には防災訓練を実施する自主防災組織に対する助成として37万6千円を計上するものでございます。なお、いずれも県補助金を活用いたしますとともに、既定の海拔表示設置事業に対する離島活性化交付金の充当による財源更正もあわせて行ったところでございます。

同じく、2款1項16目財政調整基金費でございます。歳入でご説明申し上げたとおり、決算上剰余金の2分の1を下回らない額3億8,400万円を減債基金に積み立

てるものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費396万円でございますが、13節、説明欄1はマイナンバー法に対応する住基、税関係の電算システム改修委託料、説明欄2は町長職務代理人、すなわち副町長の交代による戸籍証明発行システム改修委託料でございます。19節につきましては、マイナンバー法の関係で自治体所有の個人情報データを地方公共団体システム機構が整備する中間サーバープラットフォームから国、県、市町村にネットワーク配信することとなっているため、その整備に要する負担金を計上したものでございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費から3目後期高齢者医療費までは、マイナンバー法対応のための各特別会計の電算システム改修に対する繰出金、4目国民年金費から次のページの2項1目児童福祉総務費までにつきましても、マイナンバー法に対応するための一般会計所管の各電算システムの改修委託料でございます。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費9万6千円でございますが、これは人事異動や育休によりまして健康づくり福祉課の乳児相談や健診業務に従事する保健師のマンパワーが不足しておりますので、臨時保育士を時間雇用するものでございます。

同じく、4款1項2目予防費506万3千円でございます。まず、12節役務費は、平成21年度から平成25年度に実施した乳がん、子宮頸がんの未受診者に対する再案内に係る通信運搬費でございます。13節委託料では、説明欄1はマイナンバー法対応の電算システムの改修委託料、説明欄2では、未受診者の再案内等に伴い、乳がん、子宮頸がんの受診者の増を見込んだ検診委託料、説明欄3は、本年10月から高齢者肺炎球菌ワクチン及び乳幼児の水ぼうそうワクチンが定期接種化されることから、予防接種委託料をそれぞれ計上するものでございます。23節償還金利子及び

割引料につきましては、平成25年度のがん検診事業の実績精算による補助金の返還であります。

同じく、4款2項2目塵芥処理費107万2千円ですが、これは公益財団法人香川県環境保全公社の助成を活用して不法投棄監視カメラ3台を購入するものでございます。

同じく、4款3項2目診療諸費306万4千円の減につきましては、福田診療所の廃止に伴う診療所特別会計への繰出金の減でございます。

同じく、3目公立病院再編整備事業費2億1,142万4千円につきましては、新病院の工事費の増嵩に伴う小豆医療組合負担金の増でございます。なお、財源は過疎債、一般会計出資債を活用したものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費65万3千円でございます。これは、農地の有効活用や担い手の農地集積の推進を目的として、市町と公益財団法人香川県農地機構が協力して推進しております、いわば農地バンクのような事業でございますけれども、その経費として事務費を計上したものでございます。なお、7節の賃金については、香川県農地機構から農地集積専門員が派遣されますことから、本町で計上しておりました優良農地推進員賃金は減額するものでございます。

同じく、6款3項1目水産業振興費200万円につきましては、町内企業から1件200万円の一般寄付がございましたので、寄付者の意向に沿って池田漁業協同組合に水産業振興補助金として交付するものでございます。

7款商工費、1項1目商工総務費500万円につきましては、離島活性化交付金を活用して今年度から始めております佃煮、醤油を対象といたしました地場産業強化物流支援事業補助金について、国の交付決定が増額となっておりますので、あわせて増額したものでございます。

同じく、7款商工費、1項3目観光費215万円でございます。19節の説明欄1の

小豆島まつり補助金につきましては、町内企業、団体から小豆島まつりの開催に対し13件、115万円の寄付がございましたので、同額を小豆島まつり振興会に交付するものでございます。説明欄2につきましては、11月2日、3日に土庄中央公民館とサン・オリーブで各2回の吉本新喜劇公演を誘致するため、土庄町や島内企業と協調して補助を行うものでございます。

次に、8款土木費、4項1目港湾管理費65万円につきましては、坂手港沖棧橋のチェーンの老朽化の修繕でございます。

同じく、8款6項2目都市下水路管理費500万円につきましては、馬木ポンプ場のバッテリーが耐用年数を過ぎておりまして、液漏れとガスの放出による腐食を起こしておりますため、更新するもの、また片城ポンプ場の除じん機操作盤の制御装置の交換が必要となりましたことから、修繕料を計上したものでございます。

次に、9款消防費ですけれども、1項2目非常備消防費では、県の地域防災力総合支援事業費補助金を活用して、消防団のヘルメットや消火栓に附属する格納箱、ホースなど、劣化の激しい資機材の整備を行うとともに、3目消防施設費では、購入から20年を経過いたしまして使用不能となった池田分団の小型動力ポンプの更新を行うものでございます。

1ページめくっていただきまして、10款教育費、1項2目事務局費の311万4千円でございます。まず、8節報償費につきましては、幼児期からの運動習慣を身につけまして、体力、運動能力の向上を図るため、本年6月から9月までの予定で実施いたしております運動能力向上講習会について、非常に好評で保護者からも継続の希望があるため、年度末まで延長することに伴う講師謝礼を計上しております。11節需用費につきましては、西村教員住宅食堂の空調設備2台のうち1台が故障したため更新するものでございます。13節委託料につきましては、小豆島町が保管しております高濃度PCB廃棄物、これが香川県の処理計画に基づきまして、27年1

月までに専門業者へ搬入して処理をするということとなっておりますので、専門業者までの運搬業務委託料及び処理委託料を計上したものでございます。

10款2項1目学校管理費、11節需用費、修繕料の71万2千円であります。これは、小豆島東消防署の建設工事の着工に伴いましてスクールバス及び田浦線の町営バスの駐車場を臨時的に安田小学校スクールバス待合所に移転しております。そのため、管理用の水道設備の整備を行うとともに、星城小学校のプールの漏水がありますので修繕を行うものでございます。

同じく、10款2項2目教育振興費132万円でございます。18節備品購入費につきましては、原子力エネルギー教育支援事業費補助金の活用による星城小学校のエネルギー教育用教材の購入でございます。19節負担金補助及び交付金125万5千円につきましては、苗羽小学校に対して20件、安田小学校に対して1件の寄付がございましたので、学校振興補助金として交付するものでございます。

次に、10款3項2目学校管理費、中学校のほうでございますけれども、こちらは歳出の補正はございませんけれども、既定の歳出に離島活性化交付金が一部充当されましたので、財源を変更したものでございます。

次に、10款4項1目子育て教育費671万6千円でございます。8節報償費から12節役務費につきましては、すくすく子育て応援会議での委員からのご意見をもとに、来年4月から、子供の誕生を町を挙げてお祝いする小豆っこ誕生プロジェクトとしてグリーティングカードを贈呈することとなりましたので、その制作やワークショップ等に要する経費を計上したものでございます。18節備品購入費につきましては、オリーブを活用した木育事業の一環として、間伐材等で製作した木のおもちゃ及び運動能力向上のための運動用具を購入し、町内幼・保に整備するものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、幼稚園教育に対する1件、3万3千円の寄付がございましたので、町内の幼稚園に交付するものでございます。

25節積立金につきましては、かがわ健やか子ども基金補助金をすくすく子育て基金に積み立てるもので、利子積み立ての1千円を合わせて370万1千円の計上でございます。

1ページめくっていただきまして、10款5項2目公民館費4万9千円につきましては、購入後15年を経過した三都公民館のコピー機が故障し、既に部品もございませんので新たにリースをするものでございます。

同じく、10款5項5目人権教育啓発費54万7千円でございます。11節需用費のうち、説明欄1及び説明欄2につきましては、本年12月6日、7日に香川県で開催されます第66回全国人権同和教育研究大会参加者の資料代等でございます。説明欄3につきましては、福田浜簡易水道が町の簡易水道に統合されたことに伴い、福田教育集会所の水道代を計上するものでございます。12節役務費については、男女共同参画基本計画策定に向けた意識調査の郵送料でございます。

同じく、10款6項1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金24万円でございます。説明欄の1及び3は、寄付金を財源としてそれぞれの団体に補助を行うもの、説明欄2は、小豆島豊栄チームが今月下旬に新潟県で開催されます第11回世界ゲートボール選手権大会に出場いたしますので、出場補助金を計上したものでございます。

次に、11款災害復旧費でございますが、全て台風11号により被災した施設等の復旧費でございます。

1項1目農業災害復旧費1,093万円につきましては、町内19カ所の農地の災害復旧事業でございます。

2目漁港施設災害復旧費につきましては、漂着ごみの撤去並びに橘漁港の浮き桟橋撤去及び福田漁港の防波堤の石積み修繕でございます。

同じく、3目林業施設災害復旧費につきましては、林道星ヶ城線の路側及び側溝

の復旧工事費及び森林組合が直営で行います路面復旧に対する補助金でございます。

同じく、次のページにかけての2項1目道路橋梁河川災害復旧費につきましては、町単独で実施する崩土や倒木の撤去、路面補修や重機の借り上げ及び国庫補助を受けて復旧する町道4線の委託料と工事請負費の計上でございます。

同じく、2目公営住宅災害復旧費につきましては、公営住宅で発生した雨漏り、漏電防水シートの剥がれ等の修繕を行うものでございます。

最後に、3項1目その他公共施設災害復旧費につきましては、旧サイクリングターミナルの屋根のアスファルトシングル及び下地材が台風により一部剥がれ落ちましたので、最低限の部分修繕工事を行うものでございます。以上、歳出予算の補正総額は6億8,640万1千円でございます。以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。

休憩 午後5時14分

再開 午後5時23分

○議長（森口久士君） 再開します。

議案第70号に対する質疑を行います。質疑はありますか。4番松下議員。

○4番（松下 智君） 2点質問というか確認ですけれども、18ページ、10款1項2目13節委託料、PCBの件なんですけれども、先ほどの説明では県が一括するというふうに理解したんですけれども、県の計画に乗かってこれを処分しようとするわけですか。

それともう一点、250万円、相当な金額ですけれども、量がどれぐらいあったか。要するに、汚染者負担の原則といいまして、委託業者の処分が確実なんかいうことをちょっと確認したかったわけです。

それから、2つ目は20ページの11款1項3目の林道の件なんですけども、これは難しかったらいいんですけども、町内で林道が何線あるか。実は私全然知らないんですけども、もし1枚用紙ぐらいで落とせるんやったら地図に落としてもろたら。実はうちの近くで、林道かどうかわからないんですが、水が流れたあとがあるんです。大雨ごとに相当水が流れようところがあるんです、山なんですけど。そこが林道に該当するかどうか、少し懸念を持ったわけです。その2点、お願いします。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） PCBの廃棄物の件ですけれども、全国に保管されておりましたものが、順次国内にあります、5カ所だったと思いますけれども事業所で処理されております。今回、香川県のほうに処理する順番が回ってきたということで、私どものほうで保管していたものを処理委託するものでございます。

量でございますけれども、廃棄物の種類といたしまして、蛍光灯の安定器でございます。それが全部で23台ございまして、その処理費用がこれになるということでございます。以上です。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 林道の数でございますけど、今手元に資料がございませんので、あすまでにまた資料をつくりましてご提出するというご承知ください。

○議長（森口久士君） 4番松下議員。

○4番（松下 智君） その分は急ぎませんから、ゆっくりでいいですから、よろしくをお願いします。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 3点ほどお尋ねします。

1つは、12ページとほかにも出てくるんですけど、社会保障・税番号制度システ



ム整備委託料、これは業者とかはもうわかっているのでしょうか。この間、ベネッセの個人情報漏えいとか、そういう問題がすごくあるんですけども、そういう点についての懸念がある問題だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それと、14ページ、不当投棄の監視カメラ3台っていうことですけど、これほどこにつけてどういうふうな運用というか……

(「これ、内緒や」と呼ぶ者あり)

運用がわかれば教えていただきたいのと、もう一つは20ページで三都公民館でコピー機をリースするということなんですけど、公民館のコピー機っていうのはどういふ扱いになっているのかな。というのが、以前、西村公民館でコピー機がめげたときには公民館の中でしたような記憶があるんですけども、ちょっとその辺をお願いいたします。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（清水一彦君） 社会保障・税番号制度システム整備委託料として290万7千円を計上しております。これの内訳としましては、住基システム改修費用として、業者は両備システムズです。あと、システム改修費用で398万2,250円。税務システム、これは税のほうです、これのシステム改修費用が135万2,220円、統合宛名システム改修、これ全部両備システムズでございます。これについては、当初予算計上しておりました440万円、これが減額で124万3,180円、あと社会保障関連システム改修費用、これも減額で140万円、消費税が21万5,303円、合計で290万6,593円となっております。以上です。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 不法投棄の監視カメラでございますが、これにつきましてはおおむね3カ所を今考えております。1カ所は吉野地区、もう一カ所は東浦のほうの道路、吉田過ぎて土庄に向かう道路上です。もう一カ所につきまして

は、まだ決定はしておらんのですけども、常態的に不法投棄される場所について設置していきたいと考えております。ただ、カメラにつきましては恒久設置ではございませんで、一定の期間設置した上で機動的に回していきたいと考えております。一定の効果、あるいは実際不法投棄を摘発できた場合については、以降ダミーのカメラとかそういった運用も考えていきたいと思っておりますので、これについては、おおむね今3カ所を選定しておりますが、順次個体の場所も増やしていきたいですし、機動的に回していきたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 公民館のコピー機ですが、基本的に本体の費用については、買い取りの場合もございますし、つい最近はほとんどがリースですけども、それは町の社会教育課の一般会計のほうで対応をしております。それから、あとパフォーマンスチャージでありますとかトナーの購入費等につきましては、各公民館の運営費のほうで対応していただいております。

西村の公民館、日数がたちますんで、どのような購入の仕方になってたかはちょっと記憶にないんで、確認させていただきます。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） 不法投棄の監視カメラですが、これで不法投棄者が見つかった場合、どのような処置をとるつもりでおるのかお伺いします。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 従前、監視カメラ設置した事例もございます。その際は、事前に警察のほうと連絡をとり合いまして、不法投棄の現場と申しますか、車のナンバープレートとかそういったもので特定いたしまして、警察のほうの取り締まり捜査機関のほうでそういったお願いをするような形もとったことはございます。

ただ、一義的には、まずは我々環境衛生課のほうで回収のお願いをして、それに従わない場合については警察の協力を願うような形になってこようかと思えます。以上です。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） 個人の不法投棄になると最高1千万円というふうな形の罰金というか、それが伴ってくると思うんですが、その辺の啓発なりもしていかなかったら、カメラあるでと、その分の効果を上げていくにはそういうような部分の広報というか、それをしていく必要性もあるんかなと。そのほうがよりきくようなものになってくるんかなと思えますが、その辺はどうですか。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 大型ごみの一般質問でも答弁させていただきましたが、不法投棄の違法性、行為の違法性については徹底的に周知する必要を感じております。今後、広報あるいはホームページ、そういったもので啓発を展開していきたいと思えますけれども、協力機関といたしまして衛生委員会というのがございます。協力していただいておりますので、会合の際にもそういった周知を図って、自治連合会あるいは各種団体というのを活用しまして、そういった情報提供した上で違法性についての啓発というか、そういう形を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 1番大川議員。

○1番（大川新也君） 今の不法投棄のカメラですけど、今3カ所目がまだ決まっていないうふうな、この設置の条件というか、どういうようなところに設置するのか。不法投棄が見つければそこへ設置してもらえるものかどうか1点と、18ページのグリーティングカード、これは何ですか。詳しくちょっと説明していただきたいのと、同じく18ページの上の運動能力向上講習会等の謝礼、好評であったので

また延長するというふうなことですけど、これは保護者を呼んでの講習会か、実際どういふことをやっとするのか教えていただきたい。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 不法投棄の監視カメラにつきましては、申し上げたとおり常設ではございませんので、機動的に場所を変えていきたいと考えております。

ただ、以前はレンタルをして一定期間使用したことはあるんですけども、基本的には常態的に不法投棄される場所についてまずは設置していきたいと考えております。ただ、今回補正予算でつけていただいたとしても3台ですので、状況を見て台数を増やすなり、あるいは設置期間のスパンを検討するなり、今後はこういった形が一番効果的にそういう情報収集、不法投棄の監視ができるかということを試行を重ねながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 子育て共有課長。

○子育て共有課長（後藤正樹君） グリーティングカードのご質問でございますけれども、フォトスタンドのようなものと解釈していただいたらよろしいかと思えます。今考えておりますのは、町内の自然、文化の風景写真とか、それと応援メッセージ、お祝いのメッセージをあわせたものというものを考えております。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 運動能力向上講習会の講師謝礼等の説明でございます。

町内のこどもセンターを含めて各幼稚園で、園によって3歳、4歳、5歳児でばらつきがありますけれども、月に1回から2回程度、園の行事等との都合で、島外でこういう子供相手のインストラクターを経験している方がこの4月にこちらのほうへ帰ってきましたので、その方に依頼して、子供ですので1回当たり30分ぐら

いの軽い運動、マットとか平均台とか、そういう幼稚園にあるような器具を使って体を動かす運動をやっていくということでございます。6月に補正して、9月分までの補正をして実施していたんですけれども、各幼稚園等で非常に好評ですので、ある程度継続的にやって効果を見たいということで、来年3月分までの補正をさせていただきます。

○議長（森口久士君） 1番大川議員。

○1番（大川新也君） 今の不法投棄のカメラですけど、今日一日イノシシの話になりますけど、私の近くでも残飯を不法投棄するんです。そしたら、山からイノシシがおりてその残飯を食べて、ついでに畑、田んぼへおりてくるんです。本当にもうイノシシに困ってる状況なんで、ぜひそういうなところは幾らでもあると思うんです。これはカメラ、大変つけてほしいなと思うんです。個別的に。以上です。

○議長（森口久士君） 8番森議員。

○8番（森 崇君） 8ページだと思うんですけど、被災児童の生徒3名ということをおっしゃいましたが、どこの小学校か聞きたいと思います。

ほんでもう一つは、南海トラフと言われてますけど、海拔表示、これはもっと欲しいんですけど、実際は。僕もあるとこでNTTの電信柱の番号なんかを言うたりしたんですけど、そのままになっとんで、根拠みたいなんがあるんやったら言うてほしいと思います。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 被災児童生徒就学支援等事業費補助金は対象者は3名で、補助率は10分の10ということになっております。

（8番森 崇君「いや、失礼、学校名」と呼ぶ）

今の学校名ですか。今は安田小学校です。

（8番森 崇君「ほんなら、安田で3名ですね」と呼ぶ）

ぶ)

はい、そういうことです。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） ご質問にありました海拔表示ですけれども、設置の場所につきましては、各自治会のほうから要望を上げていただいておりますので、また自治会を通じてさせていただけたらと思います。

○議長（森口久士君） 13番浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 16ページの吉本新喜劇公演につきまして、ある程度私も聞いとんですけど、余りPRはされていないような感じがいたします。

そこで、この新喜劇が小豆島の公演がどういう形で決まってきたのかということ、入場券は3,500円だそうで、この皮算用いうんか、どういう券の売り方、大体見当がついておりますか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 先ほど部長のほうから説明がありましたように、吉本新喜劇のほうは、11月2日は土庄の中央公民館で2回、11月3日はサン・オーブのほうで2回公演されます。これにつきましては、現在、京都造形芸術大学の教授でありまして、瀬戸内国際芸術祭2013において、ザ・スター・アンガー、こちらは坂手港です。それから、同じように坂手の上のほうにありますアンガー・フロム・ザ・ボトムを制作されました、現代美術作家ヤノベケンジ様が、小豆島の名所などを台本に盛り込みまして、舞台美術も担当するなどしまして、吉本新喜劇とコラボしてつくったものです。台本は小豆島公演向けとなっております、通常の花月劇場では上演されないオリジナルとなります。

なお、事業費のほうですけれども、おおよそ1,100万円を予定しております。これにつきましては、チケットの販売収益、それから補助金、企業からの協賛金等を

予定しております。

チケットの販売につきましては、土庄町のほうは土庄町の商工観光課で、それから小豆島町のほうはオリーブナビで取り扱いをしております。観光協会、それから商工観光課と一体になって販売をいたしております。なお、現在のところ、まだチケットは来ておりませんが予約という形で受け付けをしております。1日に相当数予約の問い合わせが来ております。それから、遠いところでは大阪からの希望も何件かかかってまいっております。ただ、まだ購入まで至ってるかどうかは確認ができておりませんが、大阪から新喜劇の公演を見たいというような問い合わせもあります。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 小豆島町一般会計補正予算の中に含まれるマイナンバー制度です。社会保障・税番号制度システムについては、税や社会保障などの個人情報情報を国が一元管理する制度でありまして、社会保障の削減と、税や社会保険料の徴収強化につながる危険性があり、また原則不変の一つの番号で個人情報法を照合できる仕組みをつくることは、プライバシー侵害や成り済まし犯罪を常態化させる危険があります。多額の費用を使ってやるわけなんですけれども、その具体的なメリットも明らかにはなっておりません。そういう制度には反対いたしますし、また小豆医療組合負担金2億円という多額のお金も出ております。以上のことから反対をいたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私は、議案第70号小豆島町一般会計補正予算（第3号）について賛成の立場から意見を述べたいと思います。

今回の補正予算は、東日本大震災の復興事業などにより全国的に大型工事の入札不調が相次ぐ中、小豆島中央病院においても工事費の増嵩が避けられなかったことに伴う小豆医療組合への負担金の増額を初め、台風11号に伴う各施設の災害復旧事業、バス路線の維持確保事業、またマイナンバー法に対応するための電算システム改修事業、防災備品の整備事業など、必要かつ緊急性の高い予算が計上されたものであります。

また、今年度予算余剰金の2分の1を上回る額を減債基金に積み立てるほか、有利な地方債や補助金等の獲得など、今年度の一般財源の抑制だけでなく将来の財政運営にも可能な限りの配慮がなされているものと認められます。よって、私は議案第70号に賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第70号は原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数と認めます。よって、議案第70号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）は原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第29、議案第71号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。



○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第71号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の92ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の額に歳入歳出それぞれ313万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億312万6千円とするものでございます。

続いて、その内容につきまして、別とじの補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の27、28ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

3款国庫支出金、2項1目1節財政調整交付金ですが、437万9千円を減額するものでございます。これは福田診療所の廃止に伴いまして、調整交付金のうち福田診療所への特別調整分として国から交付される交付金が減額となることから補正するものでございます。

次に、9款繰入金、1項1目3節職員給与等繰入金ですが、124万6千円を増額するものでございます。これは、社会保障・税番号制度導入に係る国民健康保険システム整備費用について、一般会計から繰り入れされることから補正するものでございます。

次に、歳出の補正になります。

1枚めくっていただき、説明書の29、30ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目13節委託料ですが、124万6千円を増額するものでございます。先ほど歳入でご説明いたしました社会保障・税番号制度導入に係るシステム整備委託料でございます。

次に、11款諸支出金、3項1目28節繰出金ですが、437万9千円を減額するもの

でございます。これも、先ほど歳入にてご説明いたしました福田診療所の廃止に伴いまして直営診療施設勘定繰出金を減額補正するものでございます。以上、簡単ですが、議案第71号の説明を終わります。ご審議いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

11番鍋谷議員に申し上げます。本会議においては通告制をとっております。円滑な議事運営が困難になることも考えられますので、以後通告するよう注意します。発言は認めます。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 議案第71号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算に反対をいたします。

理由は、社会保障・税番号制度システム整備委託料が入っていることで、その中身については先ほど述べたとおりです。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第71号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第71号平成26年度小豆島町国

民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第30、議案第72号平成26年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第72号平成26年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の94ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の額に歳入歳出それぞれ3,110万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ520万3千円とするものでございます。

補正の理由は、福田診療所の廃止に伴うものです。

続いて、その内容につきまして、別とじの補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の35、36ページをお開き願います。

まず、歳入の補正になります。

1款診療収入、1項1目国民健康保険診療収入から6目の介護報酬収入の介護保険主治医意見作成料までの合計2,357万1千円の減額となります。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項1目文書料の健康診断等文書料で1万9千円の減額となります。

さらに、3款繰入金、1項1目国民健康保険特別会計繰入金と2目一般会計繰入金のへき地診療所運営繰入金の合計で744万3千円の減額となります。

また、5款諸収入、1項1目雑入の薬品容器代等で7万円の減額となります。

次に、歳出の補正になります。

説明書の37、38ページお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費ですが、1,617万7千円を減額するものでございます。内訳は、診療所の廃止に伴います2 節の給料から19 節の負担金補助及び交付金までの減額の合計でございます。

次に、2 款医業費、1 項 1 目医療費ですが、1,492万6千円を減額するものでございます。内訳は、先ほどご説明いたしましたとおり、一般管理費と同様に診療所の廃止に伴います11 節の需用費、13 節委託料、18 節備品購入費の減額の合計でございます。以上、議案第72号のご説明を終わります。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第72号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号平成26年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第31、議案第73号平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第73号平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の96ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の額に歳入歳出それぞれ68万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,350万3千円とするものでございます。

続いて、その内容につきまして、補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の43、44ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

3款繰入金、1項1目1節事務費繰入金ですが、68万5千円を増額するものでございます。これは、社会保障・税番号制度導入に係る後期高齢者医療保険システム整備費用について、一般会計から繰り入れされることから補正するものでございます。

次に、歳出の補正になります。

説明書の45、46ページをお開き願います。

1款総務費、2項1目13節委託料ですが、同じく68万5千円を増額するものでございます。先ほど歳入でご説明いたしました社会保障・税番号制度導入に係るシステム整備委託料でございます。以上、簡単ですが、議案第73号の説明を終わります。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

11番鍋谷議員に申し上げます。本会議におきましては通告制をとっております。

発言は今回は認めます。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 議案第73号平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、社会保障・税番号制度システム整備委託料があるために反対をいたします。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第73号平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第73号平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第32、議案第74号平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） 議案第74号平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の98ページをお願いします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ1,680万5千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ19億1,346万2千円とするものでございます。

続いて、その内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の51、52ページをお願いします。

初めに歳入の補正でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業交付金、2節過年度分184万9千円です。平成25年度の地域支援事業費に対する第2号被保険者の保険料の不足分について追加交付を受けるものです。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金、1節事務費等繰入金159万2千円です。マイナンバー制度実施のためのシステム整備に係る費用を繰り入れるものでございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金1,336万4千円です。国の負担金等の返還に必要な額を前年度の繰越金で充当しようとするものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

53、54ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料159万2千円でございます。マイナンバー制度実施のためのシステム整備に係る業務委託料でございます。なお、この事業には国庫補助がありまして、委託費の3分の2、106万1千円を一般会計において計上しているところでございます。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金利子及び割引料1,521万3千円でございます。これは、平成25年度の介護給付費、地域支援事業費に対して国県支払基金など概算で交付を受けていた交付金のうち、実績に対して過大に交付を受けていたものについて返還するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第74号平成26年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

11番鍋谷議員に申し上げます。以後通告するよう注意します。発言は認めます。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第74号平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算に反対をいたします。

社会保障・税番号制度システムに反対をするためです。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第74号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第74号平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第33、議案第75号平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第75号平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の100ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の額に歳入歳出それぞれ3,643万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億13万2千円とするものでございます。



その内容につきまして、別冊の補正予算説明書で説明させていただきます。

説明書の59ページをお開きください。

歳入の補正になります。

7款諸収入、1項1目1節雑入であります。福田水道一般社団法人の剰余金3,543万8千円を追加するものであります。これは、福田浜、尾崎地区の水道事業を運営しておりました福田水道一般社団法人が解散し、法人の清算手続が終了したことから、剰余金を受け入れするものであります。なお、法人が所有しておりました施設設備等につきましては、平成26年4月から福田簡易水道事業に統合しております。

続きまして、9款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金であります。福田水道一般社団法人が管理しておりました施設等の維持管理経費、これの財源として100万円を追加するものであります。

次に、1枚めくっていただき、61ページをお願いいたします。

歳出補正になります。

1款総務費、1項1目一般管理費、25節積立金であります。福田水道一般社団法人から受け入れた剰余金全額を財政調整基金へ積み立てるものであります。用途につきましては、法人の剰余金であることから、福田浜及び尾崎地区の水道施設の維持管理に充てるものとしております。

2款業務費、1項1目送配水費、11節需用費であります。統合いたしました福田浜、尾崎地区の水道施設の管理費としまして、修繕料100万円を追加するものあります。以上、簡単ではございますが、議案第75号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第75号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第34 請願第2号 解釈改憲による集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回

回を求める意見書の提出に関する請願

○議長（森口久士君） 続いて、日程第34、請願第2号解釈改憲による集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出に関する請願については、小豆島町議会会議規則第91条第1項の規定に基づき、所管する常任委員会に付託することとなっておりますので、お手元に配付の請願文書表により、総務建設常任委員会に付託いたします。

なお、請願第2号の審査報告はあす9月18日の本会議にお願いいたします。

以上で日程を終了いたしましたので、会議を閉じます。

次回はあす9月18日午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。大変ご苦労さまでした。

散会 午後6時12分